

平成24年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成24年9月5日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 矢野 隆行 2番 梶山 幾世
 3番 井狩 辰也 4番 市木 一郎
 5番 高橋 繁夫 6番 奥村 治男
 7番 中島 一雄 8番 丸山 敬二
 9番 西本 俊吉 10番 坂口 哲哉
 11番 立入三千男 12番 太田 健一
 13番 野並 享子 14番 小菅 六雄
 15番 田中 孝嗣 16番 三和 郁子
 17番 鈴木 市朗 18番 内田 聡史
 19番 田中 良隆 20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育委員会委員長	木下 圭子
教育長	南出 儀一郎	政策調整部長	富田 久和
総務部長	竹内 睦夫	市民部長	中島 宗七
健康福祉部長	佐敷 政紀	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	井狩 重則
都市建設部長	橋 俊明	環境経済部長	山本 利夫
教育委員会政策監 (文化振興担当)	千歳 則雄	教育部長	新庄 敏雅
政策調整部次長	深尾 永司	総務部次長	田中 利昭
広報秘書課長	寺田 実好	総務課長補佐	武内 了恵

出席した事務局職員の氏名

事務局長	東郷 達雄	事務局次長	白井 芳治
書記	三上 忠宏	書記	若井 美園

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（田中良隆君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、諸般の報告を行います。出席議員20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配布済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元の文書のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第14番、小菅六雄君、第15番、田中孝嗣君を指名いたします。

日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。発言順位は一般質問一覧表のとおりであります。順次発言を許します。質問に当たりましては、簡単、明瞭にされるように希望いたします。

それでは、通告第8号、第14番、小菅六雄君。

○14番（小菅六雄君） 皆さん、おはようございます。

それでは、3点について質問を行います。

初めに、消費税増税による自治体及び市民の暮らしに対する影響等についてお尋ねいたします。ご承知のように、消費税増税による市民と地域経済及び市財政に対する影響についてであります。増税法案が去る8月10日、自民党、公明党、民主党、3党の賛成で可決、成立をいたしました。ご承知のように、多くの国民が増税に反対する中での強行と言わなければなりません。これは、法案可決後も、各種世論調査でも、増税反対が多数を占めています。まさに、国会の意思と国民の意思とのずれがあります。このことは、去る8月28日、参議院本会議で野田内閣に対する問責決議案の可決として示されているもの

であります。

今回、増税は、２段階で１０％への引き上げであります。それでなくても、深刻な不況の中、増税となれば、税の逆進性による消費税で市民の暮らしを直撃いたします。また、一層、経済及び消費の低迷による、とりわけ、市内でも、中小零細企業を直撃することは明らかであります。ひいては、市財政、税収にも影響するものと考えます。本来、必要なことは、消費税の増税ではなく、根本的には、税と社会保障の財源は能力に応じて負担する税制の仕組みを原則にすること、また、税金の無駄遣いをなくし、国民生活を守ることだと思います。消費税法案、そのものは可決されましたが、この際、改めて市長の見解をお聞きいたします。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。小菅議員の消費税増税に対する市長の見解についてのご質問にお答えをいたします。

先般、いわゆる社会保障と税の一体改革法が成立をいたしまして、消費税率が平成２６年４月に８％、２７年１０月に１０％へ２段階で引き上げられることが決まりました。

増税の第一の理由は、毎年１兆円規模で膨らみ続けるとされている社会保障財源の確保とされています。しかし、将来の社会保障の姿が先送りされた中で、比較的混乱もなく、よくも増税が実現したものだという考えを持っております。これは、社会保障充実への期待感からではなく、累積する国と地方の債務残高への諦め感が、国民の間にあったからではないかと考えます。また、長年の公共事業主体の景気浮揚政策による税収増の期待が裏切られ続けてきた失望感も重なっているのではないかと考えます。

ただし、税収確保につきましては、現下の円高、デフレの直下や雇用情勢を含め、景気動向から見ますと、果たして、もくろみどおりの税収が上がるか不透明であると懸念をしております。また、税の改革といっても、負担の公平にも配慮した、総合的な税制改革ではなく、消費税の増税だけが先行されたものと考えております。

消費税は、以前にも別の議員のご質問にもお答えをいたしましたし、ただいまのご質問でもご指摘のあったとおり、逆進性を持っています。所得補填や軽減税率が採用されるとしても、特に低所得者の負担が重くなる恐れがあり、格差の拡大と社会の健全さが失われるのではないかと懸念をしております。

一般的に消費税率の高い国は社会保障がきめ細かく、厚くなっていますが、その展望も不明確な中、雇用が伸びず、増税がなくても厳しい現状で、格差の拡大と社会の活力低下

にならないためのセーフティーネットが速やかに築かれなくてはならないと考えます。特に、社会構造、産業政策、外交通商の正常化と強化も含めた、職の創設による雇用の拡大と安定化策は欠かせないと考えております。

総理は、増収分はすべて社会保障として国民の皆様には還元をされる、すべて社会保障として使われるということをお約束させていただきたいと思っておりますと述べていますが、今回の税率引き上げ分のうち、社会保障の拡充に回るのは約1%とされています。

いずれにしても、意図されているところが、どのような形の誰のための社会保障なのかにも注視しつつ、今後の政策展開に期待をするとともに、市民の元気と安心のための市の取り組みについても強化をして、進めていかなければならないと考えております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 今答弁をお聞きしまして、私もほぼ市長の言うとおりでと思います。本当に税収が上がるのか、あるいは、市長も言われましたように、増税だけが先行しているのではないかと、すべて社会保障と言ったが、しかし、実際ではそうでない恐れがある、まさに市長の言われたとおりでと思います。

そこで、法案が可決、成立をいたしました。今後、市民の暮らしですね。あるいは、地域経済等々の影響を行政のほうはどうお考えなのかということなんですけども、これは以前にも言ったことがあります。先ほど言いましたように、そうでなくても深刻な不況の中なんですけども、中小零細業者は増税となれば、消費税を転嫁できるかどうかということなんですけども、これは日本商工会議所、あるいは、全国商工会連合会、あるいは、全国中小企業団体中央会等の共同調査なんですけども、売り上げを見ていただいたら、1000万から1500万の企業では、35%が、とてもじゃないけど、消費税は転嫁できない。自分がかぶるということですね。一部だけは、何とか転嫁できるだろうということで、70%の業者が消費税はとてもじゃないけど転嫁できない。例えば、2000万から3000万のところでも、ほぼ60%ですね、とてもじゃないけど、消費税は転嫁できない。売り上げが約1億の企業でも、約5割が転嫁できない。このように税制で消費税を納めるということができない、そもそも、こんな税制そのものが本当に間違ってるんではないかと思うんですけどね、根本的に。

そういう意味で、先ほども市長も言われましたが、本当に市の経済の一層の落ち込みも予想されるわけなんです。そういうことで、その辺をどう見込まれてるのかお聞きしたい

と思います。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） おはようございます。

それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

増税による市経済への影響のご質問でございますけれども、消費税が導入されたときや、また税率が3%から5%に引き上げされたときの状況から類推いたしますと、引き上げ直前の数カ月間は駆け込み需要がありまして、また、引き上げ後は、逆に一定期間、消費が落ち込むということが過去の例で予想されますけれども、その程度や期間は、現時点では、国の需要予測などが示されておられませんので、まだ具体的な見込みについては立ててはおりません。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） しかし、先ほど言いましたように、少なくとも、これを見る範囲では、深刻な影響を、市内の経済、あるいは、中小零細業者中心に影響を与えると思うわけですが、そういう認識はございますか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） 確かに、おっしゃるように、どういう影響が出るかというのは、いろいろな角度から分析すれば、いろいろあると思います。議員ご指摘されるような懸念もあるかと、このようには認識しておりますが、その影響の幅なり深さ等については、今の段階では申し上げることはできません。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 確かに、そういう側面もありますけど、よく注視していただきたいと思います。

それで、これも先ほど市長が言われましたが、本当に税収ははかられるのかどうかですね。これも以前、議会で表示されたことがあるんですけども、税収であります。国、地方合わせての税収であります。消費税が3%から5%に上がったとき、1996年には、90.3兆円あった税収が4年後の2010年には、76.2兆円、約14兆円も減っているわけですね。消費税はもちろん増税しましたが、ふえています。しかし、実際は、これに基づく景気の低迷、消費の低迷等々で、所得税、住民税は約3.5兆円、法人税も減っておりますし、全体としてこういう自体なんですね。

それで、一番下のほうに書いておりますように、消費税増税時ですね、1990年、こ

のときは、同じく60.1兆円あったわけなんですね。しかし、4年後を見たら、全体で50兆円に税収がなっている。約10兆円減っているわけなんですね。これは消費税で増税になったとしても、結局、全体として国、地方の税収が減る、これはまさに言葉なんですけど、欠陥税制と言わなければならないと思うんですけど、そういう意味で、不確定要素はありますが、市民税等、減収も考えられます。

また、本市における企業会計、特別会計等についても影響が出てくると思いますし、同時に、現在、新病院の整備について可能性を検討されておりますが、これも以前、報告がありました。増税となれば、これも大きな影響を受けるとは思います。その辺、どう判断されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） 3点目、市財政への影響ということでございますけれども、まず、地方消費税交付金は税率の引き上げによる消費の動向を一切加味せず、単純に措置される率だけで計算してみますと、8%になったときには、現行の1.7倍、それから、10%のときには2.2倍になると、こういう予測でございます。

また、市民税への影響も前述の理由から見込みを立ててはおりませんし、企業会計や特別会計につきましても、例えば、医療では診療報酬に、それから、介護では介護報酬に、それぞれどう反映されるか不確定な要素があることから、今、試算するにも前提条件に幅があり過ぎて、影響額は示すことはできません。

それから、新病院の整備の収支シミュレーションにおける影響につきましては、6月に都市基盤整備特別委員会の資料でお示しをいたしましたとおり、材料費やその他、経費等に影響が出てまいります。仮に、消費税が10%となりますと、その対象となる経費が約10億円になりますので、消費税の増額分に当たる5%、約5,000万円ほどの影響が出ると、このような見込みで報告をさせていただいております。

なお、この病院経営における負担増につきましては、すべての病院に影響が出ますことから、診療報酬の改定により、病院経営の収入に対する一定の配慮がされる可能性もありますので、現段階で想定できる範囲での回答とさせていただきます。

○議長（田中良隆氏） 小菅議員。

○14番（小菅六雄） いずれにしましても、先ほど言いましたように、所得税、住民税、国税地方税を合わせてですけれども、前回の増税のときも大きく税収が落ちてるということですので必至だと思います。

それで、3月議会のときには市長のほうからでしょうかね、一般会計の新年度の予算ベースで見ると、約、物件費、維持補修費、普通建設事業費で3.4億円ぐらい影響が出るのではないかということも言われましたので、いずれにしましても、大きな影響を与えるのが必至でありますので、ちょっと先に進みますが、結論的には、私、市長が言われたように、消費税の今回の増税が、増税ありきで社会保障財源としてどうなのかという問題ですね。あるいは、税制のあり方についての根本問題等ありますので、今後、市長については、そういう意思を国なり関係機関にぜひ表明していただきたいと思います。

次に、2点目の問題に行きます。いじめ問題と教育行政についてお聞きいたします。本日は教育委員長、ご苦勞様でございます。よろしく願いいたします。

ご承知のように、大津市の中学校2年生のいじめによります自殺事件であります。これは教育関係者のみならず、多くの県民、市民から、苦しみながら亡くなった子供を、何とか助けることができなかつたのか、あるいは、なぜ学校で、こうした事件が繰り返されるのかなど、本当に自分自身に問いかけるように、深刻に皆さん、お思いだと思います。言うまでもなく、二度とこうした事件を繰り返してはいけないわけではありますが、そのためにも、いま一度、教育とは何か、こういう原点に立ち返ることが必要だと思いますし、何よりも子供たちの命を守る、子供たちが人間として大切にされる学校づくりを進めることが、今、求められると思います。

それで、今回の大津の事件であります。まだ解明を待たなければならない部分もありますが、先に言いましたように、学校は何よりも子供の命、人権を大切にするところであります。それにかかわらず、大津市の場合、その学校が持つべき教育的機能が発揮されなかつた。子供がいじめで苦しんでいる事態が起きているときに、適切な対応がされなかつた。また、いじめと自殺の関連が強く疑われている状況にあつたにもかかわらず、早々に調査を打ち切つた学校や教育委員会の対応に重大な問題があつたことは、これまでで明らかだと思います。

具体的な点でも言いますと、大津市の場合、いじめについて、学年や学校全体で教職員で共有しながら対応してきたのかといいますと問題がありますし、学校と教師集団が、いじめについて、子供たち全体と、子供たちと向き合い、問題解決を目指したのかということと考えますと、ここは問われていると思います。ここでも曖昧な対応に終始していたと考えます。

いずれにしましても、子供の現状・課題を率直に議論しまして、協力して取り組める本

来の教職員の集団は不可欠であります、それだけに、本来、教育委員会なるものの役割ですね。教師集団や学校、教育委員会の役割は、本来、教師集団や学校の取り組みを励ますこと、また、教育条件を整える立場、それが教育委員会の役割だと思うわけですが、しかしながら現実の学校現場は、いじめ問題だけではありませんが、義務教育の根本であります、いわゆる基礎学力の向上、また子供たちの成長をはかる課題について、私はこれを困難にしている今の教育条件、教育政策があると考えています。

このことは、教育委員会でも多分、御存じだと思いますが、日本の学校教育について、2010年6月に、国連子供の権利委員会がこういう勧告を日本政府にしてるんですね。高度に競争主義的な学校環境がいじめ、精神的障害、不登校、登校拒否、中退及び自殺の原因になっていると、これを指摘しまして、この学校システムを、全体を見直すことを日本政府に勧告しています。これほど世界的に、日本の教育の私から言わせますと、ゆがみと申しますか、ことが世界的に明らかになってると思います。

つまり、子供たちに効率と成果だけを求めている今の評価制度ですね。また、人を大切にしない自己責任論、今、こういうのがまかり通ってるわけですが、結果として、子供たちが多大なストレスを抱えている。また、教師にしましても、本来、多忙な勤務状況の中、教師と学校を数値で評価する今の教育政策ですね、これが、こういういじめ問題も含めて、教育全体について、教師が本来の教育に情熱を向けられないと、そういう環境に私は置かれてると思うんですけども、簡単に言いましたが、今回の大津のいじめの問題は、教育の根本を問直す問題と考えるわけですが、野洲市の教育委員会として、今回の事件に対する見解及び何を教訓にしようとしているのか、この際、教育委員長の所見をお聞きしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（木下圭子君） 議員の皆様、おはようございます。皆様と久しくお目にかかれる機会を与えていただきまして、感謝を申し上げます。

ただいまの小菅議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

大津市の事件に関する見解と、それから本市教育委員会における場合に何を教訓にしたのかというお尋ねでございますが、大津市の事案につきましては、現在、さまざまな機関で調査がされておるわけですが、教育に携わる者として、どのような事情があったにせよ、生徒1人の命が失われたということは絶対にあってはならないことだと考えています。学校は楽しいところ、そして安心できる場所だというふうに私どもも思っております。

ますし、亡くなられた生徒さんが、どういう思いで学校生活を送られていたのかということ、を推しはかりますと、本当に言葉もございません。亡くなられた生徒さんのご冥福を祈るばかりでございます。

本市教育委員会としましては、先ほども小菅議員さんのお話にもありましたように、とにかく5,404名、幼・小・中で生徒一同がいるわけですけれども、その命、それから体の安全を守るということは、学校、それから教職員の使命で、責任であるということは当然ではございますが、そのために、やっぱり子供の日ごろの行動を見て、いじめの問題発生時には、疑わしい場合も含めて、迅速に、そして組織的に対応を進めていくということが大事であるというふうに考えています。そして、プライバシーというものに配慮しつつ、なお情報化の共有、それから透明性の確保が必要だと考えています。また、早期に問題に気づき、その場、その場で、毅然とした態度をとるといふことの大切さも、今回の大津市の事案の中から再確認を改めてしたところでございます。

日常的に未然防止の取り組みと迅速な対応、そして学校や関係機関、市長部局との密な連携への備えを怠らないように考えております。私ども教育委員会は学校を守り、子供を守り、そして地域へ確かな情報を発信しつつ、これからも子供の命を守ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） ありがとうございます。

そういうことで、人1人の命が奪われた、当然あってはならないということで、迅速、組織的に今後、これまでもそうなんでしょうけど、対応していくということなんですけども、改めて再確認ということも言われましたが、もう少しよくわからないんですけども、大津市でこういう事件が起こりまして、ほぼ2カ月ほどたっているわけでありまして、毎月の定例教育委員会もされていますが、この間、先ほど答弁されましたが、もう一つ、ちょっとよくわからなかったんですけど、教訓なり、今後の対応なり、教育委員会、委員の会として何か議論されたのか、そこら辺もちょっとわからなかったのも、もし教えていただければ。

○議長（田中良隆君） 教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（木下圭子君） 毎月の定例委員会、そしてその後で私どもは懇談会を持ちましているときと、それからまた、去年度からは会議、委員会の前に、いわゆる委

員全体でのミーティングなり、そのとき、そのときに課題になっていることを話し合うような時間を持ちまして、その中で大津市の問題についても、また本市で起きております、いじめ等の事案についても委員がそれぞれの考えを述べて、そして、学校にどういう働きかけをしたらいいのか、地域にどういう働きかけをしたらいいのか、教職員が的確な動きができるように、どういうふうにしていったらいいのかというふうなことを、常々、深めているところでございます。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） それでは、具体的な本市の取り組みについて、教育長、部長も含めてお聞きしていきたいと思っております。

それで、まず初めでありまして、本市の小中学校でのいじめの問題で、いじめの定義と現状なり、その場合の対応の基本ですね。また、教育委員会等の連携ですね。答弁は簡潔でよろしいので、初めに教えていただければと思います。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） ただいまの小菅議員のいじめの定義なり、現状と対応についてお答えをさせていただきます。

いじめにつきましても、定義としましては、当該の児童生徒が一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものと、このように文言としてはなっております。

いじめの現状についてでございますが、7月末現在におけます本市内の小中学校におけます、いじめ及びいじめの前段階になりますが、児童生徒間のトラブル、いじめに発展するかもしれないという認識をしている件数についてですが、いじめの事案として指導を継続中のものは1件でございます。また、いじめに発展するかもしれないと認識しているもの、悪口や無視をするなど、そういった児童生徒間のトラブルで指導した事案が61件となっております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 今、教育長が言われましたように、文部省の定義では、生徒自身が心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの、これは平成18年でしたかね、改正されまして、なったわけなんですけども、その関係で定義について若干お聞きしたいんですけども、この間、総務、文教福祉常任委員会の協議会で説明

されましたよね。そのときに、いじめに発展する恐れのあるものと、いじめと違いましたね。

しかし、説明を受けた範囲では、いじめに発展する恐れのあるもの、これ自身も、資料ですね、これについても文科省の定義から見れば、いじめそのもののようを感じるんですけども、そこら辺はどう認識されてるんでしょうか。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 例えば、靴がなくなった、そういった場合に靴を隠したのか、あるいは、不始末でどこかへ行ったのか、そういったことが、まだ原因究明がない状況の中で、靴がなくなったということがいじめにつながる可能性もございますし、いや、これはいじめではないというように判断されるかもわかりません。そういった段階でも、私たちは、いじめというのはいつでも、どこでも起こり得る可能性があるものだという形で、いじめの可能性を持って、指導に当たるということでございます。

そこで、県のほうへの報告につきましても、いじめの件数何件、そしていじめに発展する可能性のある件数何件というような形で報告をするようになりました。そのような点では、継続的に、ずっと精神的な苦痛をという、この文部科学省の定義によりますのを、一応、いじめの件数として挙げておるところでございますが、指導の段階では、いじめに発展する可能性のある事例も、いじめの事例も、同じように生徒の、あるいは児童に対しては指導をしていると、こういうところでございます。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 同じように取り組むわけですけども、もしあの定義から見たら、若干ちょっとこの以前説明された中身はいかがなものかなと思うところがありますので、今後きちっとしていただきたいと思います。

それで、これまでからそう思うわけでありましたが、文字通り、このいじめの対応ですね。学校、教職員の、文字通り、私は教育的観点での対応を基本とすることが必要やと思うんですけども、これもいざ対応、この間、これも教育委員会が出された資料ですけども、いじめに対する対応で、1から7までありまして、該当児童、生徒への聞き取り、あるいは事実確認の集約、子供同士の謝罪の場の設定、家庭訪問、保護者と本人の学習会、それと、終盤全体指導、これは学級会、学年集会のことを言ってるんでしょうかね、開催する等々なんですけども、もちろん、いじめはいろんなケースがあって、一概的に、この順番通りにはいかないとか、いろいろあると思うんですけども、私はこれを見まして、2点につい

て若干、考えるべきところがあるんじゃないかと思うんですけども。この対応の仕方が、子供の目線と子供の立場で対応されてるかどうかということですね。

今言いましたように、いじめそのものは命にかかわる問題ですから、緊急避難的対応も必要であります。例えば、6番目の全体指導、学級会、学年会のことを言うんでしょうかね。これはずっと順番に仮にやられたとしたら、遅い、子供たちに対する取り組みですね。私は、もっとこの問題を子供たち自身で解決、議論させる、その能力を引き出すことですね。同時に、これは全体指導と、指導という観点ですね。私は指導という観点ではないと思うんですね。上から指導する、そういう観点ではないと思うんです、こういう問題は。子供を育てる、応援するという観点、子供の能力を引き出せる、そういう立場から学級会、学年会をするべきだと思うんですけども、指導という観点では、私はだめだと思います。その点、どうお思いでしょうね。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） この野洲市のいじめに対する対応につきましては、これはいじめという事案が起こったときの対応の一つのルールとして、1から7番まで書いてございます。これは県の「ストップいじめアクションプラン」の中にも、そういったひな形がありまして、それに基づいておるわけでございますが、今、小菅議員のおっしゃいます件につきましては、確かに、子供たち同士、そういったいじめの問題なり、あるいは、いじめを防止していく、そういったことを考えさせるということは非常に重要でございます。

現に、野洲市内の小・中学校におきましても、生徒会が、執行部が考えてポスターを張ったり、あるいはいじめの問題について学級で討議をしたことを寸劇にして、そして、みんなで考えたりというような事例が各学校で行われております。まさに、子供たち自身の討議や、あるいは話し合いや考え方の中で、そういったいじめ問題を考えさせていくという、これは非常に大事なことだろうと、そんなふうに思いますし、現にそういった取り組みも行っておるというところでございます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 余り長く議論をする時間がないんですけど、私が言いたかったのは、全体指導をするということですね。別に文言にこだわってるわけじゃないんですけども、上からの目線で子供たちに指導するという、そういう視線の延長が、こういう言葉として出てると思うんですね。子供たち自身に考えさせる、能力を引き出す、解決する議

論、そういう意味で議論させる、そういう観点はないのではないかと、これを見る範囲ではと思ったんですね。

それともう一つ、これを見まして、もう一つ思ったのは、対する対応ですが、この中で、別のところであるのかもわかりませんが、教師と学校の取り組みはこの中では見えてこないですね、教師集団の情報の共有、それから方向の議論ですね。これが見えないんですけども、これを見る範囲では、関係の教師のみで対応するということになってますが、これでは全体解決につながらないと思うんですけども、その点はいかがでしょう。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） この1から7のところには、文言としては入ってございませんが、当然、学校全体の教師の情報の共有化、あるいは共通化、そういった中で、全体の組織的な対応をどの学校も必要なところでもございます。どんなささいなことにつきましても、教師全員が情報を共有化し、そして、ケース会議や、あるいは、生徒指導の委員会なり、あるいは、そういったことを通して、全体の職員会、そういった教諭の中で一つの事例、事案を検討をし、そして、この1から7の、この指導に乗せていくと、こういうふうな形になってございます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 一般的な、例えばの例になるかもわかりませんが、いじめに発展するおそれのある児童の問題が明らかになった時点で、教師集団、学校は具体的にどういう全体対応を、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） そういったいじめの事案というのは、いろんなところから情報提供がございます。例えば、児童のほうから学級担任にそういった話が、あるいは、相談がありますと、学級担任は、まずは学年のところへ連絡をする。学年主任に連絡をし、学年で共有をする、学年主任のほうは、学校の生徒指導の委員会、あるいは、教育相談の委員会等々、名前はいろいろございますが、要するに、いじめの対策会議のような、そういった会議にあげていきます。そして、それを職員会全体の共有の場で論議をして、そして、どういうふうな方向性で、たちまち何をすべきなのか、中期、長期的には、どういった対応が必要なのか、そんなことを方針を決めまして、そして学年、あるいは担任、あるいは生徒指導の主事なり、そういったものが具体的に対応をしていくと、こういったのが、

一般的な学校での対応のルートでございます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番(小菅六雄君) 質問通告を出しておりました③のところに行ってるんですけど、今、議論させていただいてる部分が。もちろん、いろんなケース、例がありまして、ひとくくり、一概に言えないんですけども、例えば野洲市内でも、こういう保護者からの意見があるんですけども。いじめている子、いじめられている子、ひっくるめて教育者が一人一人に目をかけていかないといけません。要するに、その子に合った解決策を教えていくのが教育者だと思います。現在の先生は、問題があっても、まず学校のリスク回避をする言葉しか言いません。これでは、先生は何と向き合っているのか、さっぱりわかりません。

これはよその例やなくて、野洲市内の例なんですけども、私がここで言うのは、別に教師をここで批判するとか、そういうことではないんです。少なくとも、今、保護者と教師、学校との意思の疎通というか、信頼関係が、これは部分的かもわからないですけども、とれていない、そういう反映だと思うんですね。そういう意味では、質問通告にも出しておきましたが、今、教職員の置かれている現状ですね。本当にきちっと子供たちに向き合う学校現場なのか、勤務、労働条件がそういうようになってるのかというと、これは改善しなければならないことがいっぱいあると思うんですね。

教育長、これは文部科学省の教員勤務実態調査、こういうなんが行われてるのは御存じだと思うんですけども、毎年ではないみたいですが、ここで、これを見ていただきたいんですけども、例えば残業時間ですね。ちょっと古いんですけども、昭和41年は1カ月当たり8時間でしたんですね。これが平成18年では、34時間になっています。同じく休憩時間というのは、昭和41年では32分、これは1日ですけどね。平成18年では、14分になってるわけなんです。本当に大変な時代だと思うんですね。こういう状況に置かれているということなんですけども、もしこの文科省の教員勤務実態調査との関係で、本市との現状、場合、資料的なやつが、もしありましたら、ちょっと明らかにしていただきたいと思います。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 残業時間がどれだけかというのは、本市で詳しく調査はしておりませんが、これは月34時間ということだろうと思うんですけども、確かに、教師の多忙感なり、あるいは日常の生徒指導の問題、あるいは中学校でございまして、部活動

がございます。それから、いろんな一人一人の生徒への対応でありますとか、あるいは調査書類の書類の多さとか、そういった実情については、現場の教職員のほうからも、多忙感については聞いておりました、認識はしておるところでございますが、こういったことにつきましては、一つの例といたしましては、校務文書を今までの校務文書から見直しまして、いろんな工夫をして、できるだけ教職員の多忙感を取り除く工夫をいたしましたり、あるいは、いろんな地域の皆様との共同なり、協力なり、そういった対応をしておるところでもございます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） いずれにしても、これをまたちょっと見ていただきたいんですけども、これは全日本教職員組合の調査なんですけども、勤務の実態ですね。小学校、中学校、支援学校ですけども、いつ倒れてもおかしくないというのが小学校では9.8、中学校では13.1%ですね。かなり忙しいのが小学校で50.1%、中学校では54.2%ですね。あと忙しい、まあまあゆとりがあるというのは、10%未満ほどですね。本当に勤務実態が大変な中ということです。

それと、仕事の量、これはかなりふえているというのが、小学校で27.8%、ふえているというのが52.4%、傾向は中学校も支援学校も同じでありまして、変わらない、減ってるというのは20%前後ですね。全体、仕事の量がかなりふえているということですね。

これが、先ほど教育長が言われた仕事の内容ですね。何がふえてる、何が忙しいということなんですけども、小学校、中学校、支援学校ですけども、まず一番が書類作成ですね。これは15年、20年前に比べたら、かなりふえてますね。いろんなことについて、昔、以前に比べてかなり詳しい資料を求められる、書類を求められるということも含めて、肝心の授業時数に対する仕事の内容のことでは、余り準備も含めて取り組めないということですね。こういう状況がありますよね。

ですから、こういうことを、先ほど言われましたが、本当に認識されているのか、本当に大変だと思うんですよ。その改善なくして、教師が本当に頑張ることが私はできないのではないかと思うんですけど、その点について、どうお考えでしょうか。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 教員が一人一人の子供たちときちっと向き合うためには、教

職員のゆとりとといいますか、心のゆとりとといいますか、物理的なゆとりも含めまして、そういうゆとりがないと、なかなか子供たち一人一人と向き合うことができないだろうというのが、基本的に考えるところでございます。

今、ご指摘もございましたように、最近、書類の作成が非常にふえてきているということも事実でございます。詳しい資料、あるいはいろいろなデータや統計を求められる、そういった情報化社会の世の中になってきたというのも一つの理由かとは思いますが、そういった中で、できるだけ効率的に事務作業を進めるように、あるいは市のほうの、学校へ一人でも多くの職員配置をとということで、市単独で22名の加配教員等もつけているようなところでもございますし、あるいは先ほど申し上げましたように、校務運営の工夫なりの努力を求めているところでございます。

教育委員会のほうとしましても、そういった実態については十分認識をしておりますので、できるだけ、現場の教職員に書類作成なり、あるいはいろんなことの負担がかからないように、これは努めていきたいと思っておりますし、現在も努めておるところでもございます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、教師との問題ではもう一点、私自身は根本的に今の教育のあり方の問題として、近年、やはり教員への管理と評価制度ですね。先ほども言いましたように、点数で、数値ではかると。これも聞いた話ですけども、例えばいじめが起こった場合に、教師の本音として、隣のクラスで起こったとしたら、自分のクラスでなくてよかったと、そういう本音も本当のところある、そういうことがあらざるを得ない今の教育だと思うんです。

教師自身を管理し、評価ではかる、すれば、そういうのは表に出したくないということも含めて、はかられるんじゃないかと思うんですけども、そういう点についての、これは国の教育、根本問題ともかかわりますが、そういう点についても、教師が熱意を持って取り組みない一つの要因になってると思うんですけども、教育長はどうお考えでしょう。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） そういったことがあるのかもわかりませんが、私の感覚といたしましては、今の学校というのは非常に学級も自分のクラスも大変開かれておりまして、自分の学級の問題というのは、常に学年全体にオープンにして、そして相談をする体制、あるいは、学年の問題は学校へ全部オープンにして相談をする体制というのが大変広まっ

てきてるといいますか、そういうような体制になっているのではないかと思いますし、また、競争ということではなく、今、学習指導要領にいたしましても、生きる力とか、体験の重視というような形で、より体験を重視して、心の問題をとというようなことも言っておりますし、もう一つは、市のほうで元気な学校づくり事業というのを3年前からしております。これはまさに、学校も先生も子供も元気な学校で、そして、その学校で生き生きと先生方が活動をしていただくということで、この事業を初めておるところでもございますので、そういった中で、今、野洲市の中では、たくさんのそういった先生方が育ってきているのではないかなと、そんなふうに考えるところでもございます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 繰り返しますが、私はここで教師の批判をしようとか、そういう立場ではないんですね。先生の本当の努力で成り立っていると思うんですね、現在。当然、生き生きとした教育に取り組みたいと思っておいでだと思います、すべての先生が。

しかし、それを超えて、さっき言いましたように、多忙な問題、それと、教師を点数で評価ではかると、そういう状況の中で、本当に先生の教育に向ける力が発揮できるのかどうか、私は本当のところ、先生というのは別に忙しいのは、苦勞をいとわないと思うんですよ。本当に教育のために忙しいかどうか、そうであれば、本当に忙しいと思わないと思うんですよ。そうでないから、先ほど言いましたように、いろんな問題の改善がはかられるべきだと思いますので、先ほど多忙な問題についても改善も含めた努力をされると思いましたので、検討していただきたいと思います。

それで、次にいじめの問題、対応、もちろん、さっき言いました、いじめに対する対応マニュアルですね。それはそれで必要、結構だと思います。しかし、それだけで対応ができるものではない、対策ができるものではないと思うんですね。それで、例えば他市では、いじめ防止条例等の制定の動きもあります。しかし、私はより根本的には、教育というのは条例や規則やマニュアル、最小必要限度は必要ですが、それで解決できるものではないと思ってるんですね。やはり教育というのは、教育現場で起こったことは教育現場で解決すると、それが根本原則だと思うんですね。ですから、それが大原則と考えますので、同時に、本来、学校現場に不幸な出来事がありますが、今回、大津市の場合は警察も介入いたしました、そういうことが本来、あってはならないと思うんですけども、そういう意味での根本的な考え方はどうなんでしょうね、お聞きしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 小菅議員のお考えのとおりだと思いますが、学校教育委員会は、やはり児童生徒の命を守ることが第一でございますし、それが教職員の責務であろうと、こんなふうに考えております。いかなるマニュアルがありましても、確かな人権感覚に根ざした温かな指導に勝るものはございませんし、そういった教師集団でなくてはならないと、このようにも考えております。

いじめの根絶に向けた取り組みにつきましては、子供たちのよりよい人間関係を構築をしていく、そういったことが大事でございますし、野洲市は今まで人権教育をもととして、ともに活動することを通しての集団づくり、あるいは体験的な活動な場の設定、あるいは児童会や生徒会活動での自主的な活動などをしてきたところでもございます。そういった自治活動の支援も大事にしていきたいと考えておりますし、学校応援団事業や元気な学校づくり事業などを通して、本当に子供たちが安心して、そして楽しい学校をつくること、元気な学校をつくること、これがいじめをなくしていく、いじめのない学校をつくっていく一番の大事なことではないかと、そんなふうに考えておるところでもございます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 今、答弁していただきまして、それを簡潔にまとめていただくと、本来、教育問題は学校現場、教育で解決するのが基本ということを私は言いましたが、そういう意味では、いわゆる外からの規制とか、先ほど条例も言いましたが、そういうのがなじまないと理解していいんですか。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 余り教育の現場に、いろんな規制、規制がかかってまいりますと、子供たちも活動を控えるといいますか、そんなことにもなります。教育活動そのものが委縮をしてしまうということもございます。これはバランスの問題でございまして、毅然とした、きちっとした指導ということも反面、必要でもございますが、その辺のバランスを考えながら教育活動をしていくことが必要だろうと思っておりますが、基本的には、学校の教師が、きちっと子供たちと向き合って、そして保護者とともに物事を解決していくという、この姿勢は基本的なことだろうと、そんなふうに考えます。

以上です。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君）　それで、ちょっと新聞報道の範囲しか、昨日の新聞でしたかね、ちょっとわかんないんですけども、滋賀県がいじめ防止で緊急対策実施ということで、警察官のOBを各学校に派遣するということが、予算化することが書かれてるんですけど、学校と警察など、外部との連携を深めるということで、これだけではないんですけど、あと、ありますけども、いい面もあります、こういうのが本当に教育的観点で滋賀県は考えているのかと私は極めて疑問に思ってるんですね。まさに、根本的な教育の原則から、これは外れてると思うんですけども、これ、見解をもし聞かせていただければと。

○議長（田中良隆君）　教育長。

○教育長（南出儀一郎君）　教育現場とか警察等の連携等につきましては、これはいろんなことが学校では起こります。したがって、これはケースバイケースでございまして、警察と連携をする必要があるケースもございまして、学校の中で解決をすべき問題、するケースもございまして、一概にいいか悪いかということにつきましては難しいところだと思います。

　　以上です。

○議長（田中良隆君）　小菅議員。

○14番（小菅六雄君）　もちろん、一概には言えないんですけども、もちろん、命にかかわる場合の緊急避難的な対応はあると思いますが、形状的に警察官OBを学校との連携を深めるために、そのための予算化というのは、これはやっぱり考え方が間違ってると思うんですけども、緊急避難的な場合はあり得るかもわかんないんですけども、形状的にこういう対応を強化していくのは間違いだと私は言ってるわけで、どうでしょう。

○議長（田中良隆君）　教育長。

○教育長（南出儀一郎君）　形状的に、ずっと学校に外国のようにスクールポリスのような形ということよりも、やはりケースによっては、やはり警察の協力をいただかないと、解決をしないところもございまして、そういったケース、ケースによりまして、関係機関との連携、あるいは協力体制というのが必要ではないかと、こんなふうに考えております。

○議長（田中良隆君）　小菅議員。

○14番（小菅六雄君）　以上、述べましたが、今後、引き続ききちんと教育委員会で、教育委員長以下、よろしくお願ひしたいと思ひます。

　　時間の関係がありますので、次の交通安全の対策についてお聞きいたします。

ご承知のように、リバーサイドタウンの分譲も始まりまして、早ければ、今年度中にも、皮肉にも消費税増税との関係もございまして、早く家が建つのではないかとされていますが、今議会でも、宅地内の幹線道路の市道認定議案が提案されておりますが、これは以前も言いましたが、安全対策が求められていると思うんですけども、この認定によって通行が可能になることによって、通行量というか、抜け道として利用される可能性がないのかとか、同時に川田橋の交差点はかなり危険にもなると思うんですけども、安全対策も必要だと思うんですけども、そうでなくても、近年、竹生交差点、あるいは川田橋を越えての、この交差点を含めまして、かなり渋滞しますよね。そういうことを含めて安全対策が必要だと思うんですけど、考えておいでなのかお聞きしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋俊明君） それでは、小菅議員の交通安全対策についてお答えを申し上げます。

今回のリバーサイドの団地内の幹線市道の整備につきましては、開発指導要綱に基づきまして、幹線道路及び団地内道路の規定により、道路部分の確保を指導しておりまして、通行量までは見込んでおりません。

次に、抜け道としての利用につきましては十分、想定されます。したがって、川田橋からの右折も確保されていない状況も判断いたしまして、対策といたしまして、守山市及び野洲市より、公安委員会に対しまして、午前7時から8時までの侵入禁止を公安委員会へ要望しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 侵入の規制ということは、守山市のほうから来て右折の禁止ということですね。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋俊明君） 当然、川田橋の右折もありますけども、現地を見ていただきますと、野洲川の下流の、いわゆる、右岸堤が守山市道として認定されてますので、当然、あそこを真っすぐ、こちらへ、団地内へ通ることも想定されますので、そういうことも考慮いたしまして、侵入禁止とさせていただいたものでございます。そういった形で要望をいたしております。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） これをちょっと見てほしいんですけども、一定時間帯の侵入禁止と、いろいろあると思うんですけども、これは黄色の矢印が今度、認定される団地の道路から川田橋、県道守山中主線ですね。左側が川田橋ですよ。この赤いラインを引いてるところが団地の中から出ると、大体、ここら辺に車が停止するという位置ですね。これは見ていただければおわかりのように、かなり見通しが悪いですね。これは、左側ですけど、竹生のほうから来る右側も結構、見通しが悪いんですけども。両方とも見通しが悪いんですね。一定、通行規制等の侵入禁止等の規制は規制として、これはかなり危険だと思いますわ、正直。かなり見通しが悪い。そういう意味では、信号も含めた安全対策が必要だと思うんですけど、ここら辺はどうお考えでしょう。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 安全対策の関係でございますが、野洲川川田橋の交差点につきましては、守山地先になりますので、守山市と野洲市から公安委員会へ信号機設置を本年5月に要望いたしております。

しかしながら、県道守山中主線の、この近くに信号機が設置されていることを含めまして、今回の信号設置につきましては、少し時間がかかるのではないかと考えます。そうしたことから、守山方面からの、先ほども答弁がございましたように、車両の指定方向外への右折禁止、またリバーサイドタウンの団地内からは、左折のみにするような規制のほうも合わせて要望いたしております。交差点での安全対策をはかっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 同じことを繰り返しても仕方がないんですけども、右折、左折の規制は、それはそれでもかくとして、ここはかなり危険ということは認識されますか。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 現時点では入居は始まってないんですが、347戸が完成しましたら、かなり危険な交差点にはなると認識しております。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） とにかく、現時点では、公安委員会等も含めてよろしくお願いますとかは、ここでしか言えないんですけども、強力に働きかけていただきたいと思っております。

それで、関連しまして、この一帯はかなり道路が変わるんですけども、県道守山中主線、竹生交差点、法線、変わりましたね。２年後ぐらいでしたかね。現在、あの交差点はかなり久野部寄りになるわけですけども、この交差点改良といいますか、移動に伴いまして、図面を見ますと、かなりの県道跡地が出ますよね。それは基本的に、そのまま処分じゃなくて、残るということをお聞きしてるんですけども、かなりの面積になると思うんですけども、いわゆる景観上や防犯上も、これは問題になると思いますので、その辺はきちっと景観、防犯上の対策も含めた整理もせなあかんと思うんですけども、どうお考えでしょう。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋俊明君） 今、ご指摘の交差点改良部分でございますけども、当然、交差点形状が変則で、渋滞が生じているということから、今回の開発に伴いまして、新たな交差点の設置を県で計画を願っているところでございます。

既存の交差点には、ライフラインであります関西電力、NTTの地中ケーブルや上下水道が埋設されておりますことから、移設は困難であるということから存置をいたしまして、団地については、県有地であることから、景観上なり防犯上の対策を考えて、道路緑地として整備検討に入っているところでございます。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） これもよろしくお願ひしたいと思います。

あと一点、安全対策の２点目ですけど、県道菖蒲線の下堤地先内における大型車両の通行問題であります。下堤内を通る県道菖蒲線、当然、幅員は狭くて、大型車の通行はかなり危険ですし、大型車によっては通行できない。しかし、集落内の直前まで大型車が入ってきてまして、その結果、下堤菖蒲線、喜合線まで、バックして、車がしてる状況もあつたりして、大変危険ということなんですけども、あそこそのものが大型車の規制は厳しい中で、あそこ、下堤内を大型車を規制するのは確かに難しい側面があるんですけども、であれば、何らかの道路標示も含めた安全対策は必要やと思うんですね。その点についてお考えを。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋俊明君） 先日も、現地に赴きまして確認をさせていただいたところでございます。ご指摘のとおり、大型車は通過ができない状況を確認いたしました。そういったことも踏まえまして、下堤自治会では道路案内標識を自治会において設置をされているようでございます。

当路線におきましては、小菅議員ご承知のとおり、交差点手前で吉川方面へ抜ける市道、吉川川尻線がございますので、そちらを利用していただくように対策といたしまして、路面標示をうまくできないかなという形で、県のほうに、これから、ちょっと、そういった形で路面標示を利用していきたいというふうには考えております。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 結論的には、今いただいた答弁で結構なんですけど、これですね。この真ん中の真っすぐのが菖蒲線ですよ。ちょっと、真ん中の右のほうにあるのが下堤喜合線に行く道なんですけど、これ、道路標示立てられましたよね、自治会が。これについても、本来、市で何とかしてくれと言ったけども、市がしなかったから、自治会で立てられたものなんですけども、そういう経過があるんですけども、問題は、集落内がかなり狭いにもかかわらず、カーナビでは中を、下堤集落内、これはどこを設定するかにもよるんですけども、集落内を表示するわけなんです。それで余計、場合によっては大型観光バスが突っ込むということがあります。

それで、今言われましたように、難しい側面があるんですけども、今、部長が言われた認識と私の認識が同じかどうかかわからないんですけども、この白い点線、これは誘導線ですね。こういうふうなことをしたら、かなり改善されるんじゃないかと思ってるんです。これをお願いしようかと思ったんですけども、今言われたのと同じ認識なんじゃないかな。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋俊明君） 私もその意思を持って、そういう形で、県で利用してこうということで答弁させていただいたものでございます。

先ほど、市道吉川川尻線とおっしゃいましたけども、ご指摘のとおり、市道下堤喜合線でございますので、ちょっと訂正をさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 以上で終わります。よろしく願いいたします。

○議長（田中良隆君） 次に、通告第9号、第18番、内田聡史君。

○18番（内田聡史君） おはようございます。18番、内田聡史です。

認知症について一般質問をさせていただきます。WHOの世界保健統計2011年版を見ると、2009年の世界長寿ランキングにおいて、日本の平均寿命は83歳で、前年と同様の世界一であり、性別で見ると、女性の平均寿命が86歳、男性が79歳との結果であります。また、昨年、10月11日現在の日本の人口は、約1億2780万人であり、

そのうち、65歳以上の高齢者人口は過去最高の約2,975万人となり、総人口に占める割合も23.3%となり、日本は国連の定義する超高齢社会に突入しています。

このような社会の中で問題の一つとなっているのが認知症であります。国内における認知症の患者数は年々、増加の一途をたどっており、これまでは61歳以上では、人口の6%から7%が認知症を抱え、85歳以上の4人に1人が認知症であるとも言われてきましたが、先日の厚生労働省の推計データの発表では、認知症高齢者は、現時点で300万人を超え、2002年の149万人から倍増していることが明らかとなりました。今回の発表では、65歳以上人口の10人に1人が認知症であり、これまでの予想を大幅に上回り、増加していることとなります。

前回の調査の時点では、その数は2010年で208万人、2025年で323万人であったのが、今回は2010年で280万人、2025年では470万人との推計データが出されました。この前回の推計を大幅に上回った背景には、急激な高齢化に加え、認知症の啓発などが進んだこと、初期段階における医療機関への受診がふえたことが要因とされています。また、社会の関心の高まりを受け、診断を行う医師、医療機関の増加も要因であります。

本市の高齢化率も今年2月現在で20.6%であり、今後も右肩上がり推移されることが予想されております。まず最初に、本市における認知症、高齢者の現状と課題についてお伺いいたします。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩重則君） それでは、内田議員の認知症についてのご質問にお答えをさせていただきます。

本市における認知症高齢者の現状と課題でございますが、昨年9月末現在の要介護認定者、1,653人を対象に、要介護認定時点での認知症高齢者の日常生活自立度判定基準を検証いたしております。この結果では、著しい精神症状や問題行動などに、より専門医療を必要とする最も認知症が重いMランクが5人、日常生活に支障をきたすような症状や行動が頻繁に起こり、常に介護を必要とする4ランクが136人、日常生活に支障をきたし、介護を必要とする3ランクが380人ございまして、合わせますと、521の方が介護が必要ということになってございます。これにつきましては、認定者の約3割の方が認知症高齢者ということに該当しております。

また、要介護認定を受けておられない高齢者の方には、毎年1回、アンケート方式によ

りまして、生活機能基本チェックリスト調査を実施しています。ことし4月の調査では、558人の人が認知症の項目にチェックをされまして、不安を感じておられます。この調査結果で、ハイリスクの人には保健師等が個別訪問を行うなどのフォローを行っています。

認知症は物忘れを一般的に老化と捉え、気づかないまま進行したり、本人や家族の気づきがあっても、受診を拒むなどの理由によりまして、早期対応ができないということが課題となっています。また、家族やかかりつけ医などの最初にかかわる人たちへの啓発も含めた支援が大切であると考えています。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） 今、介護の必要な方、認知症の方の数が521人、野洲市の人口が5万ちょっとですので、約1%の方が認知症の疑いがあるということでありますね。

本年3月に出されました野洲市高齢者保健福祉計画、この介護保険事業計画、これは平成24年から26年までの3カ年計画であり、国が定める地域包括ケアの体制整備を行うものでありまして、その中には、高齢者を取り巻く現状と課題や、認知症に対するさまざまな事業の取り組みが載っているわけであります。

このような認知症の方を介護や医療などの公的サービスだけで支援しようとする、費用も膨らみ、家族や地域とのつながりがなくなってしまう弊害があります。やはり、まずは家族が介護に当たらなくてはなりません。こういった認知症高齢者を支える家族への支援について、本市の取り組みをお伺いします。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩重則君） 家族への支援についてでございますが、介護保険サービスを利用し、介護者の負担軽減をはかることが最も優先すべきでございますが、介護者が1人で悩まず、不安を解消できる事業として、家族の元気回復リフレッシュ事業を行っております。この事業は介護者が同じ気持ちを共有できる場として、研修会や交流会、癒しのコンサートなどを開催しています。

また、介護者の健康維持のための、介護者マッサージサービス事業、介護ニュース紙「リフレッシュ」の発行による介護者の孤立防止、介護方法等の知識を深めるための介護力アップセミナーなどを行っております。

なお、市民の方にも認知症について正しく理解をしていただけるよう、市広報のシリーズ「高齢者いきいきのびのび」の中で取り上げております。

以上です。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） 介護保険サービスの利用が一番にということです。そして、介護者の方が共通認識、そしていろいろな場合の話を聞いたりして、こうしてリフレッシュ事業を進めていっていただきたいと思います。介護される方の中には、老老介護、また仕事をやめて介護をしなければならない、それぞれがさまざまな事情を抱えるケースがあると思いますので、できるだけ、これからもきめ細やかな支援を進めていただきたいと思っております。

次に、認知症の方に見られる行動の一つとして徘徊行為があります。この徘徊行為についてお伺いしますが、本市では、徘徊行為のある認知症高齢者に対する支援について、どのような取り組みを行っておられますでしょうか。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩重則君） 徘徊行為のある認知症高齢者に対する支援についてでございますが、相談や問題行動が見られた場合には、状況に応じまして民生委員、介護保険サービス担当者、関係各課でケース会議を開催し、支援対策について検討しております。また、警察とも連携をはかりながら、それぞれ対応させていただいております。

また、認知症高齢者が所在不明になった場合に備えまして、早期発見と保護や、家族の不安解消を目的に、所在不明対象者の位置確認や保護ということで、徘徊高齢者家族サービス事業を行っております。さらに、本人や家族が不安なく生活をいただくためには、地域での見守りや声かけが大変、有効的な支援であり、民生委員、老人クラブ等に呼びかけまして、強力を要請しております。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） 今、おっしゃられました徘徊高齢者サービスというのは、発信機をつけて、どこにおられるかというのを把握すると思います。この計画書を見ても、このサービスを利用しておられる方が余りおられない、こちらにも書いてありますが、民間のサービス、携帯電話のGPS機能をついたものを持っていただいて、それで検索するとかいうのもあると思います。登録されている方とか、あと、そういったGPS付きの携帯電話を持っておられる方はいいんですけど、携帯電話のGPSということは、携帯電話を持っていなかったら検索できないわけですね。これらの登録されていない方、この機器を持っていない方を捜索する仕組みというんですか、家族の方がどちらかに連絡されて、そこから、こういう方が今、行方不明ですとかいうのを流す、そういった機構というんで

すか、仕組みというのはあるんでしょうか。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩重則君） これは、そのケース、ケースによって違ってまいります、現在、それぞれ、そのケースごとに個別に対応させていただいておりますが、今、ご指摘いただいておりますように、やっぱり市としての統一したマニュアル的なものは、今後は検討していきたい、このように考えております。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） ケース、ケースでいろいろな場面もありますんで、検討していただきたいんですけど、またこの中で近隣市との協力体制についてお聞きしたいんですけど。

以前、草津の方が、この方は認知症で徘徊されていたのかどうか、ちょっと覚えていないんですけども、草津の方が行方不明になられたということで、議会事務局の前のほうに、こういう方が行方不明ですというのがありました。結局、草津の市内のほうで亡くなられていたわけなんですけれども、市内の中心部でこうやって行方不明になられたら、まだ市内におられる可能性はあるんですけれども、例えば守山に買い物に行く、近江八幡に買い物に行った先で行方不明になるとかいった場合には、やはり近隣市との協力体制というのが必要になってくると思うんですけど、そのあたりは、どのようになっていますでしょうか。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩重則君） 具体的な近隣市との連携というんですか、その辺のところは確立したものはございませんが、多分、警察のほうから、うちの場合ですと、生活安全課にまず一報が入るかと思います。その中で、それぞれの対応をはかっているというようなことでございますので、これは広域連携という部分では、大変重要なことかと思っておりますので、また担当者の会議なりで、そういった協議というんですか、話を持ちかけていきたいと、このように思います。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） そういった場所で、いろいろと提案をしていっていただきたいと思っております。

この徘徊行為のことを調べてみますと、防災無線で呼びかけて、この方が行方不明ですとやっておられる市もあるそうです。また、本市の不審者メールですかね。ああいったも

のも、何かこういった捜索に使えないかなと思っておりますので、また検討のほうをよろしくをお願いします。

次に、若年性認知症に対する支援体制についてお伺いをします。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩重則君） それでは、若年性認知症に対する支援体制につきましてお答えをさせていただきます。

若年性の認知症につきましては、仕事や家事で中心的な役割を担っている時期に、病気によりまして、社会的にも家庭的にも、本人家族に深刻な影響を与える問題でございます。

厚生労働省が平成18年から平成20年度までの3カ年で調査を実施いたしております。その結果、18歳から64歳における人口10万人あたりの若年認知症につきましては、47.6人ということで、全国では3万7,800人と推計しております。これにより試算いたしますと、本市の若年性認知症は24人ということになります。

現在、本市では9の方が若年性認知症により自立支援医療費給付でありますとか、介護保険サービス等を利用されておられます。まず、この問題につきましては、実態把握を行い、若年性認知症の問題を明確にすることが必要であると考えています。

県では、今年度、介護保険事業所等を通じまして、実態把握を実施される予定でございます。また、新たな取り組みといたしまして、本年5月に若年性認知症支援ネットワーク会議が立ち上げられております。継続した会議が開催されておまして、この会議では、守山、野洲医師会、滋賀県、守山市、野洲市、それから藤本クリニック等が若年性認知症の課題分析を行いまして、広域での支援対策の取り組みにつきまして検討をされております。

市としては、県の実態把握の結果や、このネットワーク会議での検討内容を踏まえながら、専門医への受診やサービス利用の啓発、居場所づくりなど、取り組める課題から実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） 今、さまざまな取り組みがようやく始まってきたということで、しっかりと取り組みを進めていただきたいと思います。

本市でも24人の可能性、今、9の方がこうやって支援を受けておられるということで。若年性認知症、これは18歳から65歳未満で認知症の症状がある場合は、精神疾患に分類されて、数年前に俳優の渡辺健さんが主演されました「明日の記憶」という映画で、

この内容というのは、49歳の働き盛りの男性が若年性アルツハイマー病と診断され、ショックで錯乱、自暴自棄になりながらも、医師と奥さんの説得や支えで病と闘っていくというものでありました。また、2004年には、北海道の北竜町というんですかね、当時の町長さんが53歳の若さで若年性認知症と診断され、認知症を告知しての辞職、その後の町長の闘病生活はNHKのドキュメンタリーで取り上げてこられました。

若年性認知症の方には、医療介護のみならず、経済的問題、社会参加や就労の問題など、さまざまな分野での支援が必要でありますので、今後も国や県の動向を注視しながら、施策を進めていっていただきたいと思います。

次に、国は、認知症で精神病院に入院している患者がふえている原因の一つに、早期診断、早期発見の遅れがあるとしておりますが、認知症サポート医の現状と医療機関との連携について、どのようになっているのかお伺いします。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩重則君） 認知症サポート医の現状と医療機関との連携についてでございます。

この制度につきましては、国の事業で一般の医師に認知症医療の知識や、福祉関係者との連携のノウハウを身につけてもらい、地域の医療と介護の連携役となるよう位置づけをされております。県内では、23年度末現在で、38人。守山、野洲医師会には4人がおられます。

今、内田議員が申されましたように、認知症につきましては、早期発見、早期治療が重要なことございまして、症状、あるいは病状の経過に大きくかかわってきます。こうしたことから、高齢者が受診しておられます一般医療機関、いわゆる、かかりつけ医の認知症に対する理解が大切であると考えております。今後も、かかりつけ医の助言や相談などを積極的に行ってもらうため、守山、野洲医師会を通じまして、サポートの取得をお願いし、地域における認知症高齢者の支援体制を確立していきたいと考えております。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） 今、いただきました答弁のように、県内で38人。そして、守山、野洲医師会で4人ということで、全国平均に比べれば多いというあれなんですけれど、やはり、私自身は守山、野洲医師会で、もっと多くの医師の方が、こういった認知症のサポート医になっていただけるように、行政のほうからも強く進めていただきたいと思いません。認知症サポート医がふえることによって、相談も診察も受けやすくなって、また認知

症であるという現実を受け入れがたい方々の、セカンドオピニオンを受けやすくなるということにもつながっていくと思いますので、よろしくをお願いします。

そして、医療機関との連携の中で、看護師、保健師、作業療法士ら専門職で、認知症初期集中支援チームを、全国の市区町村に置くと厚生労働省は発表しておりますが、本市では今現在、もう設置されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩重則君） 本市の取り組みとしては、まだ実施をできておりません。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） これを設置すると厚生労働省が言ったのが、今年の6月ですので、まだまだこれからのことだと思いますが、この認知症初期集中支援チームというのは、2009年に同様の仕組みを取り入れたイギリスでは、認知症による入院患者が大幅に減った実績が報告をされておりますので、本市におきましても、できるだけ早い段階で設置をしていただきたいと思います。

次に、厚生労働省では、平成17年度から10年間を、「認知症を知り地域をつくる10カ年」として、平成21年度までに認知症サポーター100万人養成の目標を立てており、認知症サポーターキャラバンを展開しております。サポーター数は21年には100万人を突破し、24年には340万人を突破しています。本市における状況をお伺いいたします。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩重則君） それでは、認知症サポート等の養成につきまして、お答えをさせていただきます。

認知症を理解し、認知症の人や家族を見守り、支援する認知症サポーターの養成講座につきましては、平成19年度から自治会や老人クラブ、民生委員等の団体、さらに、また22年度からは郵便局や銀行、スーパーなどの事業所でも実施をしてまいりました。これまでの開催回数は45回で、実行者数は926人でございます。

次に、キャラバンメイトの養成講座でございますが、2年に1回、開催をいたしております。現在41人の登録がございます。サポーター養成講座への参加の呼びかけや、講座での講師役を務めていただいております。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） 今、サポーターが926人で、メイトが41人。メイトというのは、認知症の講座を指導なりする方で、サポーターという人は、認知症に理解のある方が926人ということで、厚生労働省が各県、各市町村ごとに出している資料を見ますと、野洲の数字は県内で下から4番目の数、人口5万人に対してメイトとサポーター数が約1,000人としても、わずか2%弱となっております。高いところでは、近江八幡市、人口8万人に対して1万744名の方が、こうした講座を受け、メイトやサポーターになっておられますし、竜王町は総人口1万3,000人に対して2,906人、22.3%の方が、こういったものに参加しておられるということです。

こういったもの、メイトやサポーター、今後、どんどんふやしていかなければならないと考えます。また、このメイトやサポーターの方というのは、一定の認知症に理解のある方、理解をしようとする方が受けに行っております。そこで、その講座なり講演を聞いて、認知症に対しての理解を得ただけではなく、さらに一歩踏み出して、何か活動ができないものなんでしょうか。

例えば、先ほど質問させていただきました認知症、高齢者を抱える家族の介護の手助けができないものなんでしょうか、例えばメイトの数を3,000人なった場合、その約10%の人でも、そういうボランティアに携わっていこうという方がおられれば、かなりの介護をしておられる方の負担軽減につながっていくと思いますが、今後の取り組みや姿勢をお伺いします。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩重則君） サポーターによります地域での見守りでありますとか、支援は大切なことであると考えておりますが、サポーター自体の役割といたしますか、活動が特別なことではなくて、まちで困っている人、あるいは見かけたら声をかけるという、そうした身近な見守り役という役割を担っていただいておりますので、その点はそうした大きな役割を担っていただけるものではないという認識をしております。

ただ、先ほど現状と課題のところでお答えいたしましたように、根本的には気づかないままに進行したり、受診に対して尻込みをされる、そうしたことで重症化になるようなケースが顕著に見られます。こうしたことから、やはり早期に専門医の受診をされるよう、そういう体制整備を検討していきたいと、このように考えております。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） 今おっしゃいましたように、そういった認知症への理解等々を

深めていくということは大切だと思いますし、しかしながら、例えば、先ほども言いましたが、3,000人おられたら、NPO法人のような団体があれば、そこでボランティアを募ったりしてできますけれども、本市ではそういったものがございませんので、一步、積極的に、そういった方の、自分自身が経験ある方とかは、そういったボランティア活動に積極的に参加していただけたらと思いますので、またできましたら、検討をお願いいたします。

それと、先ほど質問をいたしました、徘徊行為を持っておられる方の捜索にも、こういったメイトの方やキャラバンの方にメール等で、今、こういう方が行方不明ですので、見かけたら連絡してくださいというような、そういったこともできるのではないかと思います。

私自身、この認知症についての勉強というか、講演を聞きに行ったのは、野洲市消費生活研究会というのに何年か前に出させていただいたときに、滋賀県の看護連盟の赤沼会長さんから、そういったものを受けただけで、今後、養成講座のほうにも参加をさせていただきたいと思っております。

それでは、次に厚生労働省は認知症サポーター養成講座の副読本として、小中学生向けに、「認知症ってなあに？」や、「認知症を知ろう」ー私たちも知っておきたい認知症ーという冊子をつくっております。本市内の小中学校で、認知症サポーター講座を開催された実績、またこれからの小中学校での取り組みをお伺いいたします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 認知症サポーター講座の開催と今後の取り組みについてお答えを申し上げます。

現在、認知症サポーター講座は開設はしておりません。ただ、野洲市地域包括支援センターより、市内の小中学校の校長会で、7月に認知症サポーター、小中学生養成講座の開催についての呼びかけがございました。したがって、今後、小中学校におきまして、講座の開催について検討をするところでございます。

また、これからの取り組みについてでございますが、講座開設を検討することとともに、現在、市内の3中学校におきましては、2年生で職場体験実習を1週間行っております。この実習の中には、老人介護施設等での実習を行う生徒がおります。このように、今後は介護施設での体験に加えまして、認知症サポーター、中学生養成講座等の開設も検討いたしまして、中学生が認知症について正しく知り、身近なお年寄りとの接し方につい

て考える機会を設けていきたいと、このように考えております。

また、中学校の学習指導要領の中の技術家庭科の家庭分野におきましては、高齢者などの地域の人々とのかかわりについても触れるように留意することと明記されております。また、社会科の公民的分野におきましては、家族、地域社会が変容し、介護などの福祉の充実などが必要となっていることに気づかせると、こういうふうな文言もございまして、必要性が指摘されております。このことから、ふだんの事業の中でも、認知症についての認識を深めさせていく、こういった学習を進めていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君）

今、包括センターのほうから、今年7月に、そういった取り組みをしてほしいということを受けられまして、これから検討されていくと思います。されるわけですがけれども、小中学校の小中学生ですと、家におじいちゃん、おばあちゃんがおられましたら、その方々が認知症になられたときに、認知症は以前に勉強したんやなということで、やはりその認知症に対する、初めてそういった方に会うのと、事前にそういうことを勉強しているのでは全然違うと思いますので、学校教育においては、いろいろなことを提案させていただき、検討する、やっていかなければならないと考える、いろいろあると思いますが、この認知症の件も、しっかりと子供たちに教育をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、毎年9月21日は、世界アルツハイマーデーとして、国際アルツハイマー病協会とWHOが中心となり、アルツハイマー病の啓蒙を全世界で実施しております。日本各地でも、講演会などが実施されますが、本市でも、この機会を啓蒙活動に実施をして、行うべきと考えますが、何か予定はされていますでしょうか。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩重則君） 世界アルツハイマーデーの啓蒙活動についてでございますが、現在の取り組みといたしましては、健康福祉センター内におきまして、ポスターの掲示でありますとか、リーフレットの窓口配布を行っています。毎年、京都や滋賀で研修会が行われておりますが、そうした事業への協賛、あるいは職員の参加ということで、主催団体でございます、認知症の人と家族の会の方と交流も行っております。

お尋ねをいただいております、世界アルツハイマーデーの機会をとらまえた、市独自の

講演会の関係でございますが、開催の予定はいたしておりません。今後も認知症の人と家族の会の活動と連携をいたしまして、一過性ではなく、既存事業の充実でありますとか、市広報などで、日常的、継続的な啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） 今年、もう9月に入っておりますし、広報も出て、あれですけど、こういう機会をとらまえるだけじゃなくて、既存の広報等を通じた啓発などをしっかりとやっていただきたいと思います。

若年性認知症は、その人口の10万人あたり47.6人、高齢者に至っては65歳の10人に1人、また、85歳以上になると、4人に1人が発症する病気で、誰でもなり得るものであると言われております。認知症はどのような病気なのかをしっかりと知ってもらう、認知症に対する偏見をなくす取り組み、そして、本人、家族、地域を支える行政の果たす役割は重要かつ大きいものでありますので、現在の取り組みの推進はもとより、新たな事業の展開を期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩をいたします

（午前10時48分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

次に、通告第10号、第16番、三和郁子君。

○16番（三和郁子君） 16番、三和郁子でございます。

本日は、市の教育行政の決定権を持ちます教育委員長さんにおいでいただきました。最近、痛ましい、児童、生徒の自殺という痛ましい事件が発生しておりますので、これは市の全体での議論をしなければ、深めていかなければという思いで通告を出させていただいております。よろしく願いいたします。

今回、大津の中学生の自殺を巡っては、生徒がいじめを受けているとの認識と危機感を学校側が持たず、対応が遅れたと言っても過言ではありません。平成18年に出了た、「ストップいじめアクションプラン」が機能していれば、自殺事件は起きなかったと言いつ切る人もおります。いじめなのか、けんかなのか、ふざけているのか、教育現場の専門家が判別できなかったことに、私は子供の心を思うとむなしさを感じます。では、社会問題化しております、いじめに関して伺ってまいります

文部科学初等中等教育長のほうから、平成18年、いじめの問題への取り組みの徹底に

ついて通知があります。この当ても、みずからの命を絶つという痛ましい事件が発生しておりました。これは平成18年10月に出ています。

続いて、18年11月17日に、文部科学大臣から、お願いということで通知が出ております。このお願いの中なんです、未来のある君たちへという、そういう願いもここに通知されております。

22年11月9日、これは当時の文部科学大臣の政務官のほうから、いじめの実態把握及びいじめの問題への取り組みの徹底についてお願いが出ております。

同じく、22年なんです、滋賀県教育委員会事務局の学校教育課長から、先ほどの当時の文部科学大臣政務官の通知を受けまして、滋賀県教育委員会からも、いじめの実態把握及びいじめの問題への取り組みの徹底ということで通知が届いております。

同じく、滋賀県のほうから各市町の教育長のほうに、23年11月に、いじめの問題への取り組みの徹底にということで通知が来ております。このときには、24時間相談電話ですね。心のダイヤル、そして子供ナイトダイヤル。この相談機関の周知を徹底的に再度、図ってほしいという通知が届いております。

同じく24年7月、これは1102号なんです、滋賀県教育委員会の教育長のほうから、県民の期待と信頼に応える教育の実現に向けてという通知が届いております。

そして、また24年7月には、483号ですが、文部科学省のほうから、文部科学大臣談話について届いております。それを受けまして、滋賀県の教育委員会のほうから、1656号が届いております。

以上のように、いじめに関する通知、お願い等が、このように発せられております。これらの通知に対しまして、どのように対応されて、アクションをされてこられたのか伺いいたします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） ただいまの三和議員の質問にお答え申し上げます。

これまで、文部省や県教委からの通知に対する対応でございますが、主なものにつきまして、お答えを申し上げたいと思います。

まず、平成18年10月19日付、文科省711号の通知につきましては、各学校におきまして、新しいいじめの定義により、子供たちの学校生活を含む生活全般を見直すことについて、教職員に周知をはかるとともに、これまでも大切にしてきました、個への支援の取り組みの充実を図ってまいりました。

また、市からも、中学校を中心に、スクールカウンセラーの配置を進め、生徒や保護者の相談体制、また、教師への支援にもつなげてまいりました。また、平成18年11月17日付で、当時の伊吹文部科学大臣より、未来ある君たちへという児童、生徒に向けたいじめ撲滅へのメッセージが発せられました。これにつきまして、各学校において、学級指導の中でこのメッセージをとり上げ、子供たちとともに考える場を持ったところでございます。

平成22年11月12日付、市教委学第2208号の通知及び平成23年11月4日付、市教委学第2250号を受けまして、各学校において、学期に一度は必ず教育相談機関を設定し、事前に児童、生徒アンケートを実施し、それをもとに相談活動を進め、また担任だけでなく、誰にでも相談できる仕組みを整えてきました。さらに、児童、生徒の作成によるいじめ防止ポスターの掲示や、人権研究会の地道な啓発活動、生徒会が中心となり、生徒からのアンケートをもとにした、いじめ撲滅に向けた劇を創作し、発表するなどの取り組みが進められています。

また、教職員組織においても、学級担任だけがいじめの問題を抱え込むことのないよう、教職員のチームとして、子供たち一人一人を見ていく、校内体制づくりを進めてまいりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 三和議員。

○16番（三和郁子君） 回答はお1人ですか、通告を出しております。

○議長（田中良隆君） 暫時、休憩をします。

再開をいたします。三和議員。

○16番（三和郁子君） 先ほども申しましたが、今回の大津の自殺事件については、18年に県教育委員会のほうから、滋賀県いじめ対策チーム員会議が作成いたしました「ストップいじめアクションプラン」が機能していれば、事件は起きなかったとまで言われております。この「ストップいじめアクション」の当市での位置づけと、当市として、教育委員会の連携も含むいじめへの対処マニュアルへの整備はできておりますでしょうか。教育長、お尋ねいたします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） ただいまの「ストップいじめアクションプラン」の位置づけと対応マニュアルについての整備でございますが、現在、各学校におきますいじめの未然

防止と早期発見対応についての取り組みにつきましては、今、ございましたように、県が作成している「ストップいじめアクションプラン」が基本になってございます。また、それに基づきまして、各校の学校のマニュアルを作成し、実践に結びつけております。その中で、マニュアルは常に見直しが必要でございまして、事案が発生したときの対応につきまして、校内での迅速かつ組織的な対応や、教育委員会との連携等につきまして、常に改善を考えているところであります。

以上でございます。

○16番（三和郁子君） ちょっと休憩をお願いします。

○議長（田中良隆君） 暫時、休憩をします。

それでは会議を再開をいたします。三和議員。

○16番（三和郁子君） 今回の大津自殺案件に対して、どのような印象で受けとめておられるのか、市長、そして教育委員長ですね、お願いいたします。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 三和議員の大津の事件に関する印象というご質問にお答えをいたします。

私どもが持っているのは第一情報じゃなくて、いわゆるマスコミ報道しか持ってませんので、印象ということですので、そういう限界でお答えをいたします。まずは、教育の場がかかわって、痛ましい事故が起こったということは本当に残念です。あってはならないと思っております。

ただ、事故と、もう一つ、やはりその後の対応、あってはならないんですけど、その後の対応が行政もマスコミも、あるいは、社会も絡んで、一層、混乱を招いていることも残念だなというふうに考えてます。いじめの対応につきましては教育委員会ですが、もちろん、市の行政としては、常々、私も言ってますように、当事者、子供への対応、そして教員への対応、そして家庭への対応という、この3つを、それぞれ、きちっと位置づけないとだめです。いじめている子供、いじめられている子供だけに注目してはだめで、先ほども小菅議員のご質問にありましたように、先生が取り巻かれてる状況というのは、かなり大変な状況になってます。家庭も大変です。そういうことから、それが重要だというふうに考えてます。

それと、もう一つ、今回の印象は、恒久対策をするというような発言がたびたびなされているんですが、先ほども三和議員が1問目のご質問でされたように、累々と関係機関か

らの通知が出てるわけですね。通知を出すのは簡単なんですね。でも、現場で本当にきちっとやろうと思うと、さっき申し上げたように、さまざまな要因があります。問題の解決というのは、やはり、一つのクラス、そして1学年、クラスは大体30人から40人、先生が見てるわけですから、アンケートをとったり、あるいは電話をしたりというよりは、まず、やはり担任なり、それを支援する先生が向き合って対応すべきだと、どうもそこがおろそかになってるのではないかなと思います。

先般の交通安全、学童の通学路の問題でも言いましたように、道が細くなってるのにおっ飛ばす、あるいは人がいるのに、人がいますとかいうんじゃないしに、そこをきちっとものを見て、個々人が責任を持って判断するという姿勢といいますか、これが大切だというふうに思っています。

前世紀の終わりに、日本の哲学者で、臨床の知というのを唱えて、そういう本を書いている人がいますけども、臨床というのは、臨床医か研究医かの臨床ですね。これは、現場、当事者がきちんと判断する、当事者同士がということだと思ってます。仏教でも、対機説法というのがありますね。機を見て法を説くというか、対応するということで、どうも今の日本は交通信号じゃないと、赤、青で制御されないのだめと、車が来て、人がいたら、きちっと、やっぱり対応する、これは教育の現場でも一緒だというふうに考えております。

それと、もう一つ、これも全員協議会で申しあげましたけども、先ほどの累々とした関係機関からの通知でもわかるように、どうも上位ではないんですけども、今、日本の政治制度は自治ですが、まだ上下関係があって、文科省に頼る、文科省に相談をする、文科省に委員まで相談すると、これは本当に私も危機的だと思ってまして、やはり地域で、そして、少なくとも、基礎自治体で責任を持つという、この姿勢が大事なのに、逆に国に頼ったり、あるいは、先ほど小菅議員のご質問にあったように、警察にいきなり頼ろうとか、警察のノウハウに頼ろうという、そういう方向に向かっていること自体が問題かなと思っています。

それと、中期的に考えると、やはり日本の今の社会がものすごい窮屈になっている、伸びやかさが無い、豊岡という市で、コウノトリが野生化してますけども、その市長が前、出会ったときに、一生懸命、コウノトリが野生化してるけども、子供を野生化するのを忘れてたと言っていましたけども、野生というより、やはり伸びやかに子供たちが育つ環境づくりを真剣に取り組む必要があるのではないかと、以上、感想として述べさせていただきました。

○議長（田中良隆君） 教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（木下圭子君） 三和議員さんのご質問にお答えをいたします。

先ほどの小菅議員さんのご質問にもお答えをいたしましたけれども、教育を携わる者として、尊い命が失われたということに対しましては、大変、残念でなりません。悔やんでも、悔やみきれないという思いをしております。

なぜ、未然に防止できなかったのかなということが今の時期になりますと、思いますけれども、大津市は学校で、また学校と教育委員会とのかかわりの中で、その場、その場で対処をしてこられたということは私は信じておりますけれども、私たちが現場にいて、子供たちと一緒におりますと、やっぱり子供たちがサインを出してくるんですね。困ったなという顔、反対に、嬉しいという顔、それから子供たちのいさかいであったり、それから、言葉をかけてることであるとかというのが、子供たちが学校へ登校して、帰るまで、いろんな場で教師が、先ほどの事例にもありましたが、休憩の時間もとれないというふうな生活を、私は小学校にいましたので、本当に子供たちと密接に、一緒におりますと、子供たちは本当に目で、言葉で訴えてくるんですね。

だから、そういうことを日々、適格に教職員がとらえて、そしてその日のうちに解決できることは解決をして、そして子供たちを安心して家庭に返せるというふうな、そういうことを考えながら、私もやってきたんですけれども、そういう大津市の感想といっても、報道でしか知り得ないことではございますけれども、本市の教育委員会としましては、子供の命、教職員の命を、安全を守るという立場から、学校の責任を確実に果たせるように、教育委員会としても努めてまいりたいと思っております。子供たち、教職員が自信を持って、学校が最高に楽しい場所であるというふうに、これからも指導なり支援をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 三和議員。

○16番（三和郁子君） 今回は、いじめに関して、深くちょっと議論をしたいなというふうに思いまして、質問をさせていただいております。トップダウンよりはボトムアップという、社会全体が子供を見ていくという、これは一番理想なんですけど、現実には、18年度に、やはりこういう児童、生徒がみずから命を絶つということが18年に起きまして、そのときも社会問題になりました。今回も同じように、このような大きな問題に発展しております。今では、野洲市では起きていませんので、ですから起こらないために、どうし

たらしいのかという、いじめですね。この観点について、しっかりと議論を深めさせていただきます。

このいじめに関して、行政への報告、連絡、相談はどのようになっておりますか、教育長、お尋ねいたします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） ただいまのいじめに関して、行政への報告、連絡、相談についてでございますが、これはいじめの疑いも含めまして、件数だけにとどまらずに、その指導、あるいはその内容の経過等、すべてを市教委のほうへ報告をするようになってございます。その報告をされたことにつきましては、学校と連携をした対応を進めておりまして、市教委のほうからすぐに学校へ出向くなり、あるいは学校と連絡をとらせていただいています。

また、事例によりましては、外部の専門機関、例えば、野洲市のふれあい教育相談センター等の連携を図りながら、市長部局とも情報を共有化をしていると、こういうことでございます。

また、県の教育委員会への報告も、定期的な報告とともに、いじめの事例がありましたところには、県の教委へも報告をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 三和議員。

○16番（三和郁子君） 昨今、教育委員会の存在意義が問われる議論が多々あります。これは市民にとって、学校と教育委員会の関係性については理解しにくい点であります。いじめの案件についても、その関係性においてもしかりです。当然、いじめ発生時は教育委員会との連携が生じると思いますが、教育委員会への連絡は、どのような基準ですか。そして、連絡を受けた教育委員会は、どのような形でかかわるのですか、教育委員長、お願いいたします。

○議長（田中良隆君） 教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（木下圭子君） お答えいたします。

学校現場におきまして、児童、生徒にかかわるさまざまな事柄、特にいじめにつながるような可能性のある児童、生徒間での出来事につきましては、各学校から、かなり文書をもって、詳細に記述されて定期的に学校教育課のほうへ報告がなされています。そして、これら事情は、特にそのための基準があるわけではありませんけれども、毎月の定例教育

委員会の会議であるとか、懇談会であるとか、そういうこと、またさらには、急を要すること、また突発的な出来事が発生をした場合には、臨時で開催をいたします臨時会の場で、教育委員会としての取り組みの方向性などを検討、議論しながら、事務局と一緒にアドバイスをし、またお互いに話し合いを深めて、どうしていったらいいのかというふうなことを検討しております。学校現場、教育委員会事務局、そして教育委員が5名おりますけれども、それぞれが密接に連絡をとりあって、そして情報を共有しながら、それぞれの立場で起こり得る課題に対応をしております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 三和議員。

○16番（三和郁子君） 委員長、今、教育委員会のほうで問題が起きたときに、臨時委員会を開催しているということですが、この案件が出ましてから、どのぐらい持たれておられますか。

○議長（田中良隆君） 教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（木下圭子君） 定例会議のときに、傍聴にお見えになった議員さんもおられると思うんですが、委員会を持つ前に、私どもは学習会をかねて、研修会をその日ですけれども、事前に持っていますのと、それから定例委員会のときに、いじめについての、それぞれの委員の考えを出し合って深めましたのと、それからその後の懇談会等で深めてまいりました。その後、教育長さんからご指示をいただいて、委員長、教育委員会のほうへ出てきてくださいというふうに、個別にまた呼びをいただいて、そして教育長さんと一緒に話を深めたということで、回数にしてと言われますと、大津市の問題が起きてからは5回程度になりますけれども、それぞれが、委員が問題を自分のこととして共有して、考えているということをお話ししておきたいと思います。

○議長（田中良隆君） 三和議員。

○16番（三和郁子君） 私も定例会は毎回ではないですけども、傍聴させていただいておりますけども、そのときの会議の内容、何か報告が多くて、一つの問題提起で議論するというような、そういう場面に出くわしておりませんでした。ただ、今、お聞きしましたら、臨時の会議で議論を深めて、皆さんで野洲市の児童、生徒のいじめについて、しっかりと議論されているということをお聞きしましたので、安心をいたしました。

次に、大津市の自殺案件に関する学校教育委員会の会見の様子を見ておりますと、甚だ心もとなく、思慮に欠ける点が多々ありました。このような様子では、教育現場への不審

を招く結果となっています。当市の場合においては、このような体たらくを露呈していただくようなことがあってはなりません。困ります。この点についての所見を教育委員長、お願いいたします。

○議長（田中良隆君） 教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（木下圭子君） 三和議員のご質問にお答えしたいと思います。

特にいじめ問題への取り組みについては、これまで野洲市が大切にしてきた、人と人とのつながり、きずな、結びつきというふうなことで、人権教育を基盤として、日々、未然に防止するように努めてまいっております。

いじめ問題に限らず、各学校が抱える課題、その学校が子によって、さまざまな問題行動なり課題がありますけれども、そういうことについて、各校長、教頭、特に管理職が、日々、毎日のように教育長に報告、それから相談に、きょうも校長会をしているようですが、報告に来て、話をしているのですね。日々のように、そういう話の中で、嬉しいこともいっぱい入ってまいりますけれども、やっぱりこれは早急に考えないといけないね、教職員全体のものになってるのかどうかというふうなこと、子供がどういうふうな動きで、どういう表情で登校してるのかというふうな、そういう細かいことまで、特に教育長が中心になって、教職員に語りかけ、そして相談活動を、指導をしているところでございます。特に、最近個人情報、会見のことを言われましたけれども、やっぱり個人情報ということの難しさもあり、そういうことに配慮しつつ、やっぱり教職員が2年生のことであっても、全部の教職員が、やっぱり私は把握をしてないといけないというふうに思いますし、子供たちにも知らせること、理解させることは、的確に、その場、その場でやっていかないといけないなというふうに思っています。それで、学校と、それから教育委員会が信頼関係を結び、管理職の先生方も私どもにも、いろんなことを話し合ってくださいますし、教育長さんが中心になって、把握したことを私どもに携帯で即知らせてくださるようなことも最近でございますし、そういう中で常に二人三脚で、さまざまな問題に向かっていくことが大切であるというふうに思っておりますし、市長部局との情報の共有ということについても、市長さんからの的確なご指示をいただいたことも、最近ありましたけれども、そういう中で、私たちが的確に説明責任が果たせるように、それぞれの場で開かれた、教育委員会として子供たちを守り、教職員を守り、そしてそれぞれが学校のことは地域へも発信をし、また助けていただいて、ともに考えて連携をして、そして子供たち、幸せな子供たちの命を本当に守っていくというふうな強い決意の中で、大津市の会見等も見させてい

ただいたところでございます。

以上です。

○議長（田中良隆君） 三和議員。

○16番（三和郁子君） 丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございます。

次に、いじめに関する当市の現状についてお伺いいたします。

市の19年度から23年度のいじめ発生件数調査では、小学校が2から5、平均4件。中学校が1から3件、平均2.6件のいじめがカウントされております。このいじめのカウントは、どのような手順により、いじめと判定されるのか、教育長、お尋ねします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） お答え申し上げます。

いじめの判断につきましては、いじめられた児童、生徒の立場に立つて行うものと、このようにされておりますが、いじめと疑わしい場合も含めまして、その事例につきましては、ケース会議等、学校の対策委員会といたしますか、組織的に対応をし、そしてその取り組み、あるいは指導を決定をしております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 三和議員。

○16番（三和郁子君） では、いじめと判定した場合、どのような手順により、解決へのアクションをとられるのですか、教育長、お願いします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） いじめが起こった場合の取り組みにつきましては、まずは、迅速、真摯に誠意を持って当たると、このように考えておるところでございますが、一般的な手順といたしましては、先ほど小菅議員のところのテロップにもございましたように、該当の児童生徒への、まずは聞き取りということで、複数の教職員で、まずは事実を確認をすること、これが第一でございます。

そして、その事実確認で得た情報を対策委員会等で集約をしていく。そして、その中で、解決に向けた取り組みをどのようにしていくかということを検討をいたします。このときに、すぐに取り組むべきこと、短期的、中期的、長期的に、どのように取り組むかということも含めまして、その検討会議で検討をいたします。子供同士の謝罪の場をどのように決定していくのかということも、その中に含まれるところでございます。

そして、それとともに、保護者への説明を行います。そして、人間関係の修復でありま

すとか、友達同士の人間関係を改善をいたしまして、そして学習の場を設定をし、きちっと集約ができましたら、学級会、あるいは学年集会で全体指導を行いまして、それを一つの教材として、道徳や、いろんな取り組みに生かしていくと、こういうふうな段取りになるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 三和議員。

○16番（三和郁子君） 教育長、では、解決できなかった事案は、その後、どのような扱いとなりますか。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 本市では、これまでの事例で、これらの取り組みを通して、いじめ行為が年度を越えて持ち越すということはありませんでした。ただ、そうとは言いながら、やはりその後の見届けということも必要でございますので、一つは、学年が変わっても、引き続いて見とっていくということ、それから中学を卒業し、高等学校へ行った場合につきましても、高等学校との連絡会議等を通じて、その児童生徒がその後、どうなっていくかということにつきましては、高等学校のほうから情報を受けて、そして、ともに指導に当たるということをしております。

また、定期的には、市内の小中学校の生徒指導の担当者会議等も行っておりますので、そういった中で、常に、各学校のいじめ等に関する事例を報告をしていただきながら、協議をしていくところでございます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 三和議員。

○16番（三和郁子君） 今年度のいじめは、1学期末で小学校がゼロ件、中学校で1件となっております。今年度のいじめ1件とは、どのような案件でしょうか。教育長、お願いします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 今年度の具体的な事例につきましては、個人の特定ということもございませんので、詳細を申し上げることはできませんが、概要を申し上げますと、友達の机を蹴っているということで、担任にそういうことがあるということをお知らせしました。生徒を指導したところ、矛先が被害生徒に向きまして、容姿等にかからかいや嫌がらせの言動を受けたと、こういったケースでございます。そのことによりまして、学級で過ごすこ

とに不安を感じてきたと、こういった概要でございます。

○議長（田中良隆君） 三和議員。

○16番（三和郁子君） では、現在どのように対処しておられますか、教育長、お願いします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 嫌がらせをしたという生徒に関しましては、本人への指導を初めをいたしまして、保護者とも連携をとりながら指導をしております。また、嫌がらせを受けた生徒に関しましては、関係機関の専門的なカウンセリングも含めまして、生徒への支援、あるいは保護者との懇談を初めといたしまして、学校全体で組織的な支援に努めているところでもございます。

また、該当生徒だけの問題とはせずに、学級でもこの問題を取り上げまして、いわゆる、いじめる側、いじめられる側、そしてその傍観者という形で、特に傍観者の立場でみんなで考える場を持ってまいりました。

以上です。

○議長（田中良隆君） 三和議員。

○16番（三和郁子君） 解決の見通しはいかがですか。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） この夏休み中にも、担任を初めといたしまして、学年の生徒指導等、あるいは学年主任等が定期的に家庭訪問を行ってまいりました。現在、本人は落ちついて生活を送っておりますし、保護者との関係性も良好で、解決に向かっているのではないかと、このように考えております。

○議長（田中良隆君） 三和議員。

○16番（三和郁子君） 今年度のいじめの疑いがある事案件数と経過では、小学校が37件、中学校が9件とカウントされております。こんな多くの件数がカウントされていることに、やや驚きを感じておりますが、これらのいじめですね、あるいはいじめの疑いのある案件は、どのような調査手段、そしてきっかけで発見、認識されておられるのか、教育長、お尋ねします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 基本的には、担任の先生が生徒の観察、これは毎日、接しておりますので、そういった子供の観察を通じて、担任の先生がキャッチをするというのが、

やはり一番多うございます。

あるいは、中学校でございますと、教科担任制ですので、授業の中で、そういった観察があります。そういった教師の日常的な子供の観察に加えまして、子供たちの日記指導、あるいは、子供たちへのアンケート、それから定期的な教育相談を行っております。これは学期に1回、定期的に行っております。あるいは、本人からの訴えもございます。あるいは、相談もございます。スクールカウンセラーとか、オアシス相談員さんも入っておりますので、そういった方に相談をするというケースもございます。あるいは、保護者の方から、直接にご相談を受けることもございます。あるいは、周囲の友達からの情報、そういった、さまざまな相談から寄せられる情報をもとになりまして、そういった、いじめのきっかけをキャッチをしているということでもございます。

どこでも、いつでも、どこにでも起こり得るということを、やはり教員全体がきちっと認識をして、子供たちに観察し、接すると、こういうことが一番重要なと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 三和議員。

○16番（三和郁子君） 毎年、小学校で年平均4件、そして中学校で年平均2.6件のいじめがカウントされております。これは、リアルタイムに学校から教育委員会へいじめを連絡された年度別、事業別件数及び、解決に当たっての教育委員会との連携の様子及びその結果については、教育長いかがですか。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 年度別の様子ということの細かいところまでのお答えができませんが、いじめの事案につきましては、学校が把握をした時点で、速報という形で、これは文書形式でございますが、教育委員会に入るといような仕組みになってございます。教育委員会へ入ってきました時点で、学校と連携をした取り組みを進めることになりまして、指導内容や、あるいは経過、あるいは今後の再発防止の手立ても含めて、その支援、あるいは見届けについては、すべて文書で報告をし合っております。

いじめの様態につきましては、昨年度の8件のケースで見てもみますと、からかい、容姿に対する嫌味などの悪口、無視、持ち物に対するいたずら、隣の席に着くことを避ける、メールやネットでの中傷というようなことがございます。ケースによっては、2つ以上、複合的になっているものもございます。これらの事案につきましては、指導の結果、解決

を見ていますが、その後の見届けについては継続をして、配慮をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 三和議員。

○16番（三和郁子君） 次に、提言をしながら伺いますが、いじめを苦しめた児童、生徒の自殺が相次ぎ、深刻化しているいじめ問題への対応に、政府も教育再生会議の開催を初めとして、積極的な取り組みを始めております。滋賀県におきましても、いじめなど、子供の人権問題の解決に当たる第三者機関の新設に向けて、県教員に先進例の調査を指示し、検討を始めました。

各自治体におきましても、子供たちの問題を解決するために、独自の制度を設けるところもふえてきております。例えば、兵庫県川西市では、子供たちの問題を解決するための第三者機関として、子供の人権オンブズパーソンを設置して、解決の成果をあげております。この制度は、親でも教員でもない立場で、何よりも子供の話を聞くことを大切にし、子供の意見表明権の保証を通じて、子供の最善の利益を確保するという、子供の権利条約の理念の具体化へ向けた第一歩となります。川西市の制度は、日本で最初に条例により設置されました、子供の人権擁護救済のための公的第三者機関で、平成12年12月に条例が可決しました。そして、11年の6月より、いじめ、体罰、虐待等で苦しむ子供のSOSを受けとめて、子供自身が権利の主体として、問題解決に向け取り組めるよう、支援を開始しております。国際社会でも高い評価を受け、子供の救済制度をつくろうとする多くの自治体が、川西市に問い合わせをしているとのことです。

そこで、この制度について、本市としてどのような評価をされておられるのか、教育長、お尋ねします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 川西市の取り組みについてお答えを申し上げます。川西市の取り組みにつきましては、子供の権利条約との関連におきまして、子供の権利に視点を置いた条例でございます。この点が評価を受けている要因ではないかと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 三和議員。

○16番（三和郁子君） 子供の、この制度の取り組みと実績を踏まえまして、本市にお

いても、いじめに対するアクションプランとして、野洲市子供オンブズパーソンの条例設置について研究、検討されることを検討させていただきますが、教育長、いかがですか。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 本市におきましては、子供たちのさまざまな権利の保証につきましては、野洲市「人権尊重のまち」宣言を初めといたしまして、野洲市「人権尊重のまち」づくりに関する条例、これが基本的な条例になろうかと思いますが、それに基づきまして、野洲市人権施策の基本計画というのがございます。そして、野洲市人権教育基本方針がございます。そういった基本施策が定められておりまして、その中で見てみますと、いじめの課題についても、個別課題として記述をされているところでございます。

教師を初め、保護者や地域の方々の確かな人権感覚に根ざした、温かな子供たちの集団づくりをはぐくんでいく、学校や地域社会づくりを進めていくことが第一であると考えております。

また、いじめの根絶に向けた取り組みでは、元気な学校づくりマスタープランに基づきまして、心の教育の充実、確かな人権教育の推進、自他の生命を尊重する道徳教育の充実に取り組んでいるところでもございます。

教育委員会といたしましては、野洲市や学校がこれまで大切にしてきた施策や取り組みに対しまして、より確かなものになるように支援と指導の充実を進めていきたいと考えております。したがって、新たな制度や条例の制定は考えておりません。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 三和議員。

○16番（三和郁子君） 新たな条例設置は考えておられないということですが、今、私が質問したのは、野洲市子供オンブズパーソン、これは研究検討も願えないということでしょうか。

教育長、お願いします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） ただいま申し上げましたように、野洲市では、条例そして、基本計画、基本方針という中で、子供たちの人権を守っていく、権利を守っていくということが、きちっと書かれております。

また、いじめの問題についても、個々の課題として、野洲市人権施策基本計画の中で述べられているところでもございます。そういったことは、子供の権利を守っていく他の条

例と基を一つにしている、このように考えるところでは、本市におきましては、こういった条例や基本計画を持っておりますので、条例の制定については考えていないと、こういうことではございます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 三和議員。

○16番（三和郁子君） 条例の制定は考えていないということなんですけども、このオンブズパーソンなんです。これは、子供の視点に立った上での条例設定なんです。今、教育長はいろいろな野洲市には、人権擁護の云々とか、今、何点か言われましたけども、ただ、教育に関して、子供たちに関しての条例ですね。これは本当にできないのかなというふうに感じます。これは、子供にとって命にかかわる大切な案件だというふうに思いますので、もし教育委員会のほうでできないようでしたら、また議会で調査研究をしていくことを議会に働きかけてみたいと思います。

次に、いじめにも関連します国の事業、緊急雇用創出事業について伺いますが、この事業により、当市は特別支援教育と支援補助員9名、教育相談支援員が9名、雇用されております。しかし、臨時的任用職員を雇用するこの事業が、今年度で終了すると聞いております。この支援教育と支援補助員は、特別な支援を必要とする児童、生徒や、別室登校児童、生徒に対する支援を行う職員さんです。教育相談支援員は、別室登校生徒や不登校生徒への支援を行う職員さんです。教育現場では、この職員さんたちのサポートは、これは貴重で、なくてはならない力となっていると、現場の声を聞いております。

今日、このような複雑な教育環境にあって、緊急雇用創出事業が終了することは、当市にとって本当に痛手というふうに感じております。この事業の継続は、重要な施策であるというふうに私は感じております。ここで、教育長、ぜひお願いしたいんですけども、来年度も当市独自の教育スタッフとして考慮すべきというふうに思いますが、お考えは、教育長、いかがでしょうか。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） ただいまございましたように、子供たちを取り巻く教育環境というのは大きく変化をしておりますし、保護者、あるいは地域の皆様方の要望が学校へ非常に多く寄せられる、こういった状況でございます。

今もございましたように、緊急雇用の創出事業により、この加配教員につきましては、非常に大きな力となっていることも事実でございます。今年度は市独自の教育施策と

いたしましては、小・中学校へはオアシス相談員を初めといたしまして、特別支援教育指導員等、22名の市費支弁の教職員を配置しております、総額は2,752万8,000円となっておりますし、今年度をもって終了をする緊急雇用創出事業では18名を配置しております。かなり大きな力となっております、これがなくなるということは、現場にとりましては、大変大きな痛手になるんじゃないかなと、このようには考えております。しかしながら、それへの対応につきましては、例えば、学校応援団事業を進めておるわけですが、これは地域の皆さんのご協力によりまして、学校への応援、あるいは、学校と共同をして教育を進めていくという、こういう事業でございますので、そういった教育力の活用を充実をしていくということも、一つの方策であろうかと思えます。あるいは、現在、行っておりますけれども、県や国に対しまして、これに替わる加配教員の増員を強く求めているところでもございますし、県の教育委員会のほうへも、県の教育長のほうからも、強く増員の要望を出しておるところでもございます。来年度の市の予算におきましても、全体的な市のバランスの中で1人でも配置ができれば大変いいかなと、こんなふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 三和議員。

○16番（三和郁子君） 今のご答弁では、国、県の施策を待っていると、そういう今、現状ではないですよ、学校現場におきましては。子供の命を守るという意味では、今、急いで学校耐震化もはかっております。やっぱり、これは子供の命を守るために財政厳しい折ですけども、一生懸命、頑張ってくださいしております。やはり、この緊急雇用対策事業が終わりましても、この18名の職員さんですね。今、この方たちは本当に頑張っておられる。現場の声も、すごくこの18名の職員さんがいなくなると、かなり厳しいという声を聞いております。ぜひ子供たちを守る大切な私、施策だというふうに思いますので、市費での継続のお考えの余地はないのか、再度、教育長、お尋ねします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 国、県の要望とともに、市の予算化につきましては、最大限、努力をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（田中良隆君） 三和議員。

○16番（三和郁子君） じゃあ、最大限、期待いたしております。いじめに関する質問は終わらせていただきますが、いじめは見えないところで、常に必ず起きているものと認

識、警戒が必要です。先ほども申しましたけども、いじめではないを立証するのではなくて、いじめは起きている、何が何でも立証するといった確固たる危機意識と熱意、信念で検証、お願いいたします。人口が減少しております日本の将来を担う子供たちが、明るく、楽しく学校生活が送れますよう、行政、教育委員会、学校、関係者の皆様の一層のご努力をお願いいたしておきます。そして、今回のこの大津のいじめ問題で、先生方が委縮しないように求めておきたいと思います。

次に、2件目ですが、家庭のガーデニング用土の再利用についてお尋ねいたします。今年の夏は真夏日、猛暑日の連続で、大変、暑い夏となりました。全国的にも、ガーデニングがブームとなっております。心の癒しにも、また、ささやかながら、地球温暖化防止、そして、CO₂削減にも一役買っております。市民の皆様、そして庁舎においても、緑のカーテンの実施により、若干なりとも節電に寄与しているものと評価しております。

戸建住宅、またマンション住まいで鉢植えや、そしてプランター等で園芸を親しんでおられる方に、一つ悩みがございます。それは、植木鉢やプランターで花卉や野菜を育てて楽しんだ後の、不要になった土の処理に苦慮されておられます。園芸用の土は廃棄物処理法に基づいて、自治体が処理の責務を負う可燃物、不燃物の一般廃棄物に該当しないこともあり、市民の皆さんには、処理、処分に悩んでおられます。処理施設では、生ごみに混ぜられてトラブルの原因になったり、不燃物として出されたり、そして公園や空き地、路肩に投棄されたりする例があると聞いております。

では、前段申し上げました残土について提言をさせていただきます。この残土を市内の所定の場所、例えばシルバー人材センターなどで回収をし、そしてシルバー人材センターに委託をして、園芸用の土に再生をし、市民の皆さんに提供し、再利用されてはいかがでしょうか、環境経済部長にお尋ねいたします。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ただいまの、家庭のガーデニング用の土の再利用につきまして、お答えをさせていただきます。

ご提案の園芸用土の再利用についてでございますが、現状では植木鉢やプランターの不要となった土や家庭で不要となった土砂等につきましては、総量が100キログラム未満であれば、事前の申請の必要がなく、蓮池の里第2処分場へ直接搬入することができますし、過去3年間のガーデニング等の土砂として、搬入件数は年間で数件程度で、年平均で300キログラムの搬入実績となっております。ご提案のように、再利用については、そ

れにつきましては、土砂の保管場所の確保のほか、土以外の根などの除去や栽培に適した土に戻す作業等、再利用先の確保等が必要となってきますし、また不要となった用土に、栽培上、決して適切でないような液体等が混入しているというような危険性も否定できないなど、再利用への安全性や、また品質上の課題もあるのではないかと考えられます。

こうしたことから、市としてすぐに取り組むことはできませんが、議員ご提案の趣旨は十分に理解できますので、まずは園芸を楽しんでおられる方々のネットワークの中で、個人の責任において取り組んでいただけるような環境づくりを行政としてお手伝いできないか、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 三和議員。

○16番（三和郁子君） ただいまの答弁では、個人の環境づくりに手助けをしていきたいという、そういう答弁でございますけども、蓮池の里のほうまで、この残土を持っていくというのは、車を持っている方とか、若い人であれば、車ですっと行けますけども、今は高齢化してきて、すごく高齢化してきた皆さんがお花を親しんだりしておられるんですね。そういうふうなところから、やはり行政が少し手助けしていただければいいなというふうに思いまして、再利用のシルバー人材センターに委託をして、園芸用に土に再生したものを、また返してあげるという、そういうふうな協力ができないかなというふうに思っておりますので、提言をさせていただきました。また検討していただきたいと思っております。

不要になった園芸用の土を災害非常時用、または備蓄土嚢として利用してはいかがでしょうか、都市建設部長、お願いいたします。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋俊明君） 不要となった園芸用土を土嚢として再利用との提言をいただきましたが、園芸用の土壌につきましては、主に荒い土には軽石など、水はけのよう土から保湿効果のある腐葉土まで、幾層にも混在しているものでありまして、土嚢の土には適さないものと判断をいたしております。

○議長（田中良隆君） 三和議員。

○16番（三和郁子君） 土嚢として適していないということですね。今、ちょっと私の聞き間違いかわからないんですけども、この不要になった園芸用の土を災害非常時用に使われたらどうですかというのが一つあるんですね。次に、備蓄土嚢として利用されたらどうですかと、それは不向きだということですよ。

私は砂、土が問題ではなくて、袋そのものの耐久性、だから不向きというふうに言われたんですね、今。そういう答弁ではなかったですか。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋俊明君） 当然、土嚢としての機能は、まずは災害に耐えるものでございますので、防水用、特に重みは非常に重要であるというふうに考えております。やっぱり、じっと水圧に耐えられる重さが必要であるというふうに考えておりますので、そういった面では、うちもいろいろ調べてみたんですけど、軽いということもございますし、そういう面も踏まえて、土嚢の土には、やっぱり適さないのではないかなというふうに答えさせていただいたものでございます。

○議長（田中良隆君） 三和議員。

○16番（三和郁子君） 私は消防署の関係者の方にお話しさせていただきましたら、市民の防災啓発につながるの、それも一つの案ではあるなというふうにお聞きしておりましたので、ちょっと提案させていただきました。再度、この土につきまして、残土につきましては、今2人の部長さんのほうから答弁いただきましたので、ぜひ、もう一度、どういふ残土が市民にとって負担にならないか、また再利用できるのか検討いただければと思いますので、提言をしておきます。

以上で終わります。

○議長（田中良隆君） 暫時、休憩をいたします。

（午前 0時14分 休憩）

（午後 1時15分 再開）

○議長（田中良隆君） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

次に、通告第11号、第5番、高橋繁夫君。

○5番（高橋繁夫君） 5番、高橋繁夫でございます。

新病院可能性の検討についてと野洲クリーンセンターの周辺、河川ダイオキシンの調査結果についてお尋ねいたします。

5番、高橋繁夫でございます。暑い夏が終わろうとしております。特に、今年はロンドンオリンピックが開催され、実況中継をしておりますテレビを観戦していると、ついつい暑くなり寝不足ぎみの夏でありました。今回のロンドンオリンピックを通じて感じたことは、メダルを手にする者とメダルに届かない者、この隔たりは何に起因するものがあるのか。トレーニング量なのか、プレッシャーを感じ過ぎたのか、メンタルによるものなのか、

これから各競技で分析され、次のブラジルオリンピックで生かされることを望んでおりますが、勝利の女神とはすべての選手の心の中に存在していて、平等にはほほ笑んでいるようでございます。

さて、今回日本は最も多いメダルを獲得し、さまざまなドラマを生み、我々国民に勇気と感動を与えてくれました。特に、私が最も印象に残ったのは、銀メダルを獲得し、卓球女子団体の福原、石川、平野選手と、女子柔道松本選手の強気にあふれた目つきでした。相手に弱みを見せつけないあの目つき、気構えを日本の外交も大いに習うべきと感じております。

一方、国内では、集中豪雨による洪水で、今年も多くの被害が出ました。県内の大津市でも洪水が発生し、被害に見舞われた方々にお見舞い申し上げます。ここに、最近洪水被害が余り発生せず、滋賀県は安全な県で通っておりましたが、最近のゲリラ豪雨は短い時間に多量の雨を降らしております。テレビでも観測史上最大とか、戦後最大の降雨量という放送が聞こえてまいります。気象庁も今まで経験したことない雨の降り方という表し方を追加されております。今後も、市民の安心安全のために、洪水対策の強化をお願いしておきます。

前ぶれはこれぐらいにしておきまして、質問に入らせていただきます。

まず、1点目につきまして、6月議会に続きまして、新病院可能性の検討につきまして何うものであります。

去る7月13日の都市基盤整備特別委員会で、第5回の新病院整備可能性検討委員会の結果について報告を受け、その全容を受けて、今後の考え方について報告を受けたところであります。

まず、報告を受けた中で、検討スケジュールですが、この新病院整備の可否の決定時期は本年の12月であり、都市基盤整備特別委員会で審議し、本会議で審議結果を委員長が報告されます。したがって、新病院の可能性で議論されるのは、8月議会と9月議会の特別委員会、恐らく10月には、可否の結論を受けての議論になるものと推測いたします。そうした貴重な議論の場ですので、2つにわたって質問いたします。

まず、今後の検討課題について、4点にわたって当局より挙げておられます、立地場所については、6月議会でも私は、用地取得費用や造成費用を考えると、野洲駅前しかそばんをはじき出せないと言明いたしました。そういった点や、交通アクセスを考え合わせると、当然の結果と判断しております。

2点目の新病院の運営形態が大きなコントロールポイントになるものと私は思っております。この運営形態については、今まで検討委員会で3つの運営形態でまとめられています。市が直接する方法、2、地方行政法人を設置して運営する方法、3、指定管理者制度により運営する方法から、透明性、効率性を担保できる運営形態を検討することになっていますが、その選定の課題となるのが野洲病院とのかかわりになります。特定医療法人御上会が解散するほどの想定が必要となります。この医療法人が解散となった場合には、市が貸し付けている9億円のうち、未償還となっている6億4,000万円の回収問題や、現在敷地として使用されている私有地が、債権者に没収される可能性がございます。

また、現法人の民間金融機関、借入金に対する損失補償問題があります。私は、新病院の整備に57億円費用がかかるとの報告を受けましたが、新病院の建設には、それくらいの医療体制整備費用は必要であるとの市民に説得はできると確信しております。しかし、過去の野洲病院のこれらの課題解決のために、さらに多額の費用を要するという一方で、市民に理解が得られないのではないかと。つまり、この点で行き詰まるのではないかと懸念しております。よって、大きなコントロールポイントになるものと思っていると述べたのであります。

したがいまして、この野洲病院のこれらの課題に対して、現在どのように対応されているものかを伺うものであります。

次に、財政シミュレーションでは、6月の議会で、現在野洲病院に出資している補助金金額が目安になるとの考え方も示していただきました。その範囲内で、病院経営の収支バランスがとれるかどうか、検証しているとのことでありました。その検証の最新の状況を伺うものでございます。

次に、野洲クリーンセンター周辺河川ダイオキシンの調査結果について、伺うものであります。

去る8月の全員協議会で、野洲クリーンセンター周辺河川ダイオキシンの調査結果について、報告を受けたところであります。その報告によると、大篠原からの要請を受けて、今年1月にクリーンセンター周辺と、下流の水質及び底質ダイオキシン類について、分析調査を行ったところ、水質がすべて環境基準値を十分下回っていたが、クリーンセンターの横の水路並びに、下流の砂防沈砂池の底質ダイオキシン類について、環境基準値に近い値が検出されたもので、これを受けて、砂防沈砂池及びその下流流域等の底質ダイオキシン類を、5月から6月にかけて追加調査を実施したもので、砂防沈砂池の表層、深さ10

センチまでの1カ所から、環境基準値150ピコグラムを超過する底質ダイオキシン類270ピコグラムが検出されたものであります。

この原因として、ダイオキシン類発生防止策を講じる、以前の補修工事等による解体材に付着していた灰等の一部が雨水と接触して水路に堆積したもの、または道路側溝等に堆積していた灰等が雨水により水路に流出し堆積したもの、あるいは焼却灰等の運搬車両の高圧洗浄作業等に灰等の飛沫が水路に流出、堆積したものなどが考えられるとの報告を受けました。今回の件は、健康上問題はなく、対策として汚染原因の除去が必要であり、早期に汚染範囲の特定及び第三者委員会を設置して、専門的な意見を受けて対策を講じるとともに、除去後のモニタリングを実施する旨の報告を受けました。今回の調査結果について、地元の市会議員として、3点にわたり質問するものであります。

8月4日に、地元大篠原自治会役員並びに対策委員会、各団体役員に説明をされたが、大篠原の自治会長並びに役員の反応はどのようなものであったか、今回の調査結果は、新クリーンセンター整備で、大篠原自治会で難産の末、整備のご理解を得たもので、その大篠原自治会の信頼を裏切る行為と受け取られたのではないか。

3、ダイオキシンが基準値を超えたことから、対症療法的な対策も当然必要であるが、大篠原の信頼を取り戻す対応を考えておられるのか、以上3点にわたり答弁を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） それでは、高橋議員の新病院可能性の検討についての2点のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の野洲病院が抱えている課題に対する市の対応についてでございますが、現在まで市民の皆様から、市内の医療サービス維持の期待と、新市まちづくり計画において、野洲病院を新市の中核的医療機関と位置づけてきたことから、9億円の貸し付けや施設整備に対する元利償還補助など、財政支援を続けてきたわけですが、野洲病院として努力はされてるものの、残念ながら抜本的な経営改善ができておらず、民間病院として自立した経営とはなっていません。つまり、市の補助が有効的ではなかったという見方もできます。

特に、9億円の貸し付けについては、何度も償還期間の延伸を申請されるなど、当初の計画から無理があったとも考えられます。市の今後の対応につきましては、これらの市の

負担が最小限にとどまるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、2点目の病院の経営収支の検証でございますけれども、7月の都市基盤整備特別委員会や、市の広報でもお知らせしましたとおり、全国の公立病院の平均的な実績データをもとに、市が直接新病院を整備、運営した場合のシミュレーションを行いました。その結果、開院10年目では黒字転換できず、開院の20年後の累積損益は5億円の赤字となりました。しかし、材料費や委託料などを統計上の民間病院並に調達できれば、黒字経営が可能という結果となっております。

ただし、これには病院の立地条件や運営形態、必要とされる医療スタッフの確保など、一定の前提条件をクリアする必要がありますので、実現可能であるかどうかを含め、今後さらに慎重に課題整理を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 2点目の野洲クリーンセンター周辺河川ダイオキシンの調査結果につきまして、お答えをいたします。

ご質問の今回の調査結果により、市民の皆様、とりわけクリーンセンター周辺地域の皆様にご心配をおかけすることになり、お詫びを申し上げます。

まず、1点目のご質問でございますが、8月4日開催の大篠原自治会、新クリーンセンター対策委員会及び各団体の役員さんの合同の会議におきまして、役員の皆様からは原因究明とともに、沈砂池の細部調査や、施設敷地内での調査を実施した上で、沈砂池内の汚染した数値の速やかな除去を求めるとのご意見をいただきました。こうしたご意見を踏まえた上で、既に実施をしております敷地内の改善のほか、市が行う環境対策に関し、第三者検討委員会で、専門的な見地からのご意見を聞いた上で、迅速かつ適切な対策を進めてまいります。

2点目と3点目のご質問につきましては、新クリーンセンターの更新整備について、基本協定を締結し、各地調査に着手しているところであるにもかかわらず、今回の調査結果報告において、大篠原の自治会の皆様に対しまして、ご心配をおかけすることとなりましたが、環境基準を上回ったのは1カ所のみで、たちまち下流域への影響も認められない状況であることから、初動的には情報公開を徹底し、適切な対策を講じて環境保全に努めてまいります。

また、基本協定の中で、現クリーンセンターの運営管理を含めた、総合的な大篠原地域

全体の環境保全と向上を目指すものと既に決定をしておるところでございます。今後、適切な環境モニタリングの実施とともに、環境監視にかかる新たな第三者機関を設置し、さらには大篠原自治会からのご要望に対する回答事項の履行に加え、きめ細かく報告及び協議をさせていただくことで、引き続き大篠原自治会の皆様にご安心いただけ、ご理解がいただけるよう努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 高橋議員。

○5番（高橋繁夫君） それでは、ちょっと少し再質をさせていただきます。

再質問に入らせていただきます新病院の可能性の検討については、まだ問題整理の段階で、最終仕上げまで少し時間を要する印象が強いようでございます。12月で結論が導き出せるようお願いしておきたいと思っております。

次に、クリーンセンターのダイオキシンの調査結果ですが、最終的に、大篠原自治会にご理解を得られるものと考えています。結果的にはそうなることを望んでおりますが、新クリーンセンターは本当に難産でした。大篠原の自治会長を初めとする役員の方々の苦労ははかり知れないものがありました。その上で、新クリーンセンターの整備の目途が立ったものであります。自治会会員様には、現在はダイオキシンの調査結果の通知のみであります。自治会会員様に、いかに理解を得るのがポイントになるものと私は考えております。その対応を伺うものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 自治会の役員の皆様には、今高橋議員からもご指摘がございましたように、いろいろとご苦勞いただき、基本協定への調印をしていただいたところでございます。先ほどもお答えをしましたように、既に基本協定に基づきまして、いろいろと協議を進めているところでございます。こういった取り組みを進めることによりまして、引き続き信頼をお互いが信頼できる環境を築きながら、ご要望等の履行に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 高橋議員。

○5番（高橋繁夫君） それでは最後に、今週の月曜日のNHKのプロフェッショナルという番組で、心臓手術の医者を取り上げていました、その医者は、何事も一途一心にとる

ことを信条とされておりました。どうか、このダイオキシン問題につきましては、大篠原自治会にこの名医を見習って、一途一心に取り組むことをお願いいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（田中良隆君） 次に、通告第12号、第10番、坂口哲哉君。

○10番（坂口哲哉君） 10番、坂口哲哉でございます。

私は、いじめ問題についての質問をいたします。

なお、先に質問された内容と重複する点もあると思っておりますので、よろしく申し上げます。小難しいことはお聞きいたしません。

いつも起こり得るいじめ問題。これを阻止することは、現場を抱えている先生方は、大変苦勞をしておられることと思っておりますが、人命にかかわるいじめがあってはならないこと、これを常日頃観察することが重要だと認識をしておられると思っております。

さて、大津市において、いじめによる自殺によって大きな波紋が起きました。これに従いまして、次のことについてを一問一答方式でお聞きいたします。確認のためにお聞きしますが、ストップいじめアクションを作成されたのはいつごろですか。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） それでは、坂口議員のいじめ問題についてお答えを申し上げます。

平成18年に作成をされました、ストップいじめアクションプランにつきましては、平成24年1月に、県の教育委員会のいじめ対策チームが加筆修正する形で改定を行ったものであります。

○議長（田中良隆君） 坂口議員。

○教育長（南出儀一郎君） ストップいじめアクションプランの中に、未然防止の具体的な取り組みとありますが、それだけではないと思っております。例えば、朝担任の先生が点呼をやられるときに、生徒の顔を毎日ほど見ておられると思っております。その状況によって、いじめられているかいないかの判断はできませんか。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 学校での学級担任の位置というのは大変重要でございまして、今のご質問にございましたように、学級担任は毎朝教室で朝、子供の様子に変化はないのか、あるいは子供の顔色はどうなのか、こういったことにつきましては、十分に観察をし

ているところでもございます。そういったことで、学級担任がいじめのＳＯＳをキャッチをするということは、非常に多い機会となっております。そういった中でいじめがキャッチされた場合には、教職員全体のチームで対応をしていくと、こういうことになってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 坂口議員。

○１０番（坂口哲哉君） いじめには、する側とされる側とあると思いますが、ストップいじめアクションプランでは、される側への対応はほとんどになってはいますが、双方とも対応の必要があるのではないかとということでございます。こういうことが大津市ではなかったのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○１０番（南出儀一郎君） いじめの構造というのは、前から言われておりますように、いじめられる側といじめる側と、そしてもう一つは周囲でそれを取り巻くという３層構造になっていると、このように考えられておりますが、ストップいじめアクションプランの中にも、される側への対応だけではなくて、いじめた児童生徒への指導力点や指導手順、そして傍観者の層への指導も含めた具体的な対応が明示をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 坂口議員。

○１０番（坂口哲哉君） 直接的ないじめ、間接的ないじめ、あらゆるいじめの方法はあると思いますが、どの程度までつかんでおられるかお聞きいたします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） ただいまの直接的ないじめと間接的ないじめという区別はしておりませんが、７月末現在におきまして、市内の小中学校におけるいじめ及び児童生徒間のトラブルで、いじめに発展する恐れがあるものという件につきましては、いじめの事案といたしましては１件、悪口や無視をするなど、児童生徒間のトラブルとしていじめに発展する恐れのあるものの事案として、６１件でありました。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 坂口議員。

○１０番（坂口哲哉君） 平成２３年３月議会におきまして、平成２２年度の件数を合計８件と答弁がございましたが、８件では済まないのではないのでしょうか。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（坂口哲哉君） 確かに、いじめの報告件数は8件と答弁をいたしました。先ほど申し上げましたように、いじめに発展をするかもしれないおそれのあるケースというのはございます。そういったケースを含めると、ほかにもそういったケースがあったものと。8件以外にもあったものと、このように認識をしております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 坂口議員。

○10番（坂口哲哉君） 不登校児童において、小学校6校の数値より中学校3校を見ると3倍以上になっておりますが、この現状をどのように思っておられるのかお聞きしたいんです。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 不登校の児童生徒数を小中学校別に比較をいたしますと、中学校の不登校数が小学校よりも多くなる傾向が伺っております。これにつきましては、中学生と申しますのは、ちょうど思春期の真ん中と申しますか、入り口を迎えるという時期でございます。ちょうど自我の目覚めが起こりまして、精神的に非常に不安定な時期を過ごすのが中学校の3年間でございます。そういった点で、内面的な理由が大きく、またそういったところから友達との人間関係がうまくつけれないといったこういった対人関係が不登校の原因になるのではないかと、こんなふうに思うところでございます。そういった意味では、子供の発達段階におきまして、早い段階で不登校の早期発見に努めるとともに、発見をした場合には、一人一人に応じた個々のきめ細やかな組織的な指導対応が必要ではないかと、そんなふうに思います。野洲市の児童生徒が明るい顔で、元気に学校へ登校できるように努力をしたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 坂口議員。

○10番（坂口哲哉君） このことにおきまして、いじめに発展するのではないかと申しますが、そこら辺はどうお考えですか。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） いじめが原因となって不登校になるケースはあろうかと思っておりますが、今ありましたように、不登校がいじめを受けるといったことはないのではないかとこのように考えます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 坂口議員。

○10番（坂口哲哉君） 子供たちの安全は、登下校に協力いただいております地域の見回り隊の皆さんにも気づかれたことなど、声を聞くのも有効な手段の一つと考えるのはいかがでございますか。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 議員のご指摘のとおりでございます。子供たちの安全な登下校を見守っていただいておりますスクールガードの皆さん、あるいは学校ボランティアの方々から、登下校中の子供たちのふざけにおきますいろんな問題等につきましては、学校に連絡をされ、あるいは市教委にも報告をされている事実がございます。このようにして、地域の皆さんのほうからの見守りの中から、子供たちのSOSをキャッチをしていただくと、これは非常に大事なことでないかとこんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 坂口哲哉君。

○10番（坂口哲哉君） 今の問題でこういうことが聞いております。教育長は聞いておられないかどうかは知りませんが、まず下校途中に学校から見えない場所まで来たら、かばん全部他の児童に預けてしまって自分は手ぶらで、家の近くになったらまたかばんを担ぐ。こういう知らないいじめと言うんですか。そういうことがあったとこのように聞いておりますが、教育長はお聞きですか。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 今、坂口議員の例と一緒にどうかはわかりませんが、そういったケースはよくあると言うと語弊があるんですけども、子供たちの間ではあるケースでございます。それは友達から担任とか学校のほうへ連絡があったり、あるいは見回りの地域の方から連絡があったりというケースは以前私のほうにも報告がありまして、学校のほうからも聞いておる事実でございます。これにつきましては、聞いたところできちっと学校のほうでは指導をしているというところでもございます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 坂口議員。

○10番（坂口哲哉君） これは私が後から聞いたことなんですが、学校から家帰って家で遊ぶ場合に、同じ友達同士でそうした形で遊ぶ場合に、かばんを持たないとまた遊んで

いただけないと、こういうようなことが児童の答えでございました。そういったことたちはやっぱり、地域に埋もれた皆さんの声をもう少しもっと挙げていただきたいなど、こういうふうに思います。

最後になりますが、教育長として今後この問題をどのように捉まえて、どのように対処されるのかお伺いをいたします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 再々申し上げておりますように、いじめはどここの学校でも、どこでもいつでも起こるものという認識に立ちまして、命や人権にかかわる重大な問題であるという、人として決して許されない行為であるというこの考えをきちっと持つことが非常に大事なことであろうと、そんなふうに思います。そして、学校だけで問題を抱えるだけでは解決をいたしません。保護者の皆さん、あるいは地域社会を含めた大人が大きな責任を担っているということを再確認することが必要ではないかと、こんなふうに思うところでもございます。

もし、いじめが起きましたら、迅速にそれに対応する。毅然とした態度で対応するということが必要であろうかと思えますし、最も大事なことは、元気な学校づくり事業でも申し上げておりますように、子供たちが元気で明るく学校へ通う、そういった学習環境の場を、学校を初め地域保護者の皆さん方と協力をしながら、子供たちの居場所づくりを進めていくこと、これが非常に大事なことだと思えますし、子供たちには命の大切さや人間としてのあり方をきちっとつけさせていくと、こういうことが非常に大事になってくるかなとそんなふうに思えますし、そういった学校づくりを野洲市の中でも進めていきたいと、こんなふうに考えるところでもございます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 坂口議員。

○10番（坂口哲哉君） 最後に、人の心は深く何を考えているかわからないことが多くあります。したがって、コミュニケーションが必要であると考えます。その過程において何かつかむものがあると思えます。要するに、エスカレートするまでに何を求めるのかを求められています。このことは、先生方、カウンセラーなどの方々に言うまでもないと思えます。どうかよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（田中良隆君） 次に、通告第13号、第11番、立入三千男君。

○11番(立入三千男君) それでは、私のほうからいじめ等防止条例の制定についてと、もう一点、ペット火葬炉に関する条例の制定についての2件の条例制定について、教育長並びに市長に対してお考えをお伺いしたいと思います。

まず、第1点目のいじめ等防止条例の制定については、先ほど来、数人の議員の皆さん方からいじめ問題についての質問がされたところをごさいます、重複するところがあるかもわかりませんが、お許しをいただきたいと思います。

大津市では昨年10月、いじめを受けた中学2年の男子生徒、当時13歳が自殺した問題で、学校現場や大津市の教育委員会においての隠蔽体質やずさんな調査等、問題意識の欠如、不適切な対応について新聞、テレビ等で連日報道されたところをごさいます。また、同様の事象、事件が全国で相次ぎ、発生発覚をし、いじめ問題が大きくクローズアップされてる昨今をごさいます。大津市におきましては、真相解明のため、第三者調査委員会を立ち上げ、事実確認や真相究明をしようとされてるところをごさいます。

そこで、一連の大津市の学校現場の取り組みや、市教育委員会の今日までの対応をどのように本市の教育長として受けとめておられるのか、ご所見をお聞きいたしたいと思します。まず1点。

そして、本市においては、昭和53年の野洲中学校生徒殺傷事件で、大きく全国に報道された苦い記憶をごさいます。野洲市教育委員会としては、大津市の事件を教訓に、学校現場及び関係組織団体と問題を共有をし、子供たちや保護者がSOS発信をしていることに対してしっかりとキャッチをし、問題を真摯にとらえ、しっかりと対応する。そして、生徒や保護者から信頼される教育委員会であることを強く求めるところをごさいます。

野洲市のいじめ対策プランマニュアルや、県のストップいじめアクションプランで、いじめは暴力や人権侵害ととらえられ、いじめをしない、させない、見逃さないとしています。今回大津市のように、事件があったからではなく、起こる前に第三者委員会を設置をし、常設の第三者委員会におきましては、午前の議員の質問にもごさいましたように、兵庫県川西市においては、条例を制定をされてるところをごさいます。

本市におきましても、常設の第三者調査委員会の設置条例や、いじめ等防止条例の制定についての教育長並びに野洲市の教育委員会のお考えをお聞きいたしたいと思します。

次に、ペット火葬炉に関する条例の制定についてごさいます。

ペットブームを反映してのペット霊園の乱立や、ペット火葬炉から発生する悪臭等で、快適な生活環境に悪影響を及ぼし、懸念をするところをごさいます、これらを未然に防

止して、良好な生活環境を保全することを目的に、全国各自治体におきましては、ペット火葬炉に関する条例がされているところがございます。

背景は法規制がなく、事業化ができ、業者によるペットの火葬や埋葬をめぐる住民トラブルがふえているからでございます。本市におきましても、市街化区域の住宅地でペット火葬炉の設置が進められ、周辺住民皆さんより悪臭で食事もできない、洗濯物も干せない、また、地価の下落につながる等と反対をされてるところでございます。ご承知のとおり、人間、人体につきましては、墓地埋葬法、墓地埋葬等に関する法律により、埋葬場所や火葬炉の設置場所が定められているところがございますが、動物は対象外で、設置等の法規制がございません。そのため、ペット火葬炉はどこでも設置ができ、営業が可能で全国各地でトラブルが発生しているところがございます。無用なトラブル発生を防ぐために、ペット火葬炉の設置については、条例で定める自治体が出てきているところがございます。

本市におきましても、早急にペット火葬炉に関する条例の制定を求め、また今後の取り組みについて、市長よりお考えをお聞きいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 立入議員のペット火葬炉に関する条例の制定についてのご質問にお答えをいたします。

ただいま議員ご指摘のように、市内におきましても1カ所開設をされて、住民との間で問題が生じております。当初から市としても現場も確認しまして、何とか現行法規の中で対応できないかということで工夫をいたしましたけれども、これもご指摘のように、そのものを規制する法律がございませんので、結果的には試験的な操業は今されてます。それと、住民の方に伺いまして、差し止めの訴訟もされておられます。それと、これもご指摘のように、全国的には大きな問題になっているところでは既に条例を制定しておられますが、当然その上位法がございませんので、限界があります。それと、条例を今制定しても、既存のものに対しては網がかけられないということもございますので、ただ、新規にまた生じる可能性もあります。例えば、野洲の場合は、市の一部事務組合で、守山市と野洲市でやっております葬祭場で、火葬場に対応ができるわけですし、市民の便宜は共用できてますので、そういう意味では禁止しても問題ないと思っておりますが、申し上げましたように、現行法規の中でどういうふうに、本当に試験の制約と環境、あるいは迷惑の防止という観点から、今後も制定はされているんですけれども、各町の運用状況とかそのあたりも

含めながら対応をしていきたいという考えであります。

以上、ご答弁いたします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） ただいまの立入議員のいじめ等防止条例の制定についてお答えを申し上げます。

大津市のいじめ事件が連日大きく報道をされているところでもございます。一人の生徒の命が、いじめを一つの要因として奪われてしまったということは、私たち教育に携わる者としては、絶対にあってはならないこととして、非常に残念なことと受けとめておるところでございます。亡くなった生徒のご冥福を祈るばかりでございます。

この事件からは、一つは迅速な情報の共有、個人情報に配慮しつつも透明性を確保した対応、スピード感のある事件への対応、こういったことが必要との認識を新たにいたしております。また、学校と教育委員会事務局との連携をもとより、教育委員会や市長部局との密なる早期の対応が不可欠との認識を持っております。

次に、議員ご指摘の常設の第三者調査委員会の設置条例や、いじめ等防止条例の制定についてお答えをいたします。

いじめで命を落とすことは何としても防がなければなりませんし、命の尊さ、大切さをすべての人が考えることが必要でございます。本市におきましては、既に野洲市人権尊重のまち宣言、あるいは野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例、野洲市人権施策基本計画等に、子供の人権を初め、さまざまな人権課題に関する基本施策が定められておるところでございます。子供のいじめ問題については、野洲市人権教育基本方針を初めといたしまして、滋賀県のストップいじめアクションプラン、あるいは各学校で作成をしております、ストップいじめアクションプランにより、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めているところでございます。また、元気な学校づくりマスタープランの中では、心の教育の充実、人権教育の推進を柱に掲げ、命の大切さについて道徳の時間等を中心に指導をしております。さらに、児童会生徒会を中心に、児童生徒みずからが命の大切さを訴え、いじめをなくしていく活動を行い、いじめのない学校文化をつくり上げようと、このように活動をしているところです。

以上、述べましたような事柄から、本市におきましては、いじめにより命を落とすことがないように、いじめの未然防止、早期発見、早期対応への体制が整えられており、十分に機能していると考えておりますので、条例制定については考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 立入議員。

○11番（立入三千男君） ただいま市長のほうから、ペット火葬炉に関する条例の制定ということで、先にお答えをいただきましたので、そちらのほうから再度質問といいますか、要望も兼ねてお願いしておきたいと思います。

ただいまもお話がありましたように、趣旨についてはご理解をいただいているということで受けとめさせていただいております。また、全国の都市部の多くの自治体におきましては、このようなペット霊園や火葬炉に関する条例が制定をされております。条例の未制定の自治体においては業者、または住民間でトラブルが発生をし、行政も対応に追われているというようなことをごさいます、もちろん滋賀県では、県を初め13市6町、どこにもまだこのようなペット火葬炉に関する条例は制定されておきませんが、やはりこのような住民等の業者とのトラブルを一日でも早くなくするために、県下で一番目の制度の高い条例の制定を強く求めて、要望に変えておきたいと思います。

次に、教育長に対してのいじめ等防止条例の制定についてでございますが、ただいまの教育長の答弁で、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に努めてるとのお話がありました。また、本市におきまして、いじめ問題を未然に防ぐために、いろいろな具体的な取り組みをされてるとは承知をしているところでございますが、全国的に続発するいじめ問題については、やはり子供や保護者からの訴えといいますか、そのような声に対する対応のまずさ、隠蔽や問題意識の欠如、不適切な対応等で真摯に対応をされておらないということを留意に起因するところでございまして、子供や保護者は、学校や教育委員会が信じられず、頼れず、SOSの発信をしても受けとめてもらえない、また相談ができないという現状を私ほうれうるものでございます。本市の学校現場や教育委員会におかれましては、子供たちや保護者から頼られ、信頼できる、問題解決してくれる駆け込み寺的な学校現場や教育委員会、そして関係機関でございます、ふれあい教育相談センターであっていただきたいと切にこれを求めるところでございます。

次に、教育委員会としては、青少年の健やかな成長のために、特に小中学生、10代前半の青少年を対象にした家庭、学校、地域が連携をして、思いやりや誠意のある環境の中、青少年に社会の一員として必要なライフスキルを身につけていただくべくことを目的にして、ライフスキル教育の推進をお願いしたいと思ひますし、具体的なそのようなお取り組みが、教育があれば教えていただきたいと思ひます。

そして、最後にこれも午前中のほかの議員からの質問もございましたが、政府におかれましては、8月28日、増加傾向にある若年層の自殺対策を強化すべく、自殺総合対策大綱を閣議決定されたところをごさいます、内容につきましては、全国各地で中学生のいじめ自殺等が連続することを受け、児童や生徒の自殺の原因について、いじめの可能性がある場合、被害者遺族が学校や教育委員会の調査でなく、第三者委員会に実態把握などの調査を求められる方針が盛り込まれたところをごさいます、このような閣議決定を踏まえて、私は常設の第三者委員会の設置を必置すべきと考え、このようなことを教育長に答弁を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 野洲市におきましては、人権教育を中心にして教育を進めております。それが一つの大きな柱でございます。また、野洲市におきましては、差別事件を過去幾つか経験をしております。そういった差別事件の学習会、あるいは分析、そういった中で、いじめ問題につきましても協議がなされ、そしていじめ問題への対応もそういった中で各話し合いがされていると私は認識をしております。そういった人権を中心にした人権教育、あるいは人の命を大事にする、これは、いじめというのは命の問題でございます。そういう経過の中で野洲市のいじめ問題、あるいはいじめの防止ということを考えておるところでございます。これが1点でございます。

そして、ライフスキルのそういった教育につきましては、例えば中学校の2年生で、職場体験実習というふうに1週間やります。それは、1週間だけのことでなくて、やはりキャリア教育という大きな枠組みの中で、中学校1年生から3年生まで、トータルでこういった教育をやっております。あるいは、小学校でございますと、地域の人々とのいろいろな体験的な学習の中で、おじいさんやおばあさんと一緒に遊んだり、あるいはいろいろな活動をする、あるいは介護施設へ訪問体験をする、そういった中でおじいちゃん、おばあちゃんからいろいろな命の大切さ、生活の大切さ、そんなことを知らず知らずのうちに学んでいくというような、こういった体験学習等を通じて、子供たちに命の大事さということを実感の中でしみ込ませていく、こういった実例もございます。

自殺の問題も全く同じところをごさいます、命の大切さにつきまして、道徳教育を初めといたしまして、命の大事さ、それから例えば、総合的な学習の体験学習では、子供の誕生を実際に経験はしませんけども、学習をするとか、そういった形でも命の大切さを学

習をしているところでもございます。申し上げましたように、子供たちの命にかかわるそういうことにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、野洲市が持っております人権尊重のまちづくりに関する条例を初めといたします、そういったところの理念ですね。これをやはり具体的に現場で推進していくことが必要かと思えますし、もう一つ最後にご指摘がございました、やはり学校やあるいはふれ相や、教育委員会が子供たちの駆け込み寺として機能をするような信頼のおける学校、あるいは教育委員会にしていきたいとそんなふう考えてるところでもございます。

よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

第三者委員会につきましては、これは今、学校の機能も教育委員会の機能も、今申し上げましたように、十分に機能をしていると、第三者委員会の実際にやるのが、今学校現場、あるいはふれ相、それから教育委員会各自機関が十分に機能をしていると、このように認識をしておりますし、信頼して安心して、そこと連携をとっていただければありがたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 立入議員君。

○11番（立入三千男君） ただいま野洲市におきましては、人権宣言や人権尊重に関する条例等が制定をされてるということでございまして、もちろん承知をしてるところでございまして、やはり実践がどうなるんかというようなことで、やはりこのような当事者としてのやはり私は我がことのように思って、今回の大津市のこのような事件、憤りを感じるわけでございまして、この対応のまずさということで、野洲市の教育委員会、また学校現場ではそのようなことが一日もないことを祈ってるところでございまして、私の思いを十分ご察知いただきたいと思えますし、教育委員会におきましても、そのようなことで、我がこととしての捉まえで、やはりこのような子供たちや保護者のやっぱり何でも言える、そして対応する。聞くだけじゃございませんで。対応できるというような体制のほう、理念だけでは物事は進みません。やはり、その対応するというようなことで、もちろん学校現場の先生方もそうですし、教育委員会もそうですし、いろんな組織のところもそうですけど、やはり何でもが未然の小さいときからやっぱり訴えられる、SOSを聞いてもらえるというようなことで、そういうような組織機関であってほしいということをお願いしておきたいと思えます。

それともう一点、第三者委員会、わざわざ8月28日の例をとって、閣議決定をされた

ということを言ったんですけども、NHKでテレビでちょうどたまたまやってまして、やっぱり今の言うてるように、対応のまずさということで、学校現場や教育委員会が言葉悪いんですけども対応してない、頼りないというようなことで、やはり子供や当事者が、やっぱりその第三者調査委員会が、常につくったってそこへ訴える。ヘルプラインというようなことで、相談しに行くというようなことで、そういうようなことが閣議決定されたいうことを説明しておきます。勉強してください。こんなもん要る思ったらもう直ちに常置せんらんなという思い、閣議決定これ、こういうような政局がこのようになってますから、どこまで来るや知りませんが、そのような国のほうで動きになってるということを説明しておきたいと思います。

先ほど市長のほうにもお話しさせていただきましたように、2件の条例制定というようなことは、これもやはり、子供たちやまた住民の皆さん方の切実な要望に対して、やはり行政として応えるべきだという思いでこのような質問をさせていただきました。どうかよろしくお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩をいたします。再開は午後2時35分といたします。

（午後 2時15分 休憩）

（午後 2時35分 再開）

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

次に、通告第14号、第13番、野並享子君。

○13番（野並享子君） 野並享子です。

一般質問に先立ちまして、昨日、決算の質疑で市長は同和行政について、いろいろと発言をされましたが、3月議会の議事録100ページの下から6行目のところに目を通していただきたいと思いますので、よろしくお願います。

それでは、一般質問、国道8号バイパスについて質問をいたします。

野洲市内の停滞を解消するには、国8バイパスを早期に進めること、これは誰もが一致するところです。共産党滋賀県地方議員団として、1988年10月、平成元年に当時の建設省に瀬崎博義前衆議院議員と国8バイパスの早期実現を求め、要望に行きました。88年10月、89年10月には、国土工事事務所にも要望に行きました。毎年、予算をつけている、立体は問題があるから平面におろせと言われている。ルートの決定ができない。栗東や野洲とルートの協議をしている、地元の協議を進めてほしい、こういったことが言

われました。もっと国としても栗東町や野洲町の行政、地元に入って、進捗を図れるようにしてほしいと要望いたしました。

1999年、平成3年、宇野町長への予算要望で、バイパスの早期実現に向け、ルート変更も含め、地元や関係庁や国との話し合いを強められることと要望し、毎年、野洲町に対して、早期実現のために話し合いを強化するよう求めてきました。しかし、なぜ時間がかかるのか、それは、この道路が生活道路ではないからです。高架道路というのは通過道路であり、さまざまな問題が近隣の方々に大きく影響します。

そこで質問いたします。これまで30年間、隣接する地元自治会から環境、騒音、振動、景観、営農、日常生活などの影響が大きく、さまざまな要望が出され、国とも話し合いが行われていました。国道8号線の停滞の解消のためには、バイパスも必要だとの思いもあり、都市計画に乗せて、具体的な内容は詰めていくこととされ、平成12年には、都市計画決定もされ、地質調査や測量も行われ、少しずつ進んでいます。平面交差や法線の移動を願われる大中小路自治会、騒音や環境悪化や交通停滞の対策を求められている七間場自治会など、それぞれの願いにいかにか答えていくかだと思いますが、現在、どのような状況にあるのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の国道8号バイパスについてのご質問にお答えします。

1問目の道路の計画本線の通過地域の現在の状況のご質問でありますけれども、30年来とおっしゃいましたので、特に、今、課題が多い、小中小路地区につきまして、少し詳細を、短い時間ではあったんですけども、町内外の資料で調べました。それも含めてお答えをいたします。

まず、昭和57年に国道8号バイパスが事業化されてます。その段階から、当然、反対はありました。こういった社会資本というのは、当然、反対と賛成があって、その中でこういう経線が図られて出ていくもので、すべての方が賛成というプロジェクトは多分ないと思っております。そういう意味で、当然、反対がありました。

その後、61年に昭和57年の事業化にもかかわらず、この三上地区に、国の農業、農村整備事業のモデル地区に指定されまして、この三上地区が地区指定がされまして、モデル事業により、三上集落センターの整備と、圃場整備の計画を作成しまして、事業対区域に圃場整備が実施されたところでありまして。これは、従来からも説明してありますように、ブレーキとアクセルを両方踏んでると、57年に事業化、61年にモデル地区に指定すると

いう、これは両方、当時の町がかかわってるわけです。

従いまして、圃場整備が先行したことから、地元では、当然でありますけれども、国道8号バイパスの計画は実質的には消えたものと判断はされてました。当時の野洲市に対して、国道バイパス実施計画の有無について地元が確認、協議をされましたが、当時の町長の決断で圃場整備実施に踏み切られました。この決断によりまして、国道バイパス計画はないものと最終的に受けとめられたわけでありまして。

しかし、その後、計画決定手続の中で、バイパス計画を推進する説明がまた地元に行われましたので、行政不信となり、バイパス計画に反対する意見書が平成11年4月16日に、地元から提出がされております。

こういった経緯であります。ただ、計画決定にあたっては、一歩、三上地区の区民の方より、これは平成12年3月13日、計画決定の直前でありまして、バイパス計画に賛成する意見書も出されておりました。最終的には、現況、同様でありますけれども、いわゆる、一桁国道で慢性的な渋滞が生じるとともに、生活道路とか通学道路まで車が進入してくるといった状態が放置できないということで、国道の計画が決定をされました。これは平成12年5月26日、県の都市計画審議会において計画決定が承認されました。以上が、事業化及び都市計画決定に係る小中小路の経緯でありまして、先ほど申しましたように、当初のボタンのかけ違いといいますか、当時の町の一貫性のなさが、その後の合意形成に影響が出ているものと考えております。

最近の動向といたしましては、小中小路よりは平面構造2車線という情報がありましたけれども、これに関しましては、話し合いの結果、現時点ではおおむね、将来の交通量を考えると、4車線まで必要だけれども、平面化の可能性がないのかというご意見をいただいております。それと、法線につきましても、委員ご指摘のように、住宅地より離すようなことを求められております。これも、こういった計画としては仕方がないことでして、計画決定段階では、厳密なラインまでは決めません。その後の測量によって、住宅地にかなり接近するということで、小中小路の10番組という住宅地が並んでるところですけども、そこからは現時点では10メートル以上離してほしいということと、あと、高架構造になりますから、三上山への眺望ですとか、圧迫感を何らかの形で改修をしてほしいというご意見で、これにつきましては、何とか私もできないかなと思ってますが、10メートルの変更というのも国は決めた方針は変えられないと言ってますけれども、10メートルが確保できるかどうかということと、あとは、圧迫感とか眺望、これにつきましては、もう一

段、国のほうでシミュレーションをしていただいているところでもあります。また、当然、騒音についても要望が出ておりますので、これについても、こういった状態になるのかを情報を示しながら話し合いをしていきたいと考えております。

ただ、高架かどうか、平面かどうかということに関しましては、これは従来から申し上げてますように、車道4車線、そして、歩道がついている。そして、高架の場合は側道がついてますから、最低3メートル、車道は3.5メートルになると思いますが、そこに緩衝体を設けますと、単純にいても、3掛ける8とか、そういった道路になります。実質は30メートルから40メートル近くになります。それを平面で横断するとなると、野洲のまちが分断されますし、それだけじゃなしに、日々の国道バイパスの横断だけでも、特に、三上地先、今でさえも近江富士団地の方々、不便を困っておられるわけですから、そういったことからすると、高架のほうが好ましい、それと、通過交通という観点からしても、交差点が平面で生じないほうが望ましいというふうに考えております。

ただ、これは野洲以外の方の道路というよりは、それによって、もちろん、野洲の方も名神インターに5、6分、最低10分以内で、場所によって違いますけども、行けるということですし、きのうも病院問題でお話ししましたように、済生会病院に行くにしても、今より格段に短くなる。救急とか、防災といった観点からしましても、有効性は高いというふうに考えておりますので、つくるのであれば、高架構造でというふうに考えております。

それと、あと七間場ですけども、七間場も、当初はかなり反対意見がたくさん出されました、記録で見ますと。ただ、最近の状況では、団地内への出入りに対して、交通安全対策とか、バイパス完成後の騒音、振動などの環境問題や、工事予定箇所に埋設されていると思われる、これは隣接地に、土地の埋設としてアスベストがございます。これはアスベストが問題視される以前に設置された、埋設されたものでありますけども、今回、あわせて処理をしていただきたいということで、従来からも私は問題視してますので、これについては、直接、道路事業ではないんですが、協力した中で解決していきたいと思っております。七間場に関しては、そういうことです。

あと、妙光寺、これは私がずっと60年以上住んでる場所で、一番よく知ってますけれども、当然、当初は反対がありました。三上山の眺望はなくなりませんが、比良の山並みがきれいに見えるのは、まず見えないですし、駅に行くにしても、すごく不便になります。将来的に、農業はどうなるかは別として、農作業に行くのに30メートル、40メ

一トルの道を横断するとか、高架の下をくぐるとかいったことの心配がありましたけども、基本的には、一番渋滞してる場所ですので、みずからの市民のため、町民、市民のためだけじゃなしに、毎日、横断しながら、よそのナンバーが並んでいる、家族づれがぐったり疲れて乗っている、それは気の毒ではないかという理解も結構あって、一番、賛成が多かった地域です。地権者もたくさんおられますけども、前向きに進んできてました。先般、7月に国交省に来ていただいて、住民、話し合いを持ちました。そのときの説明では、基本的には了解できると、むしろ高架でないと駅とか、野洲市の他の地域に行くのに不便ということで、基本的には、すべて高架にしてほしい。ただ、あと細かい話としては、現国道から侵入する形で営業しておられるお店等については、大ざっぱなところで見ると、一方通行になって不便になるので、そこを具体的に改修をしてほしいというご意見がありまして、それにつきましては、今、国交省と協議を進めている状況であります。

以上、少しさかのぼった状況から、今日までの状況についてご説明をさせていただきました。

○議長（田中良隆君） 暫時、休憩いたします。

再開をいたします。ただいま、市長から反問権の申し出がありましたので、反問権を許します。

○市長（山仲善彰君） これから、たくさんご質問をいただくみたいですので、基本的なスタンスを確認させていただきたいと思います。

私も、住民ですので、当初から今申し上げたように眺望の問題、そしてから、不便利の問題、まちの中だけの生活ですと、不便利が高まる地域に住んでるわけです。ただ、広域的観点からすると、やはりあってしかるべき道で、30年以上、放置してます。それと、計画決定が打たれてますから、土地利用が拘束されてるので、つくるのか、つくらないかを早く判断してあげないと、見通しが立たないと、こういう状況もございます。それと、単なる産業道路とか、通過交通ではなくて、今、申し上げたような多面的な機能を持つてるといふふうに考えております。4.7キロぐらいで、設計速度80キロで、交差がなしで名神に行ける、あるいは1号線に入れるということになれば、すごく便利は高まると私は思ってますし、野洲のこれからの発展、内陸の孤島みたいな状態になってます。名神のインターに入るのも、30分、やっぱり見とかなないと心配、大津まで行くのに、24、5キロの距離を1時間見とかなないとだめだという状態から抜け出す必要があると思ってますが、野並議員は、まずこれまでの経過をどう評価されているのか、それと国8バイパスに

については、基本的にどういうお考えなのか、そこをまず明確にお伺いをしたいと思います。

○議長（田中良隆君） ただいまの反問に対する発言を求めます。13番、野並享子君。

○13番（野並享子君） 私、一番最初に言いましたように、1988年、各省庁に対して国8バイパスの要望を瀬崎博義前衆議院議員を先頭にやっております。

1988年9月、1989年10月、とにかく、本当に何とか進捗を図れということで要望をいたしております。この国道8号線の停滞というのは、本当にその当時から、何とかしてほしいというのは、野洲町民だけではなく、滋賀県全体の方々の要望、ですから、これ、全部のまちから行ってるんです。木之本の端っこから、ずっと、全部の国道8号線を利用しているという、その沿線の人たちと一緒に、この国道8号線のバイパスはやってほしいということで貫いております。

しかしながら、やはり地元合意が必要やというふうに思います。産業道路であるという通過道路になりますから、野洲市民にとってね。下に側道があるといっても一方通行です。そういうふうな意味で、やはり地元の皆さんの願いがかなうような、それと合致するような部分が、私は必要やというふうに思います。高架であるならば、確かに時間、短時間で行くでしょう。しかし、その5分、10分を、そこに面しておられる方々の犠牲の上に立って、5分、10分早く栗東のところにつないでいくというのは、それはどうでしょうか。全国的にも、平面で交差するというふうなバイパスはたくさんあります。それは、地元との合意の中で形成されて完成したというふうに私は思っております。それでいかがでしょうか。

○議長（田中良隆君） 暫時、休憩いたします。

再開をいたします。

○13番（野並享子君） 平面で渡るというふうな部分、信号で渡るというのと、歩道の部分だけをアンダーで下、トンネルみたいな形をつくっていくというふうなバイパスをつくってるところもあります。ですから、全面的に平面でというふうなところではなくて、高架の部分と平面のところと、また高架になる部分、そういうふうな形のバイパスというのは、1号線バイパスが今そうですね、高架のところと平面で交差してるところと、また高架になってるところというふうな、あれは、やはり、その地元との合意の中で、ああいう形になったんだというふうに思っております。ですから、地元の合意が基本やというふうに私は思っております。

○議長（田中良隆君） それでは、一般質問を続けてください、野並享子君。

○13番（野並享子君） この道路につきましては、何度も市長が言われましたように、話し合いがされております。これを見ていただきたいんですけども、高架の構造の場合ということで、これは平成20年7月に、近畿地方整備局滋賀工事事務所から暫定の2車線という形の、こういう構造も出されております。こういう暫定2車線というふうな、こういうふうなものも、とにかく、4車線で出発じゃなくて、暫定で高架。もう一つ、平面で、こういう暫定ですね。上を写してもらえません。平面でやったら、こういうふうな道になりますよ。これは京滋バイパスの、草津のところの道が大体、こういう道ですね。平面で側道があって、それで歩道があってという、こういうふうなことを平成20年の段階で、何とか、この道を完成させようということで、地方整備局が小中小路の自治会の説明につくっておられるんです。ことしの6月4日にも、また小中小路の自治会に説明が行われました。そのときに、こういう形で、農道の部分ができませんよ、通れませんよ、復旧やらも要りますよというふうな形で、ここら辺の道が使えませんよ、こういうふうな形で、田んぼが使えない道路もというのか、できますよというふうな、これは平面です。平面で何とか、こんなところで横断はできないよというふうな、そういうのを地元で説明をされております。でも、こういうふうな状況の中で、何とかこれを下に持っていくとか、いろんな形でせんならんというふうな、そういうふうなことが、説明がされてるんですよ。ですから、地元の方々にとって、何とかしてほしいというのを、国土工事事務所も絵を持ちながら話していっておられるという、こういうような形で平面でやったら、こういうふうな形になりますとかいうふうな、そういうふうな話をされてるんですから、これやったら、私、話が前へ進むと思うんですよ。地元が願われてるような絵を国土工事事務所が描いて、持って来ておられるんですからね。だから、こういうふうな国が見せた絵を、絵に描いたもちにされるんかどうか、市長にお尋ねしたいんです。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何か反問権が2つしかないので困ってるんですが、そういう絵を持って行ったのは、私、知らなかったんですけども、他の地域でも、これが日本の道路行政の欠陥だと、私はずっと昔から言ってるんですが、地先と言われると妥協する、先般も福島県、原発を見に行きましたけど、4号線バイパスというのは高架になってます。ただ、郡山の近くに行くと、平面交差しまして、せっかくうまく走れてるのに、市内に入るのに1時間ぐらい渋滞するんですね。平日で何でもないのに。結果的に、大きな店、大規模小売店ができたりとか、そういったことで渋滞をしています。今の水口バイパスも、いろいろ

妥協があったみたいですが、あそこに通勤してる人に聞いてると、一部の人たちは旧道を走ってると言ってます、皮肉な話で。

そういったことで、私は何も高架を進めてるのではないんですが、自動車というものをどう通すか、これは電気と一緒にして、一方に流れてとめないというのは国際原則です。それを日本の場合は地先、地先で妥協してしまうから、本来の投資が劣化してしまう、道路が、社会資本が劣化してしまうわけです。沿道開発が進む。日本の場合は、沿道にサービスしたら、側道であろうが、そこから一方通行で入ってきて、次の交差点で曲がるようにして大きな店ができます。これが日本の社会資本の大きなむだになってるわけですね。どこがいいとは言いませんけど、基本的には、都市計画がしっかりしてるところは、沿道であつても開発をさせない、きちっと、そこは通過できるようになってます。そういうことを考えると、この道路は、やはり、高架がこの290億の、将来の投資にふさわしいと思ってます。

もう一つ心配してるのは、小中小路で平面持って行っておられるんですけども、妙光寺の分岐から高架になってます。妙光寺市三宅線は高架で通るわけです。どこで下におりるのか、妙光寺の人たちは高架でなかったら困ると言ってます。行畑行ったり、駅へ行くのに。あそこは、地権者は妥協して、妙光寺市三宅線は、すべてが高架になるという条件で、あそこが膨らんでるのは、皆さん御存じだと思いますけども、あそこはランプウェイできるからというので、現時点で、かなり早い段階から農地を提供しておられるわけですね。

振り出しに戻るんだったら、そこまで振り出しに戻ります。ですから、法律に基づいて、県の都市計画審議会で決定したことを、皆さん、前提にしてるんですが、何とか通そうというので、妥協して平面におろしたりしてる、これは皆さん、知ったら裏切りで、だから、野並議員は通告書に書いておられて、今もおっしゃいましたけど、振り出しに戻ると言っておられるんですけど、振り出しをずらしてしまったら、そんなもん、ずれたものが、すべてもう一回、振り出しに結局、戻ってしまうと思います。だまされたと思う人がいっぱい出てきますから、そのあたり、質問はできませんけど、私はそう考えているということをおし上げておきます。お言葉を返したいと思います。振り出しに戻ります。

○議長（田中良隆君） 野並議員。

○13番（野並享子君） 市長は7月13日の都市基盤整備特別委員会で、高架でないバイパスは事業効果があがらず、平面交差のバイパスならつくらないほうがいいと言われましたが、話し合いでなく、これは上からの押しつけということになろうかと思えます。市

民の声を聞くという姿勢は、全くないんじゃないでしょうか、この点は、どのように認識されてるんでしょうか。

また、市長があのおきにおっしゃったのは、栗東市の平面交差もやめてもらって、高架にしてもらうというような発言をされました。栗東市でも、長年、地元との協議で、ようやく一部、平面で合意ができてきまして、高架ということになったら、本当に、これ、栗東で振り出しに戻ってしまうというね。市長は、そういう意味において、地元の合意というのは必要ないと考えておられるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 合意は必要に決まっていますよ。何か、どういうふうに思っておられるのか。私は地元の合意を得るためには、きちっとしたデータと考えを持って話し合いをしようとしているのに、地元の合意がないと考えていいと思ってるか、そんなん地元の合意なくてできません。

私が言ったのは、今まで、あるところでは立体交差ですよと、すべてが。ですから、共通の情報は全部、高架ということに来てくるわけですよ。それを、野洲の人たちには言わないで、栗東で平面になってる、これを私が知ったのは今年度に入ってからなんです。ですから、上げろと言ってるのと違う、上げてほしいと、本来、上げよとか、下げよとかじゃなしに、本来の法律に基づいた計画決定どおりにしていただきたいということを言ってるわけで、これは、いろんなご意見をまたお聞きしますが、何か論理が全然つながりませんね。私が強権的にとかじゃなしに、責任を持ってご提案をしてる。それと、今、委員をいただいたときの発言は、これは290億です。すごく大きなお金です。メンテナンス費用もすごくかかります。これからの子育て、高齢化に、これだけの投資をするのに単なるガイドになってしまう、そういう道がいっぱいあります。湖南幹線も私は常々言ってるんです。草津、栗東であれだけ信号があつたら、実際、何分かかるんかわからないんです。県に野洲から大津までの時間距離を出してくれと言っても、今、出せません。物理距離は出ますけども。道路というのは時間距離が問題なわけですね。だから、そういう観点から、せつかく、これからここまで遅れてきたんだつたら、本来の計画どおりにしてほしい。ただ、本来の計画が妥当かどうかは、もう一回、議論はあり得ると思います。でも、計画は計画、現場は現場。これでは、今のこの透明な行政を求めておられる市民の納得は得られません。単純な話だと思いますけども。

○議長（田中良隆君） 野並享子君。

○13番（野並享子君） 皆さん、栗東、知っておられる方は知っておられると思うんですけども、栗東の宅屋と中の部分ですね。この部分で、これ、6月4日の小中小路の説明会のときに出された資料なんですけど、ここをちょっと拡大していただけません。協議状況として、中ではずっといろいろされてて、平成24年4月8日に役員会の説明、5月26日は地権者等の説明というふうなことで、今後、地権者への計画説明して、合意が得られれば、道路のくい打ちをはかるというふうなことで出されているんです。これは、この部分ですね。平面ですよ。出庭林線との平面交差案について提示をということでされますね。こっちも拡大してもらえませんか。こっちの部分で、宅屋のところですが、これも宅屋の出庭林線との平面交差案を提示、6月15日、地元説明会ということで、宅屋のところ、中でもされてるし、宅屋でもされてるんですよ。これ、6月15日、まだつい最近です。地元について最近、平面でということで、国が地元説明やら地権者の説明をされてるんですよ。こういうふうな状況で、栗東の方々も、これはなかなか、できひんど、高架と山仲市長が言うておられるらしいけども、それは、これは地元での合意はなかなかできないよというふうなことが言われてるんですけども、工事できると思われませんか、市長。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） よそのまのことに、私、口を出すつもりは全くございません。

野洲から見て、野洲の、特に妙光寺から三上の一部の方たちは、立体交差だという前提でやっております。私も就任したときから、ずっとそのつもりでしたし、促進協を早くということで立ち上げたときも、そう思っていました。今、野並議員がご指摘なってる情報は、本当に今年度初めて知ったわけです。なぜ知ったかと言ったら、促進協をつくった限り、これから、こまめにそれぞれの地先の情報を共有化していきましょうという中で、実はとこのので出てきました。今までは真剣じゃなかったから、本当、これは30年放ったらかしですし、57年の事業計画から平成12年までかかっているのも、これ今から考えたら、12年と57年は大したことないみたいですけど、すごく時間がかかっています。現状は、よくはなっていない、課題は存在する、そういう中で、今、ここまできたんだったら、私は本来の計画どおりということで、地先のことについて、私は一切コメントしませんし、私が栗東にどうのこうのじゃなしに、計画どおりにしてくださいということが伝わっているので、私は今、野並議員がおっしゃった栗東の市民の方と話した覚えもございませんし、なぜ、山仲市長がという話が栗東から出るのか、一回、ちょっと確認いたします。これは野

並議員がおっしゃってるのか、どこから言ってるのか、私は何も、発言には責任を持ちますから、私は何ぼでも、隠れもしないで言いますけど、なぜ、今、野並議員が引用されたように、山仲市長が上げよと言ってるからということで、栗東が言われてるのか、これはおかしい話だというふうに思っています。

私のほうが、ある意味で、2つの面で正論だと思います。計画どおりしてほしい、私も当事者であって、そういうことを踏まえて、今まで協力もしてきたつもりです。それと、さっき申し上げたように、国民の税金を290億も使っていく、その事業効果から考えたら好ましい、それとやはり不便利、実際の横断の不便利を考えれば、通過する人の安全を考えれば、私はこれがベストだと思ってるから、私の意見を言ってるだけであって、強権的にとか、ちょっと先に偏見があるのと違いますか。できたら、なぜ栗東の市民が、山仲市長と、ちょっと不信感を逆に感じた次第でございます。

以上、ご答弁いたします。

○議長（田中良隆君） 野並享子君。

○13番（野並享子君） 私は市民と言ってませんよ。特別委員会で、市長が栗東を上げてもらいますとおっしゃったでしょう、栗東の平面になってるところを上げてもらいますと、そうでないと、そんなバイパスなんていうのはつくる効果はありませんというふうなことをおっしゃいましたので、ある議員さんに、山仲市長が特別委員会でこんなことを言うてはるんやけどと言うて、聞きました。そしたら、その議員さんも、栗東の市長からも、山仲市長から、そういうふうなことを聞いているというふうなことでした。これ以上はとめておきます。

次に行きますね。市長は、年内にはくい打ちをしていきたいと言われますが、小中小路の地元要望と市長とのプロセスには、かなりの開きがあると思います。早期着工にするためには、私は意見を一致しなければならないと思うんですよ。先ほど言われた、10メートル離してくれとか言われている内容、それは本当に、もっと早く、地元の願いを、私は国もかなえて、話を前に進めようとしたら、もう今ごろできてると思いますよ。最初から、とにかく、平面にしてほしい、家からは離してほしいというふうなことを言っておられるのに、法線は変えられへん、高架やないとあかんという形で、平行線のまま何十年も来てるんですよ。ほんまにつくる気があるんかというふうなね。ほんまにつくる気があるんやったら、地元の要望を聞いて、折り合いをつけていくというのが、私は前向きな対応やというふうに思うんです。平面やったら、これは国交省がつくってはる部分ですけど、家屋

から23メートルというふうな形で、28メートルで平面やったらいけるというふうなこと、高架やったら40メートル要るんですよ。だから、そういうふうな意味において、一つ一つ要望しておられることを聞いていけば、私は合意に達して、ゴーサインが出てくるやろうというふうに思うんです。そういうふうなことを、本当に早期着工をしていきたいのか、あくまで、高架で、通過で、すつと行く道路をつくるということに固守されるのかお聞きします。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 遅れてるのは、私はまだ4年たってないんですよ、私は単なる地域住民としてかかわってきただけです。30年の遅れというのは、私がかかわってません。

促進協はなぜなかったんですか、今まで。3市の市長、議長で力を合わせて、やっぱり、これだけの道です。促進協をつくりたいという根回しをして合意をもらって、めでたくできたわけです。国交省も何回も行ってます、これで。先般も整備局に私行ってききましたけども。それぐらいの熱意を込めてるわけです。それと、国民の貴重な税金、何回も言いますけど、290億、一番いい形だと思ってます。何も高架に固守してなくて、安全で、便利になればいいと思ってるんですが、それなら、計画改変から話を進めるべきで、法治国家ですからね。現場でころころ変えたら、不信感が生まれます。

それと、国交省、私、言ったように進め方がアンフェアだと思ってるんです。4車線で歩道だけの道を示してるんですが、これが、高架を全部なくすといったら、これは国交省、絶対、応じないんですよ。高架があって、言われた地先だけはこうなると、じゃあ、側道はどこでとまるのか、これは今聞いてるんですが、答えがないんですよ。

具体的に言いますと、あそこの妙光寺地先から高架で分かれていって、妙光寺市三宅線は高架です。そして、市道の大中小路地先も高架で通るわけです。そこは、歩道と側道が存在するわけです。今、野並さんがお持ちの図面は、小中小路のその地先だけは平面ですからと言って、本道が2車、2車の自動車道と歩道だけを示してるから狭いんですけども、じゃあ、その側道はどこに行くんですか、今、聞いても答えが出てこないんですよ。だから、もともと、国交省はつくるつもりないから、現場で仕事に行ってるだけなんですよ。ですから、その平面交差もありみたいなところを、そこら中でやってるわけです。

それで、私が、何が何でもくい打ちしようとか、そんなん思ってません。本当に、これは遅れに遅れて、今、ここの数カ月のきちっとした合意形成、こんなぐらいの遅れは知れてるぐらいに遅れてますよ。私なんか、三上の小学校行くにも、南桜行くにも、朝出ら

れないんですよ。野並さんより不便を困ってる人間です、私のところの近所の人も、かわいそうに、子供さんを学校へ車で送って行こうと思ったって、妙光寺から三上の小学校へは朝、渋滞してて通れないんですよ。これを30年とか40年続いているわけです。一番、痛みはわかっています。その中で、今、国交省はこの財政が厳しい中でも、実質は最後のチャンスだと言ってくれているわけですよ、今働きかけたら。だから、できるだけ、いい道路を早くつくりたいと思って、汗をかいているつもりです、本当に、これは汗をかいているつもりだと思っています。あと、2市に働きかけて。

これは何回も言いますが、あそこの西詰の交差点の問題とか、さっき出てきた川田橋、小菅議員がおっしゃった、あそこへも車が逃げて行っているわけですし、ですから、西本議員が心配しておられる湖南幹線、そして国8バイパスをつくれれば、野洲だけやなしに、県内の交通にすごく貢献するわけですし、だからそういう初期の目的を達成するためにやっているんであって、何か栗東にどうのこうのとか、何とかかんとかいう、そういうことより、もうちょっと大局的なお話をさせていただければ、笑顔で対応できるんじゃないかなと思います。

○議長（田中良隆君） 野並享子君。

○13番（野並享子君） 地元合意で、私は早期実現をはかっていたきたいと思います。もう時間ありませんので、次、新病院の問題について質問をいたします。

野洲市新病院整備可能性検討委員会から、今年7月に提言書が出され、市は7月13日の都市基盤整備特別委員会で報告があり、提言どおり進めると見解が出されました。内容は、場所は駅前市有地で、民間並みの材料等の調達で、公立病院で建設、整備可否の決定は、今年12月ということになっています。

6月議会の一般質問で、病院を建設するのであるのならば、公立病院で広島県のみつぎ総合病院のように、福祉、介護、医療の連携と、地域在宅医療支援などを充実し、地域包括支援センターを病院内に設置すべきと発言をいたしました。5万市民の命と健康を守るために、入院できる病院は必要です。そのために、これまでも野洲病院への財政的な支援は認めてきました。

しかし、野洲病院を利用されていない市民からさまざまな声が届いています。そこで以下の点について質問をいたします。提言でも、民間経営並みに材料の調達ができれば、10年後に黒字となっています。共産党市議団が実施したアンケートで、多くの自治体病院が赤字経営となっており、財政的に心配されています。どのように事業展開をはかってお

られるのか、お尋ねいたします。また、野洲病院に対する9億円の貸し付けの未償還6億4000万円と。

○議長（田中良隆君） 暫時、休憩いたします。

（午後 3時 19分 休憩）

（午後 3時 20分 再開）

○議長（田中良隆君） 再開をいたします。

○13番（野並享子君） 民間金融機関からの借り入れに対して損失保証している未償還元金の8億円、合計10億4000万円は、今後どのようなようになるのかお尋ねをいたします。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の新病院建設についてのご質問にお答えします。

民間から野洲病院が借りているお金に関しては、基本的には野洲病院が払うか、野洲市が払うかということであり、病院の動向によって、それは変わってくるというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（田中良隆君） 野並享子君。

○13番（野並享子君） 収支のシミュレーションに出されたあの中には、このお金は全く入ってませんね、そしたら。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 当然、入ってません、それは背後にある問題でして、野洲病院との関係は、一切、今回の病院検討には入ってません。何度も説明してるつもりです。野洲市が病院を整備するとしたら、どういう条件になるかということであり、

○議長（田中良隆君） 野並享子君。

○13番（野並享子君） 次に、場所について3カ所の候補地が出されておりました。駅前以外の土地について検証されたのか、買収でなく、借ということも含めて、他の土地の検討がなされたのか。市役所の裏の場所ならば、造成費も含めて、用地代で幾らになるのか、市三宅のところなら幾らになるのか。

また、他の場所も含め、借地なら幾らになるのかとか、そういったことが検討をされたのか。

また、そういうことをやったら、市財政の影響はどうなるんでしょうか、市民から、さまざまな場所の提案もあり、市民に理解してもらえる土地選定が必要ですが、見解を求め

たいと思います。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 土地選定につきましては、これも何度もご説明してますように、当然、市民の総意のまとまる土地、それとともに、やはり、客観的な条件がありますから、医療スタッフの問題ですとか、アクセスの問題、当然、それも市民の総意の中に含まれると思いますけど、いわゆる専門的な観点と、市民の普通の思いが合致する場所だろうというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（田中良隆君） 暫時、休憩をいたします。

再開をいたします。野並享子君。

○13番（野並享子君） そしたら、借地も含めて検討されたんですか。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 土地の検討はまだ入ってません。まずは、どういう機能の、どういう診療科目の、どういう規模の病院を、まずそれが成り立つかどうかでして、いわゆる、上物ですね。上下分離で、上物が成り立たない可能性も十分にあるわけです。市有地に病院を建てても成り立たないぐらいに厳しい。野並議員、最初にご質問があったんですけど、一番目だったんで、あえて答えませんでしたけども、まず、病院が成り立つかどうか、これをシミュレーションしてるわけです。かなり厳しいです。厳しいですけども、現状では、うまくやったら何とかなるというご意見ですから、もう一段の検討をしてるわけですが、それで成り立つという見込みがあったときに、次に、土地の問題を検討せざるを得ないと思いますけど、ただ、市の場合は市有地もありますし、想定できる土地があるので、今のところ、あっちをつついて、こっちをつついて、土地の評価とか造成費まではやってません。あえて、その病院、赤字かどうかというのは、全国の自治体病院、相当な赤字です。これは、きちっとやっつけて赤字の場合は、これも常々申してはいますが、市民の方が受益を受けてるわけですし、ただ、薬が無駄、無駄な手術をして赤字は困りますが、受益と貢献の関係からいったら、赤字病院は市民に利益が行ってるはずですので、最悪ではないと思いますが、でも、市の運営からしたら、赤字は絶対出したらだめです。そういうことで、赤字にはならない病院ができるかどうか、今検討してる最中でして、土地までは今及んでおりません。

○議長（田中良隆君） 野並享子君。

○13番（野並享子君） 共産党が皆さんにアンケートをお願いしました。毎日、2通とか3通とか、まだ返ってきてますので、中間のまとめなんですけども、今の段階で駅前の市有地がいいと言われる方が約30%、市役所の裏がいいと言われる方が41.3%ということは、市有地以外というのが7割ぐらいおられるということです。はがきの中でも、新病院は必要ないという方が28.9%、3割ぐらいありまして、そのほとんどが、66.6%が財政的に赤字になりそう、公立病院は赤字が多いとか、いろんな形で財政的に反対ということを言われてる方がたくさんあります。そういう意味において、用地を買って、他のところに行ったら、一体、どれだけの財政的な影響が出るんかというふうなところ辺りも、市民に皆さんには明らかにしないと、なかなか、市民のニーズとが合わないんじゃないかというふうに思うんですけど、市長、どうお考えでしょうか。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 当然だと思ってます。私のやり方は、全部、客観的に材料を全部お示ししてですので。

ただ、さっき申し上げたように、土地のことを無視してるわけではなくて、想定できる土地がゼロであれば、これは無理ですけども、病院をつくる場合、土地、そして、前から言ってますけども、つくれる財源があるかどうか、そして、あと経営がきちっとできるような条件が整うかどうか、医療スタッフが集まるかどうか、3つ、4つ、要素がありますから。ただ、土地に関しては全然ないんであれば別ですけど、まずは、やはり、ほかの点をきちっと詰めた上で、次の判断に至るだろうというふうに思ってますから、そういうことでありまして、きちっと市民の皆さん方のご意見を聞きながらと思ってます。

ただ、今、ご報告いただいたように、アンケートをしていただいているのは大感謝でありますけれども、きちっとやはり、情報が伝わってるかどうか、そのあたり、心配してまして、本当にいろんな議論をする中で、ものが見えてくる、思いが至るということがありますので、先ほどの国道も、わざわざ国道事務所長を呼んできて、委員会でやりとりをしていただいたのも、さっきご質問があったようなことを、もっと突っ込んで議論していただきたかったと思いますので、ぜひ、また来てもらいますし、病院に関しても、こういう本会議だけですと、その場、その場のやりとりが即時的にできませんので、本当にすごい議論をした上での、今、検討だと思しますので、3カ所あるからとか、アンケートは貴重ですけど、その後ろにあるご意見、ご意向も踏まえながら、もう一段の議論を、今後、また特別委員会で期待したいと思っております。

○議長（田中良隆君） 野並享子君。

○13番（野並享子君） 駅前がいいというところと言われてるのが、医師の交通の便利とか、患者さんが駅にどんどんバスやらが来るので、利用者が多いとかいうふうな形で利点をおっしゃってるんですけども、今、現在、野洲病院の医師、看護師などがJRを利用しておられるのは何割ぐらいおられるのか、つかんでおられますでしょうか。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 昨日、井狩議員にも確認しましたが、野洲病院へのこれまでの評価、野洲病院の評価の話ですよ。市の対応の評価、それと、今後の考え方ですね。きのう、井狩議員は病院がつぶれるまでは、1億なり支援をし続けていったらいいというご回答だったと私は理解しましたが、野並議員は今の野洲病院について、今後、どう市は対応していったらいいかなど。私は、常々申してますように、課題が存在するということが、野洲病院からの去年の4月11日の報告書で公的にわかったわけですから、すぐというわけにはいかないとしても、基本的には、やはり支援を打ち切る方向しかあり得ないと、市民の貴重な税金、補助もない税金を1億数千万、先ほどから、いろいろ学校の補助とか言われてますけど、あれも本当に何とか工面して、何千万と用意してるわけです。それから、緊急雇用も最大限、向けてるわけです。そういうことから考えて、1億数千万を今後も、今の野洲病院の現状に支援をしていって、存続させるのか、させないのか、そのあたりのご質問、これは私は一問一答になってませんので、2問、ご質問いたします。

○議長（田中良隆君） ただいまの反問に対する発言を求めます、13番、野並享子君。

○13番（野並享子君） 一番最初に私言いましたように、5万市民の命と健康を守るために、入院できる病院は必要ということで、これまで財政的な支援は認めてきました。一番最初に9億円を出す、3億、3億、3億出すという、それが出たときに、共産党の議員は私だけでしたが、そのときは反対しました。甲原外科さんが入院施設を持っておられました。同じように入院施設を持つてる病院がありながら、野洲病院にだけ公的な支援をしていくというのは、これはやはり公平な行政でないということで、1回目の議会では、私、それには、私1人でしたけど、反対をしました。次からは、もう、そのまま進んでおりますので、条例も通ってますので、公的な、そういう野洲の市民の命と健康を守るというところでは、この予算に対しては賛成をしております。全体的に、予算案そのものは反対をしておりますので、けども、この野洲病院に対して資金を投入するのがまかりならんというふうなことは、それ以後は言っていないというふうに思います。果たしてる役割は大きい

と思います。

今後ですが、あそこの耐震化ができてないということですから、やはり耐震化をしなければならない。そういうことで、私、一回、提案したことがありますね。続けながら、あそこの病院の後ろに耐震化ができないかと。重要な機器があるから、できない。それやったら、一時でも閉鎖してでも、入院してる人をどこかに預かってもらってでも、あそこの耐震化ができないかなというふうには提案したというふうに思ってるんですけども、それもできないということでしたので、今回、野洲病院が市に何とかしてほしいということをおっしゃってるのですから、もう野洲病院は閉鎖をして、市民病院として野洲が建設をするということに対して、私は必要だというふうに思います。今でも8万9,000人からの方がご利用されてるということですから、それだけ命と健康を守るということを、果たしていただいている病院だというふうに認識をしております。

○議長（田中良隆君） それでは、質問を続けてください。

○13番（野並享子君） 建設場所を駅前の市有地という見解を出されていますね。皆さんは、この駅前の市有地については、にぎわいと緑と集える場所を求めておられまして、病院の建設に反対という方もおられます。病院ならば絶対反対と書いておられる方がありました。

7月17日、全議員で名古屋市の南生協病院の視察研修に行ってきました。病院というイメージではなくて、病院敷地の周囲には飲食店やパン工房、保育園、建物の1階のロビーは病院の待合室というのではなくて、サロンのような雰囲気、お店もあり、関係ない市民が自由に往来しておられて、2階にはフィットネスとか図書室とか、病児保育とか、そういうような複合施設となっております。野洲がつくろうとしている新病院においても、大いに参考になるということをおもいましたが、見解を求めたいと思います。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 参考になる事例は、すべて参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（田中良隆君） 野並享子君。

○13番（野並享子君） このアンケートの中で、今、多分、野洲病院やら他の病院で治療を受けておられると思うんです。そういう中で、いろいろと声があります。長期療養型の病院がないとか、また、新病院設立に際しては、系列の確かな支えが必要やと思うとか、診療については午前だけでなく、午後の外来診療もあれば利用する、漢方専門外来があれば

ば嬉しいとか、後期高齢者の受け皿となる入院施設をお願いしますとか、整形外科が入院や手術できるようにしてほしい、産婦人科で、早く生まれても見てほしいということは、早産の子供ですよ。見てほしいとか、野洲病院で夜間の診療をまめにしてほしい、これは、済生会や草津総合病院まで行くのが大変ですということで、小児科のことをおっしゃってます。他市、他府県の人でも来れるようなレベルの高い病院にしてほしいとか、眼科、診療日を今は、ぽこ、ぽこ、ぽこですけども、毎日してほしいですとか、内科の医師がよく変わるので、定着して診療をしてほしいとか、そういったさまざまな願いが寄せられています。

私、市が、こういった市民から頼りにされる、そういうふうな病院をつくっていかなくてはならないというふうに思います。ですから、病児保育なども、市がやれば期待できるんじゃないでしょうか。今、何回やっても、予算全部流してる、保育園でやってほしいという病後保育ができないというような状況ですから、病児、病後保育なども期待できるんじゃないか、また、療養型50床ということで、たらい回しというのも、少しは解消できるんじゃないかというふうにも思いますし、地域包括支援センターを市の病院であるならば、設置をしていくというふうな形で、中学校区にということですから、今、1カ所しかありませんので、野洲学区のほうに持ってきてというふうな形で、野洲で3カ所の地域包括支援センターもできるんじゃないかとか、そういう、いろんな、直営の市民病院にしていけば、市としてアピールできる、いろんなことが、私はできるんじゃないか、民間の病院をそんなPRするような、それはできませんのでね、民間は民間という形で、独自でされる話ですので、直営のそういう病院の建設というのを、私はぜひしていただきたい、8万9,000人からの方がやはり利用され、さらにこういう充実をしてほしいという方々の願いにもこたえていくものだというふうに思うんですけども、市長の見解を求めます。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 基本的には今、野並さんがおっしゃったようなことだと私も思ってますし、これまでの専門家、市民のご意見もそういうことだと思ってます。一番心配しておられるのは、やはり財政負担がどうかというそこだけだと思ってます。それ以外は皆さん大賛成だと思ってます。ただ、きちっと経営すればうまくいくだろうという場所だと私は思ってますので、当然赤字のリスクはありますけれども、これはいくらい車でも運転を誤れば大事故が起こるわけですし、客観的な条件だけじゃなしに、いかにきちっと透明感を保って効率性を保って、そして責任ある運営ができるか、そこが分かれ目だという

ふうに思っています。

それと、ご指摘のように、単に病気の治療だけじゃなしに、健康から福祉から生活の質の向上全般にかかわるような機能サービスをあわせ持つというそういった機能も必要だろうと思っていますが、何度も言いますように、放漫経営にならないように。それとやはり、昨日も言いましたように、今までの町の運営というのは悪いという意味で言うんじゃなしに、やはりイギリス王室御用達のれんがを使ってとか、そういうような思いがある思想が流れてますから、そういうことじゃなしに、本当に市民のためのサービスをいかに守るかという観点から、検討していくべきかなというふうに考えております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（田中良隆君） 野並享子君。

○13番（野並享子君） この野洲病院のアンケートの中に、本当にびっちし書いておられるのは、財政的な負担で子供のほうにしわ寄せがいかないようにとかいう形が書いておられます。ですから、何かにしわ寄せが来るんではないかというふうなことが書かれています。一人16歳の方がはがきで、病院は必要というところに丸をされてました。ですから、そういう若い方も答えていってくださってるんですが、先ほども言いましたように、あの場所でいいと言う方は3割です。ですから、7割の方は、もっと郊外につくったほうがいいとか、さまざまな提案をしていっておられますので、やはりあそこの場所に決定をするというときには、それなりに7割の方に納得してもらえるような、そういうものがないと私はだめだというふうに思います。ですから、行政がもう決めたことだとかいうふうな形ではなくって、市民の皆さんに理解をしてもらえるような広報活動が必要ではないかというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、給食センターにおける放射能汚染の調査について質問をいたします。

福島第一原発事故から1年6カ月、ひとたび過酷な事故が起これば、取り返しがつかない状況が続いています。福島近隣以外でも茨城、千葉、東京でも放射線の値が高いところもあり、子供たちの鼻血が止まらないなどの異常が発生し、幼い子供を連れて関西方面に避難されておられる方もあります。この野洲市内に引っ越しをされてきた方があります。内部被爆について御存じのように、鼻から口に入ってきた放射性物質により、ヨウ素131は甲状腺に、ストロンチウム90は骨、セシウムは臓器に潜伏し、放射線を出し続けます。国は、食品の暫定基準を決めました。子供の基準はより厳しくしました。それでも、国際的に見れば高い数値のままであり、子を持つ親は食べ物に対して敏感になっています。

近隣地域で学校給食の食材を測定する機器が導入され、毎日測定され発表されています。野洲市では、産地を見極め汚染されていない食材を入れているから、測定器は必要ないと市長は答弁をされています。これまでからも発言をされています。しかし、広島県のシイタケから高濃度の放射線量が検出をされました。それは、福島から原木を仕入れ生産したことによるものであります。福島県だけでなく、250キロ離れた静岡県のお茶の葉からも、高濃度の放射線量が検出されたこともあり、すべての地域の食材が検査されているわけではありません。市が検査をしない中、お弁当を持参している親がいるということを知りました。セシウム137の半減期は30年、ヨウ素131は8日、プルトニウム239は2万4000年です。給食センターで吟味して食材を購入されていると考えますが、さまざまな流通があり、原産地だけでは判別できない問題があります。プランクトンに蓄積された放射線物質を小さな魚が食べ、それを大きな魚が食べというように、放射性物質が濃縮されていく食物連鎖も予想されます。未来を担う子供たちの健康を保障するためにも、野洲市でも給食センターで、残留放射線量の測定をすべきであり、見解を求めたいと思います。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の給食の放射能検査のご質問にお答えをいたします。

私は乱暴に放射線で汚染されていても、子供たちの食材がそれでいいと思ってるわけではないです。反問できませんから、意図が少しわからないんですけども、県内で甲賀とか、高島も入れると言ってますけれども、1台200万から300万ぐらいのもんです。セシウムの量はわかるみたいですが、セシウムだけでよければということですが、効率も悪い、精度も悪い。本格的にやるのであれば、二、三千万が普通です。それよりは、きちっとトレーサビリティと事前検査の情報でもってやったほうがいいのかというのは、私というか現場の考えでもあります。現場がやりたいけども止めてるというわけではございません。先般も、現場の職員としゃべりましたが、彼ら彼女たちの見解では、自分の子供らとしても安心して食べてもいいといいぐらいに、食材は吟味してるし、丁寧にやっているとということですから、現時点では中途半端な機器でやるよりは、現時点での事前チェックと情報収集による対応のほうがいいのかというのが私の見解です。やらないよりはやったほうがいいのかいんですが、やることによって中途半端なことで安心をしてしまう。あるいは、別の問題が生じるのでそういうことなんですけど、これは大いに議論にできることなので、大ざっぱな一般質問よりは、もう少し情報を持ち寄ってやったほうがいいのかとい

うふうに思っております。乱暴に清水の舞台から飛び降りて、怪我するかしないかみたい
に放射能の食材がどうでもいいというふうに考えているわけではございません。

以上、お答えといたします。

○議長（田中良隆君） 野並享子君。

○13番（野並享子君） 今、皆さんインターネットでさまざまな情報をキャッチをし、
ツイッターでいろんな情報を交換されています。確かに野洲の市民の中には、福島からか
なり遠い関係で、そんなに敏感さはないんですけども、幼い子供を持っておられる親にと
っては、これは子供が受ける被爆線量、内部被爆というのは蓄積してる。イオン化されて、
尿に排出は9割ぐらいはされるんですけども、1割ぐらいはそのまま残る。それは残った
ら、そのまま今言いましたように、セシウム137やったら30年間で半分でしょ。だか
ら、30年たって半分、そういうふうな形で体に残るというふうなね、そういうふうなこ
とで、すごく小さな子供さんを持っておられる方々は、少なかったら基準以下やったら
いいというふうな思いではないんです。残って蓄積されるから。セシウムは、臓器に残っ
ていくということですし、ずっと放射線を出し続けるという。ストロンチウム90は骨、ヨ
ウ素はもうこれは8日間で消えてしまうということです。まあまあこのヨウ素という
よりは、そういった部分が体に残るというね。残留するということら辺で、これ基準以
下やからいいというふうな形になってるんですけども、基準以下でも心配をされてると
いうのが現実なんです。今セシウムしかわからへんというふうなことをおっしゃいましたが、
この先生も、セシウムが出たら、确实プルトニウムも一緒に飛散をしてるから、だから、
セシウムだけが飛散したんではないので、セシウムがはかればその他の部分は、濃度的に
わかってるから、セシウムだけがはかればいいというふうにおっしゃってます。です
から、そういう意味で、基準以下やからいいとかじゃなくて、こんだけの量がありましたよ
という形で、情報を出してほしい。そしたら、1年間で内部被爆どんだけしたんやとい
うね。そういうなんは、親として計算ができるし、だから子供の場合は20ベクレルい
うな部分があるんですけども、ドイツの放射線防護協会の方々にとったらもっと低いん
です。4ベクレル以下。乳幼児には、それ以下ぐらいやないとあかんというふうなこ
とが言われているので、20でも高いというふうには思うんですけども、そういうと
にかく情報を出してほしい。検査をしてほしいというそういう願いなんです。食
材をどこから入れるかということを経営センターに尋ねても、それは言えないとい
うことを言われる。だから、どこから食材が来てるかもわからへんということで、
すごく不安に思っておられると

いうふうなことがありますね、さっき言いましたように、福島の本産地で作ったシイタケ、広島で作ってはんに高濃度ですから、何ぼ原産地を聞いたってあかんのですけどね。けども、葉っぱもんでしたらまさか土までは運んでおられないと思うので、そういう葉物と、きのこ類ね。そういうなんは、やっぱり吟味してやらんとあかんということが言われてますので、小さな子供を持つてる親の不安に答えていくということは、私は行政の仕事ではないかというふうに思うんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 当然です。行政の仕事じゃなしに、学校給食を提供してるわけで、行政の仕事という漠然としたものと違って、市が責任を持って学校給食を提供してるわけですからということです。行政の責任と言ったら、家庭での食材、市が提供してるのは週日のお昼だけです。行政の責任というんであれば、朝夕も含めて、あるいは土日含めて、全部何らかの責任を持たんとだめですけど、そういうもんじゃないので、学校給食を提供したとしても、責任は最大限果たそうと思ってます。ただ、トレーサビリティをいつでも公開してるというふうに、私が確認したらそう言ったんですけど、もう一回そこは違いますから、確認をいたします。そこはもう公開すべきで、取得すべき問題がないと思いますが、いわゆる企業情報とかそれがない限りは問題ないと思いますので、そこでカバーできるかどうかです。それと、本当にすべての食材がチェックできなければ、先ほど野並議員がおっしゃった蓄積、その子供さんへの蓄積がわかりません。だから、それだったら朝夕も含めてやらんとだめですから、ご心配はわかりますけれども、全然私拒んでるわけ違って、そこは必要だったら学校給食だけでもという限定であればですね、あります。

全然何か頑として否定してるわけじゃなしに、敵対的におっしゃってるんですけど、一般質問であるというよりは、もう少しきめ細かな議論をしていただいたらいいんじゃないかと。ただ、今の甲賀とかのよその町を批判するわけじゃないんですけども、あれでは私は不十分だというふうに認識をします。やるんであればもっときちっとやるべきだと。それであれば、人件費とか体制も考えないとだめだと思ってます。先般の〇157でも、野菜の洗浄が悪ければあなります。野洲の場合は、野菜は基本的に4回水洗いをしてます。可能な限りの安全対策をとってますが、放射能の残留については、やるんであればどこまでどうやるかという検討の上でというふうに考えたいと思ってますので、問題は預らせていただきます。

○議長（田中良隆君） 野並享子君。

○13番(野並享子君) 9月4日、読売新聞に、高島市教員のニュースが載ってました。皆さん見ておられるとは思いますが、甲賀やらもやっておられますけども、高島市では、同一性の測定器320万円をミキサーですり潰して、20分かけてセシウムの測定をしてるということで、毎朝調理前に12点ほど調べて、1キロ当たりこれ100ベクレルなんです。私さっき言うた20ベクレルとか、ドイツの方が言ってる4ベクレルよりもっと高いんです。100ベクレルの半分を超えた場合ということですから、50ベクレルですね。50ベクレルを越えた場合に県に報告し、食材は廃棄するという基準でされてるんです。これまで測定をしたのでは放射性物質は検出されなかったということで、ホームページでも知らせ、給食便りでも知らせてるというニュースなんですけども、大体このぐらいです。関東のほうに行くと、横浜とか東京などは、もう市民の方が測定をしてほしい言うて持ち込まれたら、測定をしてくれるというそういうのが県段階で測定器が設置されてるということですから、ですから、それこそ朝の分も晩の分もされておられます。私が聞いた方は、自分で野洲に引っ越し来て、農業されてます。自分の子供には全く無農薬で有機農法で、野洲に来て全く農業なんかしたことないという方が、自分の子供は自分で作ったものをちゃんと与えるねんということでされておられます。そこまで徹底されてます。それと、先ほど食材の生産地を教えてくれなかったというのは、それは給食の献立表が出てきたときに聞いたら、いつその葉物なんかは、がぱっととにかく送料が要りますのでね、6000食ですから。ですから、ここの産地と思っても、そこの生育が悪ければ、もう変えざるを得ないということで、結果しかわからんということなんです。事前では教えられませんというふうなそういうことやったんです。ですから、やっぱりはかってもらわないことには、子供を産地がわかるんやったら食べないでおこうというふうなこともできないというふうな形ですので、そんなところのものは入れておられないとは思いますが、いろんな意味で今預かりというふうなことをおっしゃいましたので、そんな2000万も3000万もするような機械でなくとも、今皆さんが願っておられるセシウムの数値をはかって、もう事後でもいいので、公表をしてほしいというそういう願いですので、ぜひとも小さな子供を持つてる親御さんのそういう願いに応じていただければ。320万円の機器でしたら行けるんじゃないか。しかし、人をつけてもらわんとあきません。片手間ではできません。ですから、人件費やと思います。機械は320万円ですけど、やはり人をつけていただけないとできないと思いますので、その人を張りつけてもらうということをお願いをいたしまして、質問とします。

○議長（田中良隆君） 次に、通告第15号、12番、太田健一君。

○12番（太田健一君） それでは、大きく2点について質問したいと思います。

大きな1点目として、道路の補修について質問したいと思います。

1点目に、市内の市道の老朽化が市内各地でも問題となっていると思いますが、全市的なそういった状況を把握しておられるのか。そして、その対策や補修の計画というものがどうなってるのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、太田議員の市内の老朽化の状況把握及び、その対策につきましてご答弁を申し上げます。

まず、この状況把握でございますけども、平成21年度に、市内全域の幹線道路につきまして、現況調査を実施し、舗装の状況を把握いたしております。ご指摘のとおり、自治会内の市道はもとより、幹線市道におきましても老朽化が進んでいる状況でございます。もともと本市では、財政状況が良好なときでも余り整備がなされていないという状況もございました。市といたしましては、先ほど申し上げました平成21年度の調査結果をもとに、市内全域の市道につきまして、平成25年度に整備の立案を計画しておりますので、その計画に基づきまして、予算の範囲内で安全な道路状況を整えるために、順次整備を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 太田健一君。

○12番（太田健一君） 野洲市内中にいろんな箇所が痛んでいるという現状は皆さんも御存じだと思うんですけど、私も近江富士団地に住んでますので、市内の団地内の方と一緒に少し現状調査してみました。

まず、ちょっと1つ目に、これ5区の団地の中のサンプルとして5区なんですけど、5区だけをちょっととりあえずちょっと調査してみたんですけど、このちょっと映像だとわかりづらいですけど、ここに線がいっぱい入ってます。これは継ぎはぎ。上水道、下水道の工事の継ぎはぎと、あとひび割れといろんなものを線にして表してあるんですけど、もうそこらじゅうひどい状況になってます。その中でも、道路の例えばこの幹線道路ね。一番メインの大きな通りは、大体みんな同じような感じなんですけど、センターにひび割れが入っていて、その周りにクモの巣状にここら辺に大体割れ目が入ってます。深さ10ミリから20ミリの直線状の亀裂が続いてるという感じですね。部分的にも、路面の沈下に

伴う亀裂場所がでこぼこの道となって、雨が降ったときなどに水たまりになったりしてま
す。

一番ひどいのが、コンクリートと縁石との境目。これは、まずきれいな状態なんですけ
ど、ここのコンクリートありますよね。これと歩道の境目、ここのコンクリートと歩道の
境目というところに亀裂が入ってて、深さが20ミリから30ミリぐらい。50ミリに達
してるところもあります。要は、その隙間から、これは草刈りした後なんですけど、2カ
月後にはこうなってます。草がどんどん生えてくる。草刈りしてもしてもまた生えてくる
というような状況になってます。ほかの場所で大山川という川が団地にはありますけど、
そこのところも同じコンクリートとアスファルトとの、これはもともと面一だったところ
が地盤沈下してこれぐらいの段差、もうこれが100ミリから150ミリぐらい下がって
ます。ここに雨が降ると、ちょっとこれは雨の量が少ないのでわかりづらいかもしれない
なんですけど、ここら辺に雨がずっとたまって、長く水たまりができてるような状況になっ
てます。

こういった箇所が5区だけでもたくさんあったんですけど、これは5区全体でももちろ
んありますし、市内全体でもいろんな箇所にこういった場所はできてると思います。さら
に、今近江富士団地に関して言えば、1戸から2戸にかけて、上水道の配管取りかえ工事
がされてますけど、こういったようにもう本当に継ぎはぎ。今これが上水道ですね、も
ともの。ほかの場所はどこも上水下水でもう継ぎはぎになって、そこに段差ができたりと
か、そういったような状況になってます。

地域の方々が場所にもよりますけど、やはり自分たちの暮らしてるところをきれいにす
るために、草刈りをされてますけど、大体二、三週間もしたらすぐに草が生えてくるとい
うような状況です。その中に、これもある方が、隙間にこういったちょっと白いものなん
ですけど、これはクラウドという建築用の専門的な材料なんですけど、この方はもともと
建築関係の方におられたんで、そういう材料が手に入るんで、試験的に、隙間にそうい
つたものを埋めていって試してるんやということを言うてはりました。この方はそういうも
のを使いますし、これは3区ですね。3区のこの建設所の隙間、ここがやっぱり段差にな
って、ここ通学路にもなっているんで、やっぱり危ないからということで、これはセメント
かな、セメントで埋めてあります。でも、もう既にセメントすぐにひび割れたりするので、
割れてきます。

こういったような状況で、そういったような感じで、地域の方々が自主的に自分たちで

暮らしてる地域の道路の隙間を危ないと。要するに、雨が降ったら水がたまる。段差があったら、これはどんどん高齢化されてるんで、歩くのにもつまずく、けがにもつながっていく。それで、安全という意味でもすごい心配だということで、自分たちの努力でされておられます。というふうな状況なんですけど、地域の方の団地の方の思いとしては、要するに、もう入居して35年以上たつとで、全体的にこういったような状況になってると。その路面がひどいということをも行政が認識されてるのか、認識されておられるとしたら、その路面の補修というのをやってほしいと。すぐにはできないだろうとしても、今後この先の計画の中でそういったはっきりしたもの、今の現時点であるのかどうかを知りたいというふうに言われてるんで、そこら辺の具体的な計画はあるのかどうかをお聞きしたいです。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 今、いろいろとケースがございました。ありがとうございます。特に、いろんな管理に対してまして、良好ないろんなことをやっていただいているということに対しまして、まず感謝を申し上げたいと思います。

質問の内容でございますけども、近江富士団地内の市道につきましては、宅地造成内、ご指摘のとおり、大規模な修繕についてはほとんど実施されていない状況でございます。当然、老朽が進んでいる状態と認識をいたしております。先ほどもお答えしましたとおり、予算の範囲内で団地内の歩道部分の据えつけ工事や、部分的な補修は対応させていただいております。しかし、全体の補修計画につきましては、先ほどお答えしましたとおり、市道の整備計画の中で対応をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（田中良隆君） 太田健一君。

○12番（太田健一君） 具体的なものはまだ出てないということですね。事前にいろいろお話しされている中で、要するに、今のようなクモの巣状になってるとか、いろんな段差というのは、これ市内全部ですよ。団地だけの話やないんで、そこを全部直すというのはやっぱり厳しいというお話でしたよね、全面補修をしてしまうというのは。できるとしても主要幹線というかメインのよく通りが多いところ、そういうところの危険度の高いところ、優先度の高いところからという話は聞いているんですけど、そういった計画になるということですね。全面は無理ということで、まずそこを。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） ご指摘のとおりですね。単独の予算の中で、これはもう

特定財源が獲得することができませんので、今一般財源の中で整備をさせていただきます。主要幹線から順次予算の範囲内という形で、まずは市三宅小南線、いわゆる体育館のもうちょっと五之里寄りになりますけども、この辺を補修とかですね。甲賀葉山線、そして、ことし和田の交差点のもう少し小篠原上屋線ですかね、50メートルほど、こういうところが非常に主要幹線の割には、やっぱり老朽化が進んでるという指摘もございましたんで、こういったあたりを修繕させていただいてるのが現状でございます。特に、補修計画でございますけども、今できました特定財源を何とか確保したいというふうに動いてますけども、滋賀県ではつい橋梁の長寿命化、いわゆる国も県も市もですね、当然いろんな市道を長寿命化、いわゆる橋梁の維持点検もございますので、それを何とか少しでも今手がけないと、10年後、20年後にいわゆる災害対策のために、それこそ手が出せないような状況になるんじゃないかなという形で、特に滋賀県では、この長寿命化がおくれておりますので、これにつきまして何とか特定財源、いわゆる一括交付金の中でできないかということも今県で検討していただいておりますので、市の抱えてる現状としましては、この橋梁の長寿命化と、舗装のこういった問題もあるといった形が今大きな課題となってるということだけはご理解を賜りたいなと思っております。

○議長（田中良隆君） 太田健一君。

○12番（太田健一君） なかなか自分たちが暮らしている団地のそういった生活道路だけをということは厳しいというのは、地域の方もわかっておられます。その中でも何とかしたいということで、これは一つお聞きしてるのは、例えば、本当に危険な穴がぽこっとあいたところとか、要は、事故が起きそうなところはもちろん行政が直してくれると。そうでない少し陥没してるとか、何かちょっと問題のある道路に関しては、地域から要望があれば、アスファルトのもとになる材料を、自治会なりの要望があれば袋で渡して、それを自治会の方々、住民の方々がそれを自分たちで埋めて、本当は工事現場に使ってるような転圧の機械があったらいいんですけど、なかなか一般の方は使えないんで、それを使わなくても、軽トラックとかで踏むだけで大丈夫だ。それなりの強度が出るということで、そういう使い方をしてるということを知りました、今は。

今回、この自分のサンプル的に僕の住んでる5区のいろんなところをお見せしたんですけど、コンクリートとアスファルトの間の隙間があって、そこから草がどんどん出てきて、どんどん広がっていったら。どんどん段差もできてきていると。じゃ、そこにそのアスファルトのもとを同じように、要するに、要望すればその材料をもらえるという話なんで、

もらってやってみたらどうかなというお話もちょっと事前にさせてもらったんですけど、なかなかその隙間にアスファルトのもとを詰めても多分余り効果はないというお話やったんですよ。なんで、そのアスファルトのもとじゃなくて、じゃ、他の材料で充填できるようなものを地域の方が行政でできないのであれば、自分たちの力でやるという方がおられた場合に、そういったものを行政のほうからお渡ししてもらって、地域の方でやってもらうという形は可能なのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） ご指摘がございましたいわゆる路面に穴があいているところにつきましては、これは現場をパトロールしまして、うちの職員のほうで対応していきます。そして、また地元から直すから、穴ぼこについて例えば自分たちでやるから、アスファルト補てん材をくださいということであれば、渡してるといような状況もございます。ただ、今ご指摘がございました、アスファルトとコンクリートの構造物の間の補てん、これはなかなかやっぱりアスファルトでは非常に厳しいと思いますわ。草というのはどこでも生えてきますので、そういったことで、やっぱりコンクリートがより好ましいんですけど、コンクリートもすぐひび割れが入ってしまうという欠陥もございますので、そういう補てん材、先ほどご提案がございました、建築の経験者の方がそういう補てん材をやっておられるということでもございましたので、それも一つのケースと捉まえて、先ほどご指摘がございました、やはり一挙に単独でやりかえ、舗装しかえというのは非常に財源的に無理があるということでもございますので、より道路の機能を維持させていくという意味におきましては、今後そういう方策で、地元とタイアップしながら、道路の機能を維持していくという方法は、我々もこれから模索していくということになりますんで、一つのパイロット的な方策としてまして、今後そういった形もどんどん取り入れていきたいというふうには考えております。

○議長（田中良隆君） 太田健一君。

○12番（太田健一君） 以前ちょっとお話ししたときに、県が道路で使ってる瀝青材というよくアスファルトの割れ目に塗り込んであるような、緊急的なものというのが実際あって、野洲市では使っていないという話はあったんですけど、名前がちょっと間違ったら失礼なんですけど、瀝青材というものもあって、例えば、そういったものとアスファルトの補修ができる。ただ、それはもう専門の業者がやってるんで、例えば先ほどのお話で、地域の方と行政でお話をして、そういったものを地域で頑張るようなら使ってもらおうか

と例えばなった場合に、なかなかそれは液状のものなんで、どんどんどんしみ込んでいくから、その量を幾ら入れてもしみ込んでしまうとか、安全性の問題とか、あと高価だと、値段的にもというお話もあったんで、一般の方が使えるものなのかとか、そういったようないろんな課題もあると思います。でも、物としては、一番僕も事前にお話ししたときは、確かに僕も見たとあるんだけど、県道とか国道で使われているあれならしっかり補修できますし、要は、ああいう補修をしないことには、どんどんどんやっばり水が入って、どんどん亀裂は広がってきますよね。一時的なものでも、なるべく早くそういう補修はしたほうがいいという意味でもされてると思うんですけど、できればそういったものも使えたらいいですけど、値段の問題だとか、予算がつくかつかないかということもありますし、先ほどご紹介したクラウドというものは、現実ではこれ25キロで2000円ぐらいらしいです。普通のセメントだと25キロで400円。かなり5倍ぐらい値段は高いものらしいんですけど、そういったものもあります。今もうお答えの中にあっただんで、こういったものも考慮してもらって、本来ならば、行政の方にやってもらうことが、地域からしたら一番ありがたいことですけど、なかなかいろんな問題、手が回らないとことか、優先的なことがあってという現状の中で、地域の方が納得して、自分たちでやるからという要望があった場合に、ぜひ今のような形で、お互いにサポートしながらやっていただきたいと思います。

それで、1個だけ事前にもちょっと聞こうと思ったんですけど、値段のほう。その瀝青材の値段というのとどれぐらいするかを。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明） 瀝青材、いわゆるアスファルトの液状のものでございますけども、まあまあ業者名ではクラックシールというような形でやってるところもございます。これにつきましては今のところ、昨日太田議員からご指摘をいただきまして、ちょっと見積もりなりいろいろ取り寄せてみました。大体、これは舗装時のところに業者が流し込んでしまうと。今ちょうど野洲中主線のあそこも最終的には舗装きれいになりますけど、今もうやっばり大分現状がひどいということで、こういったもので機能を維持してることがございますので、大体10個で2万5,000円から3万円、これは10メートル代です。2万5,000円から3万円。それに職員費がかかりますと4万3,000円から5万円1,000円ぐらいの10メートルになるかなと、こう思ってます。先ほど言いました、構造物とそういった継ぎ間につきましては、例えばそういう形でやっていた

だく。例えば、維持が必要な補修が必要な箇所につきましては、例えばこういうところでも対応させていただくという形であれば、限られた資源の中で、十分ではないですけども、道路の機能を維持していくということが少しでも面積が広がりますので、効果が出るのではないかなということがありますので、そういったことも踏まえて、こういったことも視野に入れながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（田中良隆君） 太田健一君。

○12番（太田健一君） 地域の方々が、もう自主的に自分たちでそういう補修とかされているような現状なんで、できたら今部長の答弁にありますように、ぜひ地域の方に協力してあげてほしいとお願いしておきます。

次、大きな2点目について質問します。

野洲川の河川公園の管理運営についてですが、まず1点目に、野洲川の河川公園の管理運営は、非公募による指定管理として、NPO法人YASUほほえみクラブが現在運営されていますが、これは指定管理料として約898万円で、スポーツ振興事業費の活動補助金として、約337万円で今回の決算にも示されていますが、この活動の詳細内容をまず最初にお聞かせ願います。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 太田議員のスポーツクラブの活動内容についてお答えを申し上げます。

YASUほほえみクラブにつきましては、平成23年度で764名の会員のもとに、スポーツを気軽に、また末永く、情報交流の場となるように活動をされております。

主な活動につきましては、基礎から学べる硬式テニスを初めとするスクール事業、同じ種目を楽しむ仲間が自主的な活動をするサークル事業、またウォーキングとかグラウンドゴルフなど、会員の交流を目的としたイベント事業、また小学校単位で実施されますコミュニティ事業、最後に軽スポーツや料理教室によって、健康づくりを学ぶようなメディカルケア事業などをこういう分野別に事業展開をされてるところでございます。また、今年度新たに障害者駅伝大会などを実施されるなど、障害のある方への事業にも今後力を入れていかれるということで、いろいろと1年間活動いただいているところでございます。

以上、お答えです。

○議長（田中良隆君） 太田健一君。

○12番（太田健一君） さまざまな事業されてるということですが、まず、なぜこのこ

とお聞きしたかと言いますと、現在ほほえみクラブに多くのサークルが入会されておられます。ラグビーだったり野球だったりバレーだったりサッカーだったり、さまざま加盟されておられるんですけど、その中のある一部のスポーツ少年団の方から、文句というか納得いかないというようなお話が僕のところにまず来ました。それは何かと言いますと、ほほえみクラブは、利用者に対して基本すべての団体に会員の加入というものをお願いされておられる。その会員に入られた方は、大人だと年間6000円、子供だと15歳未満だと3000円とか、そういった感じで年会費を徴収してるということなんですけど、僕が直接聞いたあるスポーツ少年団からは、8年前のももとのこのほほえみクラブが会員に皆さん入ってもらって、この地域総合型スポーツクラブというのをどんどん広げて、スポーツの普及とまちの活性化につなげて頑張っていこうよという趣旨で、強制ではないですけど、すべて今現在の少年スポーツクラブはできれば入ってくださいということで、僕がお話聞いているスポーツ少年団も、そのときにその趣旨に賛同して、ぜひともという気持ちで入られたらしいです。ですけど、現在その最初の趣旨からが全然反映されてなくて、メリットとして感じられるものはほぼないと。例えば、大人6,000円の中の1,000円幾らでも、3割ぐらいは保険代。あと4,000円ぐらいは一体何に使われてるんやと。月2回会報はこういうね、9月号とかありますけど、こういった会報が回ってくるのと、あと年に1回だけすべての少年団が集まって、運動会をするようなことがあるやらないやらみたいな程度で、他は何もないと。そういったような状況で、そもそも最初の段階は各クラブ、いろんなクラブがありますが、横のつながりをつくって、なかなか指導者も少ないとか参加者も少ないクラブもあるんで、そこら辺を度合連携し合いながら、野球やりたい人いる、サッカーやりたい人いるとか、テニスやりたい人がいるという形の子供たちができれば、どんどん紹介をし合って行って、お互いに広げていけたらいいよねという話から始まったんですけど、この入会してから8年間、全く受け入れ体制をだから用意してくださいって言われたけど、受け入れ体制を用意しても誰も入ってこない。何もそういったこともないし、全然この入ってるメリットがないんやというようなお話がありました。僕も直接河川公園の園長さんにもちょっとお話を聞きに行ったんですけど、やはりすごく感じたことは、設立されてからこの数年が経過していく中で、やはりスタッフの人も変わってますし、今園長さんも6月に新しくなった人が来てるんで、どんどん人も変わっていったこともあって、やっぱり当初の目的が機能してない。団体の大小によるやっぱり格差が出てるんやないのかなということをすごく感じました。そういった点に対して、どの

ように現状行政として認識されてるかをお聞きしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） お答えを申し上げたいと思います。

太田議員がいろいろとメリットの部分をお聞きいただいているということで、教育委員会としては、このスポーツクラブというのは、自主的にみずから動かしていこうという部分では、財政支援はしておるものの、自主的な運営に任すとされながら、会員数がやっぱり安定的にふえて、安定した運営をいただくということが大事だと考えておりますし、クラブも今年で10年目に入るということで、一つの転換期の中で新たな事業を取り組んでいこうということで、少し今回ご質問いただきまして、見てましても交流事業にも進めていこうということも考えていただいておりますので、本来クラブは世代間交流をはかるということとか、やっぱりこれから団塊世代で、少しスポーツにきっかけづくりですね。健康づくりをいただくというのと、それとやっぱりスポーツの裾野を広げるというこういう大きな密の中に動いていただいていると思っております。それぞれ入っていただいた活動の中で、少し有利不利という思いがあるようですが、クラブの今おっしゃっている部分で行きますと、今回会費の中では保険もかけて、だから他にスポーツ保険要らないですよとか、ジュニアについては一部ですけど助成をする。そしてまた、施設利用についても少し軽減をはかるということメリットに出しながら、会員増という形で取り組んでいただいておりますので、議員おっしゃる部分については、少しこれは事務局にも申し上げて、広く会員さんのご意見を聞きながら運営をいただくということで、進めてまいりたいと思っております。

○議長（田中良隆君） 太田健一君。

○12番（太田健一君） 私もこの資料を収支のをもらったんで、これを見てても要するに、納得いかないという少年団の方からすると、会費ようけ集まっているやんと、何百人とかいて、そのお金もうかっているのにどこに使われているんやみたいなことが自分たちには見えないと。もちろん、こうやって求めれば出るものですけど、なかなかそこら辺のことが理解できない。要は、問題はやはりさっきから言ってますように今10年ですかね、クラブが。その時間の中で、もともとの横のつながりとか、クラブとのしっかりしたつながりというものが、やはりなくなってしまって、そういう情報を共有するものがない。例えば、一つ言うてはったんは、どこのクラブもそうなんですけど、指導者は少ないですよ。やはりボランティアでみんな来てはるから。少ないけど、例えば野球、サッカーなんてメジャーなスポーツはいっぱいいますね。やはり、すぐにも指導しはるとかは集まるけど、な

かなかマイナーなスポーツだったりすると、指導者は集まらない。でも、その指導者を何とか探したいけど集まらない。集まらないけど何とか来てもらってる、自分たちも頑張ってる。でも、他市から来てるけど、もちろん使用料も払って、年会費も払ってくださってと言われて、その指導者の子供も2人入れて、6,000円と3,000円、3,000円で1万2,000円も年間払ってるけど、何か納得いかないという気持ちがあったりされるんですね。でも、そこら辺がやはり納得できるような体制ができれば、本人も言っているんですよ。もう自分たちは払うのが嫌やとか、だから脱会しようという感じではないと。そこら辺を納得できるような形に今転換期じゃないのという感じで言っているんですよ。先ほど部長も言うてはりましたけど、10年間って。そこら辺を園長さんにもそういう現状の話をしたら、そういう要望を上げてもらえれば、指導者が欲しいとか上げてもらえれば探してるんです。上げてもらえれば、県と連携して県下に45かぐらいの総合スポーツクラブはあるんで、そういうとこと連携して、そういったボランティアの指導者というのを探したりということは、動きはできるし、全然やりますよと。結果的に、その指導者、ボランティアの人が見つかるかどうかまた別としても、そういった動きもしますよって言うてくれてはるのでね。そういったようなこの要は、会員の方と今クラブとの間の連携がないんでね、年に1回ぐらいでも集まれるようなクラブの方がということ、運営はほほえみクラブさんに任せてるけど、そういったことを市としてもこういうアドバイス的な感じで、運営の仕方ですとかということもやっていければいいかなというふうに思います。

そのまま、次3点目の件は、もともとちょっとお話を聞きに行ったときに、公園予約の優先順位があるかどうかと聞いたときに、あるという話を聞いたんで、これは問題だなと思いましたが、昨日お話を聞いて、ちょっと話の筋違いだったということで、3問目はもうなしでお願いします。

最後の4つ目に行きますけど、いろいろ今ほほえみクラブのことをお話しさせてもらってますけど、もともと僕も周りからすごいこのクラブさんは頑張っているということを聞いてました。すごく頑張って熱意を持ってやっておられると。今回僕も市民の方から苦情をもらったので、直接聞きに行ったんですけど、今の館長さんも物すごく頑張って、情熱を持ってやられてるということを感じました。

その中で、今いろんなことをほほえみクラブとして、河川公園の利用者をふやしていきたい。去年で、23年度で6万1,000人いたのをもっと6万5,000人、7万人と

利用者をふやしていきたいと。だけど、なかなか知られておられない、まだ。野洲市はどんどん新しい人入ってきますよね。そういう方からすると、そういう河川公園があるということもまだ知られてなかったりとか、なかなか知ってもらえてないということもあるし、あと公園そのものが、公園だけどやっぱり河川なんで、国の法的な問題もあるので、河川そのもののもっともっていろんなことを考えてはるんですけど、法的な制約があったりしてできないというところがあると言われておられるんで、そこら辺行政と詰めながら押さえておられます。そういった思いでやられてはるんですけど、それを主として市民が親しみやすい、利用しやすい公園ということを考えてときに、どのような考えで今おられるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 非営利活動法人YASUほほえみクラブにつきましては、平成22年4月から、野洲川河川公園の指定管理者として運営委託をしているところでございます。地域型スポーツクラブとして今ご指摘がありましたとおり、スポーツにみずから親しみ、活動されている団体に指定管理をお願いしたところから、利用者目線の管理運営をしていただきまして、柔軟な発想で河川公園の活動についても提案をいただいているところでございます。また、一方で、今ご指摘がございました河川公園でございますので、国土交通省の占用を許可を得ながらやっているとということで、非常に制約が多いというのが1点ございます。また、河川管理者である国土交通省の河川保全利用委員会というのがございまして、それにつきましては、その委員会からは川でなければできない利用、川に生かされた利用、また縮小自然化の検討を言われた時期もございました。いわゆる野洲の運動公園。また、反対側には栗東なり守山運動公園、これをできたら集約できないかというお話もございました。これについては、我々は当然反対をしておりまして、今ご指摘ございました河川公園の人は年間6万人を超える、かなり利用をいただいている現状と当然相反しますので、市といたしましては、市民のニーズに応じて、今後は拡大も視野に入られて検討してまいりたいというふうには考えております。

○議長（田中良隆君） 太田健一君。

○12番（太田健一君） 本当にたくさんの方が利用されてますし、さっきの前段最初の質問にもありましたように、利用されてる方もずっと使いたいけどちょっといろんな課題もあるという、利用することに関してとか、利用するスペースの公園そのものの遊具だったり施設だったり、そういったものができるかできないのかという課題もたくさんありま

すけど、ぜひとも市民の方が全部、多くの方が使いやすい公園として運営していけるように頑張っていてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩をします。

（午後 4時 36分 休憩）

（午後 4時 37分 再開）

○議長（田中良隆君） 再開をいたします。

お諮りをいたしたいと思います。

本日の会議は、これにてとどめ、延会をしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明6日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて延会をいたします。（午後4時38分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成24年 9月 5日

野洲市議会議長 田 中 良 隆

署 名 議 員 小 菅 六 雄

署 名 議 員 田 中 孝 嗣